

鹿児島県史料集
(65)

高崎正風関係資料 1

「高崎先生伝記資料（維新時代／桜島地頭時代）」

鹿児島県立図書館

刊 行 の こ と ば

本書は、鹿児島県立図書館所蔵『高崎正風関係資料』のうち、「高崎正風伝記資料」と題する七冊から、「其二」維新時代および「其三」桜島地頭時代を底本として編纂し、『鹿児島県史料集 第六十五集 高崎正風関係資料一』として刊行するものであります。

鹿児島県立図書館には、幕末期に政局の中心であった京都において活躍し、明治期には欧米視察を行うとともに、八田知紀に師事して和歌を学び、のちに御歌所長を務めた旧薩摩藩士高崎正風に関する資料約二千五百点が所蔵されています。これらの資料は、昭和三十七年に『高崎正風先生伝記』の著者である北里蘭（二八七〇～一九六〇）の夫人より寄贈されたものです。

『高崎正風先生伝記』によれば、その執筆の基礎となった史料は、「其一」維新時代、「其二」桜島地頭時代、「其三」在外日記、「其四」手帖之部、「其五」歌稿、「其六」消息之部、「其七」系図其他の七部に分類されています。本書ではこのうち「其一」および「其二」を対象とし、鹿児島県立錦江湾高等学校の林匡氏ならびに鹿児島県歴史・美術センター黎明館の崎山健文氏の尽力により、編集・校閲・校訂を経て刊行の運びとなりました。ここに長年にわたる御労苦に対し、深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

本史料集が、郷土資料の保存・継承に資するとともに、地方史研究の進展および県民文化の向上に寄与することを期待します。

令和八年三月

鹿児島県立図書館長

東 條 広 光

目次

解題		i
例言		ix
高崎正風伝記資料〔其一〕維新時代		1
高崎正風伝記資料〔其二〕桜島地頭時代		93

解題

一 史料の来歴

幕末に政局の中心京都で活躍し、明治期には歌人として御歌所長を務めた旧薩摩藩士高崎正風に関する約二千五百点の資料が鹿児島県立図書館（以下県立図書館）に所蔵されている。

昭和三十七年（一九六二）十一月十八日の朝日新聞鹿児島版に、同館がこれを収蔵するに至った経緯が記されている。これによれば、本資料を寄贈したのは、『高崎正風先生伝記』（以下『伝記』）の著者北里闌（一八七〇～一九六〇）の夫人民とある。北里は言語学者として学習院大学・大阪大学に勤務し、一方で高崎の和歌の弟子でもあった。『伝記』は昭和三十四年に上梓されたが、北里は翌三十五年に鬼籍に入った。執筆のために集めた資料は、「出身地の鹿児島に高崎の資料が少ない」と生前北里が歎いていたことから、鹿児島に寄贈することになったという。

二 高崎正風関係文書の概要

さて、『伝記』によれば、北里は、執筆の前に収載史料の選別と整理を行い、これを大きく七つに分類した。則ち「高崎正風先生伝記資料」『伝記』七五八～七六〇頁参照）に掲載の「其一」維新時代、「其二」桜島地頭時代、「其三」在外日記、「其四」手帖之部、「其五」歌稿、「其六」消息之部、「其七」系図其他である。続いて解説と写本の作成を行い、その写本を七冊に綴った。北里はこの一連の準備を昭和八年から十年の間で完成させている。

その他、宮内省・貴族院・國學院等に関する資料約千点も同様である。

原則として写本は二点ずつ作成されており、万年筆を用いたと思われる。その筆跡は高崎自身のものではないものの、互いに完全に一致している。ただ、大きく異なるのが文字の濃さである。一点は濃く、一点は読むのが困難なほど薄い。県立図書館では前者をA本、後者をB本と登録している。断定はできないが、A本は北里による自筆写であり、B本はA本制作時にノーカーボン紙等の退色の早い複写用紙を下に敷いて作成したものか、後考を俟ちたい。

このように写本を作成された原本は、基本的に県立図書館に寄贈されていない。所蔵者のもとに返却されたと考えるのが一般的であろうが、現在のところ詳細は不明である。いずれにせよ、この写本を軸に、北里の知見・解説を織り込んだものが『伝記』であり、同書は現在に至るまで高崎研究に必須且つ唯一の伝記的書籍となっている。

一方で問題点もある。上記「其六」消息之部に分類された約千五百点にも及ぶ書状のうち七百点が高崎への来簡で約六百点が親族間の書状である。しかし、原本は県立図書館に寄贈されているものの、そのうち小松宮・北白川宮・下田歌子の三名の書状以外は未解説のまま写しも作成されていない。従って『伝記』には書状から得られる情報はほとんど反映されていない。同じように北里の撰に漏れた史料は、正確な数字は未詳だがかなりの数ある。

北里は歴史学者ではなく、その任務もあくまで和歌の弟子として伝記を作る事であったため、役割は果たしたと言えるが、先述「消息之部」には「整理中」と添書きがあり、書状の未翻刻について遺

憾の念を抱いていたのではないだろうか。

本史料群は、幕末の薩摩藩と公家社会の関係、明治初期の移地頭や桜島の実態、明治期の歌人ネットワーク、男爵家の家政、その他様々な角度から切り込み可能と考えるが、貴重な一次史料である書状の解説が大前提である。本史料集編さん委員会でも書状翻刻の重要性が指摘されたが、写本であつても日記等を先に刊行すれば、高崎の履歴を確認でき、これを縦軸とすることで書状の位置付けがしやすくなるとの考えから、日記等を先に刊行することとした。

三 本書の構成

本書が底本とするのは、鹿児島県立図書館が北里民から寄贈を受けた高崎正風関係資料のうち、北里蘭が高崎の伝記執筆のため分類・整理の上作成した写本を合本したもので、高崎の日記・履歴等に関する史料十六点から成る。北里はこれを「維新時代」十二点・「桜島地頭時代」四点の二冊に分けており、以下、一点ごとに資料名と収載する時期を並べてみよう。

高崎先生伝記資料 其一 維新時代

- | | | |
|--------|------------|------------|
| ① 公私萬留 | 文久二年二月十一日 | 明治四年九月 |
| ② 日記 | 文久二年閏八月二十日 | 九月晦日 |
| ③ 日記 | 文久三年七月二十三日 | 八月十七日 |
| ④ 甲子日記 | 文久四年元日 | 元治元年二月二十九日 |
| ⑤ 日記 | 慶応二年元日 | 十二月三十日 |
| ⑥ 上京日記 | 慶応三年七月九日 | 二十九日 |
| ⑦ 日記 | 慶応三年九月二日 | 十二月七日 |

- ⑧ 日記 慶応三年十二月八日 同四年四月朔日

- ⑨ 新聞 慶応三年十二月 同四年正月

- ⑩ 孝明天皇 愚存書 文久三年

- ⑪ 勧修寺宮御里坊永田越後介へノ高崎正風書状

- 慶応四年二月二十八日・同閏四月十四日・六月一日・四月二十七日

- ⑫ 高崎・奈良原堺町御門警衛交代始末報告 文久三年八月

高崎先生伝記資料 其二 桜島地頭時代

- ⑬ 日次 慶応四年閏四月十九日 五月十八日

- ⑭ 日次 慶応四年五月二十日 明治元年十二月二十九日

- ⑮ 日記 明治二年正月元日 十月二十九日

- ⑯ 学則 明治二年十二月 三年正月

一見して文久二年（一八六二）以降の記事が収載されていることがわかるが、そこに到るまでの高崎家について少し触れておこう。

四 文久二年までの高崎家と正風

福岡某著「本藩人物誌」（鹿児島県史料集十三）や『伝記』所収の「男爵高崎正風家系」によれば、高崎氏は豊後大友氏の支族で高崎城主であつたが、島津家五代貞久に大友家の娘が嫁ぐ際、その付添として来薩したことを機に島津氏に仕えることになったという。

正風の祖父は善左衛門親勝といい、父を五郎右衛門温恭という。父は船奉行を務めたが、島津斉彬の襲封を願ひ、斉彬の異母弟久光やその実母おゆら等の暗殺を企てたと疑われ、嘉永二年（一八四

九)十二月三日切腹した。その時正風は十三歳であったが、当日の父との別れの様子を正風本人が綴った文章が「内証紀」(『鹿児島県史料 斉彬公史料四』)に収載されている。その日は雪だったため、正風は「ふることに涙さそひ、見るたひに心を埋ミぬ」と雪に特別な感情を抱くようになったという。

これを境に高崎家は没落する。士分も苗字も剥奪され、嫡男の正風は父に連座し、嘉永四年(一八五二)九月、十五歳になるのを待つて大島(奄美)に流されたという(『伝記』)。同六年、帰国を赦されても士分や苗字を剥奪された状態は変わらなかったが、この間和歌に打ち込み、八田知紀らに師事し、例えば八田の歌集「しのお草」の序文を任されるほど才能を認められたことが後の栄達の契機になった。正風が士分や苗字を再び許されるのは文久二年(一八六二)二月であるが、父の死から十三年目、正風二十六才の時であった。

以上を踏まえ、それぞれ史料を見ていきたい。なお、筆者は令和二年十二月十八日(令和三年二月二十四日)に県立図書館で開催された「明治維新の舞台裏(高崎正風関係書簡から)」で、高崎正風関係資料のうち幕末期の書状約二十通の翻刻と解説に携わった。その成果から引用する場合、以下「高崎展」とする。

① 公私萬留

薩摩藩士時代の高崎正風に関する辞令・履歴等に関する史料を時系列に沿って綴ったもの。文久二年(一八六二)二月に士分・苗字を回復した高崎は、三月には率兵東上する島津久光の御供に拔擢される。無位無官の久光が軍勢を率い江戸へ下る行為は勅使大原

重徳の警護という名目で正当化されたが、高崎はその大原に拝謁を許されている。八月二十七日付高崎宛の八田知紀書状(高崎展)に、「大原様御拝謁之成行細々御漏下(中略)御歌も被進候よし、重畳世に有かたき御事にて御座候、」とあり、これがどれ程特別なことであつたかが窺える。この後高崎は閏八月二十日に御徒目付伏見御飯屋守勤に拔擢され、伏見・京都で活動することになるが、今後重要な鍵を握るであろう京都政局において、和歌によって身分や立場の壁を越え距離を縮めることのできる高崎の力が評価されたものと考えられる。二月の高崎の赦免は、ここまで見越した久光の的確な人材配置の一例と見てよいのではないか。

さて、履歴にもどろう。文久三年(一八六三)、高崎は、久光・小松帯刀・大久保一蔵不在の京都で八月十八日の政変を主導し、過激な攘夷論を展開する長州藩や公家衆の京都追放に成功する。これに対し、島津久光・茂久は勿論のこと、藩の枠を超えて諸侯・諸卿からの褒賞の記録が並ぶ。同年十月には京都御留守居付役となり、翌月には家格も一代新番に上昇する。

文久四年になると、山階宮晃親王の要請を受けて、薩摩藩士でありながら同親王の家来となり、諸大夫格となる。公家社会での信頼度の高さが窺える。

この年六月には御作事奉行格御供目付勤となるが、これにより家格も一代小番、翌七月には代々小番へとさらに上昇し、通称もそれまでの左太郎から伊勢へと変わった。その後、慶応元年(一八六五)四月に左京と改名。翌二年には京都へ家族を呼び寄せることを許可されている。同三年には山階宮に加え新たに還俗した仁和寺宮にも仕えることとなる。

慶応四年、戊辰戦争が始まると征討大將軍宮軍事参謀を命ぜられるが、わずか一日で解任。国許へ報告との名目で失意のうちに帰国を命ぜられ、後に京都居付も解任された。同年閏四月には桜島・牛根・高隈・恒吉・百引の地頭となり、翌明治二年八月に垂水・花岡・新城・市成の地頭を兼任している。同年九月には左京から豊磨に改名。そして廃藩置県を経た明治四年九月、鹿児島県庁より上京を命ぜられた。

② 日記 文久二年（一八六二）閏八月二十日～九月晦日

高崎が御徒目付伏見御飯屋守勤を拝命した日から書き始めている。着任早々、京都から国許へ下る久光一行への対応で慌ただしい様子が記されている。

九月十四日からは、攘夷督促のための幕府への別勅使派遣についての動きが活発化し、長州の久坂玄瑞や土佐の武市半平太等との協議の場に本田弥右衛門（親雄・京都留守居）・村山松根と共に高崎も同席している。

この頃の高崎は、暇を見て昼は京都の名所を廻り、夜は酒宴にと忙しい日を過ごす、それをしばしばにする者のうち、村山斉助（松根・木村仲之丞）・藤井良節（井上出雲）はおゆら騒動時の斉彬擁立派で福岡藩に逃れた者であり、上京間もない高崎の世話を焼く姿は想像に難くない。

③ 日記 文久三年（一八六三）七月二十三日～八月十七日

近衛家への薩英戦争の報告から八月十八日の政変前日までの日記。この間、薩摩は薩英戦争により孝明天皇の評価を上げたが（七月二

十五日条）、戦争直後故に島津久光は未だ上京できずにいた。京都では越前の松平春嶽の宿所予定であった高台寺が焼かれる（七月二十六日条）等、長州を中心とする急進的攘夷派が主導権を握っていたが、これに対し、京都守護職の松平容保を藩主とする会津藩は孝明天皇の御前での馬揃えにより軍事力をアピールする（七月晦日条・八月六日条）。高崎は強力な兵力を持つ会津と連携すべく八月十三日から連日会津藩士と語り合っている。長州や急進的攘夷派公卿が孝明天皇の大和行幸を目論むなか、高崎は中川宮（尹宮・朝彦親王）・近衛家・会津藩・土佐藩等の間を奔走している。

④ 甲子日記 文久四年（一八六四）正月元日～二月二十三日

「甲子」は古来中国では政令が革まる年とされ、多く改元が行われた（甲子革命）。高崎もこれを意識し本題を付したのだろう。この後二月二十日に「元治」と改元されている。

八月十八日の政変以降、京都における高崎の評価は高く、重要な仕事に携わっている。例えば、本文中の「勸修寺宮」・「勸門」は正月二十日条の「山階宮（晃親王）」と同一人物であるが、元は伏見宮家の親王であったものを、叔母と出奔騒動をおこし、同家を追放され勸修寺門跡となっていた。久光らはこれを還俗させ政治に参画させるべく高崎等に周旋させ、成功を収めた。これに対し山階宮は高崎を諸太夫格の家来となし、新たに「伊勢」の名を与えた（正月十五日条）。勿論島津家の家来と兼任だが、異例の処遇である。

また、正月二十四日条に「今朝大島御帰二お決」云々とするが、この「大島」は大島吉之助、則ち西郷隆盛を指す。当時西郷は島津久光の命により沖永良部島に遠島中であったが、これを呼び戻す

ことが決まったとの記事である。文久三年十二月二十七日の高崎宛折田権兵衛書状（高崎展）に「大嶋先生の儀、尊兄御力量を以て突然御直言被成候処、遂に御有免の模様相成」とあるように、この赦免には高崎が大きく関わっている。久光の覚えのよい高崎が周囲に推され説得を引き受けたようだ（『鹿児島県史三巻』）。ちなみに、折田権兵衛（寧行）は高崎の近所に住む幼なじみであり、高崎不在時には名代を務めている。その弟彦一は京都大学の前身旧制第三高等学校の初代学長を務めた。

このような中、將軍家茂の二度目の上洛も記される（正月十五日条）など、高崎にとって激動の正月となった。

⑤ 日記 慶応二年（一八六六）元日 ～ 十二月三十日

慶応二年一年間の日記。前半は和歌を添える日が多く、また、京都内外の名所を訪れる機会も増える。例えば、正月十八日～二十三日条には梅の名所「月瀬」（現奈良市北東部）、二月は十三日条に陽明殿の「いとさくら」、二十一日条に知恩院の「垂絲桜」、二十四日条には仁和寺宮に従い嵐山の花見に行く。三月十二・十三日には「鞍馬寺・寂光院」等へ、四月七日から十九日の間は「天橋立」へ出掛けている。

この年も、薩長同盟、第二次幕長戦争、將軍家茂死去、慶喜將軍宣下等、様々な出来事があったが、中でも孝明天皇の薨去（十二月二十六日条）の衝撃は大きかったことが伝わる。

⑥ 上京日記 慶応三年（一八六七）七月九日～二十九日

慶応元年に京都居付を命ぜられた高崎は、同三年に母・妻等の京

都居住を願ひ出、許可を得た（史料①参照）。早速一家転住するが、本史料は、高崎が母（とめ・新納常善娘）・妻（てい・山田清安孫）等を伴い上京した際の紀行文である。

七月九日に鹿児島を海路出発した一行は、途中長崎に十一日余り滞在し、五代友厚の案内で盆の行事「生（精）靈流し」を見物するなどし、七月二十九日に着京している。

巻末には、この上京が母への孝行のためであることが記されている。夫が非業の死を遂げ、その後十三年間の不遇の時代を堪えた母の苦勞に報いたい思いが見える。

⑦ 日記 慶応三年（九月）二日～十二月七日

王政復古の大号令の直前約四か月の日記。情勢は次第に緊迫の度を高めるが、高崎は上京後間もない母や家族を連れ、近江（九月十四～十五日）、宇治（九月二十一～二十二日）、嵐山・高尾・梶尾（十月十八～十九日）を見物している。また、十月二十一日～十一月朔日の間は伊勢参詣に出掛け、所謂「ええじゃないか」に遭遇している。

これらに家族として同行した「富次郎」とは、高崎の甥で、後の画家曾山幸彦である。また、「藤子」は京都で高崎の側室となった人物である。

大政奉還前後の政治的に重要なこの時期、高崎は土佐の後藤象二郎と頻繁に会っている。大久保・西郷等が武力討幕へ準備を進める中、大政奉還により軍事的衝突を避けようとする土佐藩の中心人物と毎日のように会う。またこの時期小松帶刀邸を訪問する頻度が高まっている。幕府は十月十三日に諸藩の代表を二条城に召し、大政

奉還の方針を告げるが、翌日朝、小松邸を訪れた高崎は、「きのふのこと詳に聞てよるこひにたへす」と記している。

他にも十月十七日条には討幕の密勅を携えているであろう小松・西郷・大久保の発京について、十一月十七日条には坂本龍馬と中岡慎太郎が十五日夜に「切害」にあったこと、同二十二日条には藩主島津茂久が京都の二本松藩邸に入ったこと等が記され、次第に緊迫の度合いが増してゆく様子がわかる。

⑧ 日記 慶応三年（一八六七）十二月八日 ～ 四年四月初日

山階宮の家臣を兼務していた高崎であったが、十二月九日の王政復古のクーデターの成功により還俗を命ぜられた仁和寺宮の家来も兼務することとなった（十二月二十日条）。

十二月二十七日日には、鹿児島から呼び寄せた家族が帰国の途に就いた。京都が戦火に包まれることを恐れたと考えられるが、⑦の十二月六日条に帰国を許可されたとあり、その申請は十月に提出されていることから、その頃にはすでに戦争が想定できたものと思われる。

翌慶応四年正月三日、鳥羽・伏見の戦いを皮切りに戊辰戦争が始まると、同日、仁和寺宮を征討大將軍とし、翌四日、高崎はその軍事参謀に任じられた（史料①参照）。

ところが、五日、高崎に急遽帰国命令が出る。国許への報告が名目であった。慶応三年十二月付の西郷吉之助書状『大久保利通関係文書三』にその理由とおぼしき記述がある。

「高崎左京義、（中略）因循説を以仁門公（仁和寺宮）を惑し、所謂後藤之説を信し陰策有之、（中略）堂上方憤激被致、無致

方御差下相成候間、左様御含可被下候、必罷下候上ハ妖説を唱へ候半と奉存候、一蔵と私兩人の処相除き候へハ邸中ハ決而暴論ニ而無之忤申触れ、」

高崎が土佐の後藤象二郎の説を信じて陰策を廻らし仁和寺宮を惑わしたことに對し、岩倉具視等「堂上方」が憤激したことにより、仕方なく帰国させたということである。他にも、帰国後も必ず妖説を唱えるだろうとか、京都藩邸の西郷・大久保以外の者は暴論家ではない等と言いつつ触れていると知らせている。

西郷・大久保の武力討幕路線に對し、高崎が後藤と頻繁に会い、大政奉還を望んでいたことは史料⑦から明らかであり、西郷の書きぶりから窺うに、その対立は深刻だったようである。

正月十日、舟で京都を出発した高崎は、途中烈しい西風により大幅に遅れながら二月一日に鹿児島に帰着する。二月二十七日には長男梅千代が誕生するが、間もなく早世。

⑨ 新聞

慶応三年末から四年正月にかけての京都情勢について、高崎自身が見聞したことをまとめたもの。(1)慶応四年正月の鳥羽・伏見の戦い、(2)王政復古の大号令に伴い設置された三職の一覧、(3)徳川慶喜奏聞・徳川慶喜追討令など慶喜に関する文書等により構成されている。

史料⑧の二月朔日条によれば、高崎は、島津久光に京都の近況を伝えようと鹿児島城二ノ丸に上るが、久光は療養中で面会時間に制限があり、文書にして提出するよう命ぜられている。本資料はこの時作成されたものであろう。

なお、本史料に付随する絵図二点を掲出したので参照されたい。

⑩ 具存書

本史料は、孝明天皇から島津久光へ宛てた宸翰であり、文末に「此書状覽後返却深頼置候也」とあることから、久光が写しを作成し、さらにそれを高崎が写したものである（史料⑩表紙参照）。久光の写しは『鹿児島県史料 玉里島津家史料十』補遺文書七七四号に収載されている。その最後に文久三年十一月十六日に久光が写したことが記されている。高崎が深く関係した八月十八日の政変について多く記されている。

⑪ 勸修寺宮御里坊永田越後介へノ通信 四通

高崎から勸修寺宮御里坊の永田越後介への書状四通から成る。日付はそれぞれ(1)二月二十八日 (2)閏四月十四日 (3)六月一日 (4)四月二十七日であるが、その内容からいずれも慶応四年の書状と推定できる。各通の主な内容は以下のとおりである。(1)母や家族が途中幕艦から砲撃を受けながらも帰国できたこと。跡のことは頼むとのこと。男児出生とその死去のこと。(2)側室処置のこと。(3)御里坊引払いのこと。(4)使番となったため再上京の可能性が下がったこと。側室の件を五代友厚に頼んだこと。

勸修寺は現在の京都市山科区にある真言宗の門跡で、高崎が仕えた山階宮晃親王は還俗前は勸修寺宮であった。山科は遠方のため、京都市中の石薬師寺町角に「御里坊」という坊舎を設けていたが、これを高崎が借用していた（史料⑪の(3)）。永田越後介に関する詳細は現在の処未詳であるが、書状は個人的な内容を多分に含ん

でおり、高崎にとって信頼の置ける人物と考えられる。

⑫ 高崎・奈良原堺町御門警衛交代始末報告

八月十八日の政変の顛末を綴ったもの。

⑬ 日次 慶応四年（一八六八）閏四月十九日 ～ 五月十八日

桜島・牛根・恒吉・高隈・百引の各郷地頭と桜島赴任を命ぜられてから着任二日前までの日記。戊辰戦争中であるため、軍事訓練等が最重要の任務であった。桜島の前任の地頭は中山中左衛門が務めた。

⑭ 日次 慶応四年五月二十日 ～ 十二月二十九日

戦時体制下の地頭の日常を伝える史料。未だ戊辰戦争は継続中であり、前線へ訓練された兵士・部隊を送り込むために訓練が頻繁に実施されている。また、鹿児島湾に敵が侵入することも想定されており、遠見番所による海上監視が強化され、その修繕を指示している（五月二十二日条）。賊船襲来の風説もしばしばあり、種子島沖に見えたという日もあった（九月九日条）。

地頭が初めて現地入りする場合、宗廟に参詣し、地頭仮屋に入る。則ち、桜島は五社大明神（五月二十日条）、牛根は居世大明神（九月十日条）、恒吉は投谷八幡宮（九月十四日条）、高隈は中津宮大明神（九月二十日条）といった所である。郷士にはこれを服を改め平伏して迎えており、藩主に替り直轄領を治める地頭の権威が伝わる。高崎が地頭としてリーダーシップを発揮した事例として、桜島の黒神村大火への対応を見てみたい。九月二日に発生した火災は同村

の家数八十余のうち六十余を焼いた。翌三日、高崎は話し合いの末、まず二名を先発させ、罹災者の貧富や焼失の度合いを調べた。同時に米三俵を持ち込ませ、救民対策とした。また、家を無くした人のために小屋を建てることとし、この日午後から材木と共に現地入りする。まずは飢えを凌ぐことが大事と、被害の度合を三段階に分け、これに応じて救米を与え、翌四日、朝から小屋を立て始めた。五日、本日中の小屋完成の見込みが立ち、一旦帰宅。九日に再び現地入りする。大山野（開墾地）三十丁を視察した高崎は、当初撃剣場の建設や困窮士対策に充てるはずだったものを、三分の二の土地・樹木を衆中・百姓に与えることを決断し、十日には与える土地に「しるし」を立てている。高崎本人の文章のみで全てを判断することはできないが、スピード感をもつて適確に指示を出す姿からは、高崎の能力の高さが窺える。

その他、高隈登山、亡き父の若かりし日の手跡との出会いや温泉の思い出など様々なエピソードが並ぶ。

⑮ 日記 明治二年（一八六九）正月元日 ～ 十月二十九日

この年五月、函館五稜郭が落ち、戊辰戦争が終結する。その以前から薩摩藩では戦後を見据え藩政改革の動きが顕著であったが、特に戊辰戦争の凱旋兵士による門閥打破の声は大きく、武力討幕に反対した者も同類として糾弾された。二月十七日には知己の奈良原幸五郎・伊地知壮之丞が免職となっている（『鹿児島県史料 大久保利通史料一』所収「大久保利通日記」）。先述のとおり、高崎も武力討幕に反対の立場であったと思われるが、日記によれば高崎の周囲は落ち着いている。或いは桜島地頭を務めていたことが幸いしたの

かもしれない。

八月には大きな事件が二件起きる。一件は七日に嫡男元彦が誕生したことである。もう一件は二十一日に、垂水・花岡・新城・市成各郷の地頭の兼任を命ぜられたことである。高崎はこれを固辞したが許されなかった。

⑯ 学則

高崎が作った垂水学校の学則と過程。明治二年十二月付で記されている。今藤惟宏撰の明治三年正月元日の序文が添えられている。

（崎山健文）

例言

一本書は、鹿児島県立図書館所蔵「高崎正風関係資料」のうち、「高崎先生伝記資料」と題された七冊から、「其一」維新時代・「其二」桜島地頭時代を底本とし、『鹿児島県史料集 第六十五集 高崎正風関係資料一』として刊行するものである。

一本来底本とすべき高崎正風自筆本は、現在の処所在不明であるが、『高崎正風先生伝記』の著者北里闌が同書執筆のために作成した各二冊の写本がある。二冊の筆跡は完全に一致しているが、文字の濃さが全く異なる。県立図書館では濃いものをA本、薄いものをB本と登録しているが、このうちA本を底本とした。

一北里闌著『高崎正風先生伝記』で校訂した箇所は◎記号をもつて、『鹿児島県史料 旧記雑録後編』で校訂した箇所は⑩記号をもつて示した。補充・挿入箇所は「」およびくで示した。

一底本の体裁を凡そ次のように統一した

- ① 台頭・闕字は底本どおりとしたが、平出は原則として闕字と同様に一字空きとし、改行しなかった。
- ② 年月日や差出・宛所などの高さや位置は原則として底本に従ったが、和歌は本文より一文字下げた。
- ③ 原注は「」（墨書）、『』（朱書）で囲んだ。
- ④ 編者注は（ ）で囲んだ。
- ⑤ 適宜読点「、」及び並列点「・」を付した。ただし、史料⑩については、底本に従い「」も使用した。
- ⑥ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁にそろえた。

- ⑦ 移動や挿入の指示がある場合は、これに従った。
- ⑧ 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江・茂・者・与・而など一部はそのまま用いた。
- ⑨ 漢字は、一部の異体字・略字を除き、原則として底本の用字にならったが、混用している場合、いずれかに統一した。
- ⑩ 底本に落丁がある箇所は、B本で補った。
- ⑪ 錯簡がある場合は、正しい順に頁を並べ替えた。
- ⑫ 解読不能な文字は■で示した。

高崎先生伝記資料

〔其二〕

維新時代

〔表紙〕

〔高崎先生傳記資料

其一『維新時代』

〔表題張紙（活字）あり、省略〕

〔中表紙〕

〔改第『一』號

公私萬留

〔角印〕〔紫苑會印〕

高崎氏

文久二年壬戌仲春吉日

奉 高崎猪太郎^{（五〇）}

右家内札本高崎名字之左太郎^{（正風）}江御用候間、明十二日四ツ時、麻袴
為致着用召列可被罷出候、以上、

二月十一日 嶋津壬生

右之通致承知、二月十二日四時、猪太郎同道ニ而罷出御届
申上、桃之間江扣居候處、九半時分 御袖判下江廻候様承、
罷出候處、御目付四人出張有之、島津大藏殿・嶋津壬生殿
敷舞臺末ニ着座、無間茂御目附永江箭七郎より罷出よと被
申候付、末席ニ而待座、

奉 高崎猪太郎

右家内札本高崎名字之左太郎江御用候間、明十二日四ツ時、麻袴

為致着用召列可被罷出候、以上、

二月十一日 島津壬生

右之通致承知、二月十二日罷出候得者、於舞臺左之通被
讀渡候而 御書付被相渡候、着座島津大藏殿・島津壬生
殿、御目附四人、

御小姓與

高崎猪太郎

家内札

本高崎名字之

左太郎

右者、依親科士被召放置候得共、深 思召之訳被為
在、出格之御取訳を以此節被召出、祖父高崎善左衛門
名跡相續被仰付候条、難有可奉承知候、

右御格之通可申渡候、

二月 大藏

右文久二年壬戌二月十三日於敷舞臺被達候事、^{此一行 朱書}

口上覚

私事祖父高崎善左衛門名跡相續被仰付難有仕合奉存候、依之五番
組小與八番江組入被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀
奉頼候、以上、

戊二月十四日 高崎左太郎

五番

觸役所

口上覚

願名太郎

私亡祖父高崎善左衛門名跡相續被仰付難有仕合奉存候、依之御序之節御札申上度奉願候、私事代々御城下江罷居申候、尤名替之儀茂奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

川上右膳組

御小姓與

戊二月十四日

高崎左太郎

五番

觸役所

五番組小與八番組入、

高崎左太郎

右被仰付候、

川上右近組

御小姓與

高崎左太郎

右者江戸江差越學問修行いたし度、三拾六ヶ月御暇之儀願申出、當時出精之由候ニ付、御取訳を以願之通御暇被下三人賄料被下置候条、一涯致出精其詮相立往々御用立候様可心掛候、此旨申渡可承向江茂可申渡候、

三月

(喜入久高)
撰津

高崎左太郎

右者 思召之訳被為 在祖父名跡相續被仰付候条、親兄弟迄茂都而家内入被仰付候条、願出候様可申渡候、

六月 大藏

右戌六月五日致承知候事、

口上覚

高崎左太郎

母

右同人

妹

右者私親類高崎左太郎事依親科名跡被召禿、親類家内江被入置候处、此節祖父善左衛門名跡相續被仰付候旨被仰渡難有仕合奉存候、依之右之通家内入被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下度奉願候、以上、

但是迄亡高崎善兵衛家内札被仰付置候、

川上右近組

御小姓與

高崎左太郎江戸詰

名代

高崎喜兵衛

六月八日

五番

觸役所

右之趣承届候条、月番御用人江相付可申出候、以上、

五番

戊七月

御小姓與番頭

高崎喜兵衛殿

右江御張紙

願之通家内入令免許候、

八月 大藏

差出

一 申八月より戊七月迄何御奉公相勤候哉可申出旨被仰渡趣承知仕、

私事當三月廿六日 三郎様就 (島津元光) 御参府守衛御供被仰付、四月廿四

日御先定御供被仰付、當分江戸詰御座候、尤持高居屋敷所持不仕候、

戊八月

高崎左太郎

他行名代

伊地知源次郎

五番組小與八番

小與頭衆中

一 御徒目付

一 御役料米式拾四俵壺斗

一 伏見御飯屋守勤

高崎左太郎

右之通被

仰付役料米被下置候条可申渡候、
(小松清庵) 帶刀

閏八月

差出

一 持高無御座候、

一 御徒目附伏見御飯守勤

一 鎧老領

一 鉄砲式挺

一 手鑕式本

一 居屋敷所持不仕、當分内之丸入口富山弥五左衛門屋敷内江同居仕居候、

一 當年廿八歳

右者御用見合相成候ニ付可申出旨被仰渡趣承知仕、此段申上候、以上、

五番組小與七番

高崎左太郎京詰名代

(奉行) 折田權兵衛

「文久三年」三月三日 亥

五番

觸役所

差出

一 未札元人数三人

右者切支丹宗門御大禁ニ付被仰渡趣承知仕候、依之家内相改候處、右宗旨之者無御座候、若已後入来候ハ、即言上可仕候、以上、

高崎左太郎他行名代

亥 六月十九日

五番組小與七番

折田權兵衛

觸支配衆

一御近習通

高崎左太郎

右之通被 仰付候、

右御格之通可申渡候、

十月 帶刀

一野羽織地一端

右者、去八月十八日奉 朝命一挙諸所御警衛向等一同盡死力相

勤、且追々被 仰出置候通各職掌相守謹慎罷在候段被 聞 召

上、別而 御満足被 思召候、依之御酒頂戴 右之通拝領被

仰付候旨 御沙汰候事、

右之通亥十月

一金子五両

右者、八月十八日分而骨折いたし候訳を以別段 御内々被成下

候、御取次大久保一藏殿(利通)

一大判金 七枚

右、亥九月廿日 近衛様より麻袴着用ニ而罷出候様被仰渡、内

田仲之助・奈良原幸五郎・井上弥八郎・村山斎助・拙者五名参

殿候得者、御父子様御前近く被召出、去八月十八日一挙之功

於

朝廷深ク

叡感被為在、依之極御内々右之通下賜候段、(近衛忠熙) 前殿下 御傳達候
事、

右之通拝領被仰付候間、其儘御留守居方江預置、三郎様御
着之上入御覽、配分いたし候事、

一茶色純子(殿) 小袴地

右、亥九月 松平(容保) 肥後守殿内田仲之助・奈良原幸五郎・井上

弥八郎・拙者四人江面會被致度段懸合有之候ニ付同道参候得者、

去月十八日一挙格別之骨折ニ付此方守護職之職掌も相立、深感

悦いたし候間、不取敢乍僊末進候逆手自被相渡、外三人江者下

緒一組ツ、候、

一袴地 一反

右、亥九月 土佐公子山之内兵(豊積)之助殿江被召、前条同様之趣を

以被遣候事、

一御紋付 桐ノ頭 御野羽織

右、亥十月 内田・奈良原・井上 三郎様御前ニ被 召出、去

八月十八日之一挙之始末被聞召、深御感恩思召候、當座為 御褒

美御手自被成下候事、

一金子 五両

右前条ニ付御内々被成下候由、大久保一藏殿御取次ニ而被相渡、

一御近習通

高崎左太郎

右之通被 仰付候、

右御格之通可申渡候、

十月 帶刀

右同日、諸藩應接掛被 仰付候事、

一野羽織地 一端宛

右者、去八月十八日奉 朝命一挙諸所御警衛向等一同盡死力相

勤、且追々被 仰出置候通各職掌相守謹慎罷在候段被 聞召上、

別而 御満足被 思召候、依之御酒頂戴、

右之通拝領被 仰付候旨 御沙汰候事、

一御供目付

一御役料米四拾八表

一京都御留守居付役勤

高崎左太郎

右之通御役被 仰付御役料米被下置候、

十月 帶刀

一御劔備前国真長一振 白木鞘羽二重袋

右、亥十月廿日、近衛様より内田・奈良原・井上・上田并拙者

四人江麻袴御用承知いたし参殿候处、御父子様 御前ニ被召

出、去八月十八日一挙之功労深 御感被 遊、右為御褒賞不取

敢賜る之旨御沙汰ニ而、前殿下御手渡シ被遊候事、但外四人

江者御目錄を以御陣羽織一着ツ、被成下候事、

證状 写

御劔備前国真長 一振
長二尺五寸

右者、去八月十八日一挙之砌、抛身命尽丹誠、

朝廷焼眉累卵之危禍ヲ救、奉安

宸襟候忠功、古今無比類儀と 御感不斜候、依之 両公御對顔於

御前為 御褒賞御手自所賜之、永世御秘藏可有之候、依為後鑑

如件、

十月 進藤式部権少輔

判

高崎左太郎殿

御供目附

高崎左太郎

右御役付一代新番被入置候、

十一月 大番頭

錦袋入付

御刀 備前国長船盛光作 一腰

右、文久四年甲子正月元日當日為恐悦 尹宮ニ参殿いたし候

處、御前江被 召出、昨年八月十八日一挙之為 御褒賞御

手自賜候、御口上且錦袋之由緒等別ニ記、諸大夫より之證状、

證

一御刀 備前国長船盛光作

右者、昨年八月十八日一挙之砌、專致盡力不容易成功之為賞 御

手自被下之置、永可致重寶之旨 御命候也、仍執達如件、

文久四年

武田相模守

甲子正月元旦

實名判

高崎左太郎殿

奈良原喜左衛門^清

高崎左太郎

右、長州江御使として被差越候条可申渡候、

但出立日限之儀者追而可申渡候、

正月 式部

右、先般於長州 我蒸氣船を燒拂候段相聞得、為其尋問被

差遣候段御内沙汰承知之事、

奈良原喜左衛門

高崎左太郎

右者、長州江御使として被 差越候旨被 仰付置候得共、從公義

被 仰渡趣有之候付、此節被差立候儀者見合候様被 仰付候条可

申渡候、

正月 帶刀

高崎左太郎

此度御家来ニ被 召加、諸太夫格ニ被 仰出候事、

子正月十五日

伊勢

右之通拝領被 仰付候、

右者、文久四年甲子正月十日、勸修寺前宮有故勸修寺内ニ尊院

江御隠居被遊候御方、此節出格之

朝恩を被為 蒙御出仕被仰出、拙者并井上弥八郎御借人被成度

御直ニ^{鳥津久光}三郎様江御相談被 遊候由、兼而御内沙汰承知仕居候

處、同十五日、右之通被仰付、御取次坊官山田大藏卿也、

但御家来ニ被召加候御文言、名分如何ニ付即時山田大藏卿江

付相伺候處、是者御借人ニ相違無之候得共、御家来与申所

ニ而無之候而者、諸大夫格を賜候事被為出来かたく、不得止

事、右通被仰出、其段ハ 三郎様江御直ニ御談相成候事故、

聊不及懸念与之 御沙汰故御請仕置、早速 三郎様江形行

申上候處、別状相違無之候事、

但井上者御用人格ニ而將監与賜名之事、

目錄

一御文箱 一合

一御文臺 一脚

以上、

右ニ添御書付

高崎左太郎

此度出格之被為蒙

朝恩候義ニ付而者、内外厚盡力周旋被成上、深 御満足ニ 思召候、

依之別紙目錄之通甚御見苦御品ニ[㊦]候被為在候得共、御挨拶之驗迄

被下之候事、

子正月

右、甲子正月十日、勸修寺先宮より国分主殿を為 御使拝領
被仰付候事、

一紗綾 一匹

一蟹菊 御紋相用候様

右、甲子正月十八日

宮御方於御前御手自拝領被 仰付、 御口上等別ニ記、

拾式人賄料

高崎左太郎

右者、山階宮様御方江相勤候様被仰付置候付、勤内右之通被成
下候条可申渡候、

子二月 帶刀

右、子二月十日被仰付候事、

高崎左太郎

右者、亡本高崎苗字之五郎右衛門事被 聞召通趣有之、被處嚴
科置候得共、別段之以 思召此節 御赦被仰付、本之身分ニ被復、
世代書載、石塔位牌致建立候様被 仰付候条、難有可奉承知候、
右御格之通可申渡候、

三月 撰津

右者元治元子三月廿六日

高崎左太郎

右、(島津久光)中将様御下向ニ付御供之場ニ而被 召列候条可申渡候、

四月 式部

松平修理太夫家来

小松帶刀

高崎左太郎

高崎猪太郎

右、御用之儀有之候間、明十七日四つ時二条城江可罷出候、

四月

右之通御留守居方江懸合有之、子四月十七日四つ時服紗麻上
下致着用、三人同道登城いたし候處、鎗之間御縁類ニおひて
御老中水野和泉守様御口上左之通拝領、

去秋已来国家之為格別之骨折いたし、別而御満足ニ被 思召、
拝領物被仰付、

御時服 二重 花葵 御紋付
熨斗目 服紗

右御取渡御奏者番

増山對馬守

着座

席詰

大目附

土井備中守

御目附

戸川鍵三郎

右同断

高力直三郎

口上覚

一御作事奉行格

一御役米六拾三俵

一御供目付勤

高崎伊勢

右年功者無之候得共、此節 中將様御上京中 御内命を奉し別而

骨折致周旋、且當分 常陸宮様江被 召附置、旁別段之御取訳を

以右之通御役替被 仰付、御役料別段ニ被下置候、

右御格之通可申渡候、

六月 式部

右元治元子六月八日

御作事奉行格

高崎伊勢

右御役ニ付一代小番被入置候、

六月 大番頭

右之通子六月十日「(以下省略)」

高崎伊勢

右者亡祖父并亡父一代小番被入置候處、伊勢儀先達而一代新番被

入置、三代引續候ニ付、代々新番被 仰付候、

右御格之通可申渡候、

六月 但馬

右之通子六月十二日被仰付、

私事此節御作事奉行格江御役替被 仰付、一代小番被入置難有仕

合奉存候、依之私家之儀、先達而代々新番被 仰付置候處、亡祖

父善左衛門御船奉行御役被仰付、一代小番被入置、亡父五郎右衛

門御船奉行被 仰付、一代小番被入置候間、此節御番入之儀、以

御見合被 仰付被下度被仰上可被下儀奉願候、已上、

子六月

高崎伊勢

大番頭方組方

高崎伊勢

右者亡祖父并亡父一代番被入置候處、伊勢儀此節一代小番被入置、

三代引續候付、代々小番被 仰付候、

右御格之通可申渡候、

七月 龍衛

右七月一日敷舞臺御座支ニ而御用人座ニ而承知、

高崎伊勢

※右一往京都居付被 仰付候条可申渡候、

四月 帶刀

※(張紙)「慶應元年丑」

差出

一私事代々 御城下士ニ而、亡祖父高崎善左衛門事高奉行御役被仰

付候節一代小番被入置、其後御船奉行御役替被 仰付、直觸被入

置候、

一亡父高崎五郎右衛門事御船奉行御役被 仰付、一代小番被入置候、
一私儀當分御作事奉行格御供目付勤ニ而 常陸宮様御方江被召付置
相勤居申候、亡祖父并亡父并私迄一代小番被入置、三代引續候ニ
付代々小番被 仰付置候、

一附郷土并諸組与力より私又者先祖代養子罷成候者無御座候、
一初而之御目見相済申候、

一何方御座江茂何そ付取込拝借上納方無御座候、

右者、初而高持成之願申上置候處、右之段々可申出旨被仰渡、
別条無御座候、其為如此御座候、以上、

十月

高崎左京

高奉行所

伊勢改名

左京

右之通慶応元丑四月十一日於 宮御方改名被 仰付候事、

右者、御家老嶋津伊勢殿上京毎ニ参 殿之節、同名御呼煩敷
被為在候ニ付、改名被仰付候与之 御沙汰ニ候、

高崎左京

右御用候間、明七日四時可被 罷出候、以上、

五月六日「(慶応三年)」

右之通致承知、伊地知源左衛門名代ニ罷出候得者左之通、

願之通初而高持成被成御免候、

五月

(往久武)
右衛門

引札ニ而 高崎左京より初而高持成之願申出趣有之、
右一昨年初而高持成願書差出置候處、慶応三卯五月七日、暫時
帰国中右之通被仰付候事、

口上覚

私事京都一往居付被仰付置、家内引越勝手次第被 仰付置候處、
此節御用有之罷下居、近々帰京仕度御座候間、母并妻并下男壱
人・下女壱人列登度奉存候付、御免被仰付被下度奉願候、左候而、
御賄料等之儀茂先例之通被成下度、是亦奉願候、此等之趣被仰上
被下度奉頼候、以上、

卯五月十一日

高崎左京

右、五月十日、曾山九兵衛を以御用人座江差出候處、六月五
日、左之通被仰付候、

本文願之通被仰付候、左候而、母并妻江者三人賄料、并二道中継駕

竈被成下候条可申渡候、

六月 龍衛

取次御用人入来院恰

高式拾八石

初而

高崎左京

右高直御免之段、慶応三年卯六月九日 龍衛殿より入来院恰取次、
右奉願置候處、慶応三卯六月十二日右之通被仰付候事、

京都居付

高崎左京

右者御用有之罷下居候處、御用済帰京被 仰付候条、仕舞次第立
日限申出候様可申渡候、

七月 内膳

右之通慶応三丁卯七月五日被仰付、取次柳正之丞殿

高崎左京

右者此度 仁和寺宮御還俗被仰付候付、無扨次第有之、暫之間
從 山階宮 仁和寺宮江改而被附進、以来 山階宮 仁和寺宮兩
御殿御用向兼勤可有之様被為 命候段、從 山階宮様御使を以
被 仰進候付、相勤候様可申渡候、

十二月 伊勢

右、十二月廿日被仰付、尤去ル九日夜 兩御殿より致承知候得共、
藩邸より之命有之迄之間御請不申上置、早速 兩御殿江參殿、御請
申上候事、

白銀 拾枚

右者、御語ニ付歳末之御挨拶として被下之候、以上、

十二月晦日

吉田陸奥守

矢守對馬守

高崎左京様

正月四日夜、於東寺矢守對馬守・中沼了三・高崎左京 征討大將
軍宮軍事參謀被 仰付、東久世前少將殿 御口達、

御使番

高崎左京

右之通御役替被 仰付、御役料米是迄之通被下置候、
三月 刑部^{新納久修}

右之通辰三月十五日被 仰付、島津図書殿・川上龍衛殿列座、刑部
殿引進讀渡、引進細瀧權八、

高崎左京

右、一往京都居付被仰付置候得共、被成御免候、以上、

一櫻嶋 牛根 恒吉 高隈 百引 地頭

一地頭職分高百石

高崎左京

右之通地頭職被 仰付、地頭職分高被下置候条、御趣意致貫徹、
万事行届候様被 仰付候、左候而、櫻島江可罷在候、

閏四月 刑部

右之通閏四月廿日被仰付候事、外二御直達ノ件々数ヶ条アリ、

口上覚

私事、祖父善左衛門名跡相續被仰付、御序之節 御礼 申上度奉
願置候、然処私家之儀者代々中紙進上仕来候處、私儀先達而地頭
職被 仰付置候付、御太刀進上ニ而御禮被 仰付度旨奉願置候付、
名跡相續之御禮進上物之儀、御見合を以被 仰付被下度奉願候無
他被仰上可被下儀奉頼候、

辰八月

高崎左京

右之通櫻島留守ニ而伊地知源左衛門殿より差出被吳候事、

御自分事、来ル十九日名跡相續之御禮被仰付筈候間、明後十八日
習礼被仰付候付、四時可被罷出候、以上、

八月十六日

當番奏者番

大野多宮

平田靱負

高崎左京殿

御自分事、明後十九日於御書院御太刀進上ニ而地頭職并名跡相續
之御礼被 仰付筈ニ候、當朝六半時早目可被罷出候、以上、

八月十八日

大野多宮

平田靱負

高崎左京殿

	御太刀 一腰 御馬 一疋	
以上、 高崎左京 正風		

小奉書三折、都合三通、地頭
職之御禮、御本丸・二之丸、
名跡相續之御禮 太守公迄ニ
而候、右料物壺貫百文ツ、
都合三貫三百文、物奉行橋口
次郎右衛門殿江相頼候、目錄
ハ御番頭座筆者江相頼候事、

證文

花陳藏近所内之丸入口

屋鋪三百拾五坪

但讓受屋鋪

本文願之通屋敷直令免許候、

讓渡

巳六月 會計奉行

富山弥五左衛門

山内賢助

讓受

高崎左京

右者私居屋鋪此節御方江永代讓渡申候間、可被成御披露候、
為後證如斯御座候、以上、

明治二年巳六月

六番方限

小番富山弥五左衛門

高崎左京殿

垂水 華岡 新城 市成 地頭

高崎左京

右之通被 仰付候、左候而、當分之地頭所是迄之通被仰付候条、
垂水江可罷在候、

八月

知政所

右之通已八月廿一日被仰付候由、櫻島江申来候故、早々帰府、再三
固辞いたし候へ共難被行、終ニ致奉命候事、

口上覚

願名

豊曆

右者、私事先年常陸宮江被召附置候節、左京与拝領名被下置候得
共、御一新之今日ニ到、官名相唱候義不相當之様奉存候間、何卒
願之通改名被仰付被下度奉存候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以
上、

九月

高崎左京

御紙替ニ而可為願之通事、取次得能良介

高崎左京

戊辰正月參謀之命ヲ奉シ伏見之役大阪出張大儀ニ被 思召、依テ
目録之通下賜候事、

己巳六月 行政官

右昨年六月為御褒賞 知事公御始金穀多少下賜候得共、 朝廷御

一新ニ當莫大之御失費奉恐察、 都而返献相成候得、 御許容不為在、

依而改而金穀献上相成候处、 御採用被為在、 依而此御書付者家

ニ收置候様与之 御沙汰ニ而、 此節御廻相成候間、 謹而致拝領置

候様、 庚午八月十七日傳事東郷源左衛門より相渡、

但御目録者如何成間違、 東京より廻方不相成候間、 跡より

廻次第可相渡、

一持高四拾五石九斗八升余

一居屋敷内之丸入口

一當未三拾六歳

一垂水地頭

右者為御見合此段申上候、

未二月

高崎豊曆

高崎豊曆

右者御用之儀有之、 東京江被差越候条可申渡候、

未九月 鹿兒島縣廳

右之通未九月十二日致承知事、

「昭和八年九月十六日、於菴中小室家写し」

(中表紙)

「改第『二』號

文久二壬戌年又八月廿日より

日記

(角印)紫苑會印

高崎正風

壬戌八月廿日 雨

一今日九ツ過、御用部屋より只今御用致承知、羽織袴にて罷出候処、早々麻上下着替罷出候様致承知、則着服罷出候得者、左之通被仰付候、

一御徒目付

一御役料米貳拾四俵壹斗

一伏見御飯屋守勤

高崎左太郎

右之通被仰付、御役料米被下置候条可申渡候、

閏八月 帶刀

御取次谷川次郎兵衛殿ニ而御書付被相渡候、直様御留守居役所江届ニ出候処、今日早々致下伏候様承候へ共、仕舞旁出来兼候間明日ニ延貴、小松家・谷川氏江御禮ニ行、今晚ハ上方同社中相招祝筵相開候事、

廿一日 雨

一早朝大久保氏江差越、江夏氏を訪、五ツ半比帰宿、仕舞ニ打立、漸大鐘過仕舞相出来打立候処、夜入過着伏、御屋鋪廻水野武一郎殿待受、服部政次郎殿も則見舞、酒肴共被携響應有之候、小仕文珠

常五郎・御門番田島喜右衛門・同用預北のや甚吉見舞、御用達過書座北村善右衛門・寺沢忠八兩人者肴一折持参ニ而候、四半比銘々引取候事、

廿二日 雨

一今朝五ツ時分、水野同道奉行所江届ニ出、夫より大黒寺并御立入之与力津田為助・大島邦次郎・岡田菅之助、同心武井常助・福山榮五郎、過書座役人北村善右衛門・寺澤忠八、高瀬舟役人沢田太郎兵衛・小森繁太を訪、

一茶碗拾人前 茶家七ツ 茶壺袋 しみつけ木盆壹ツ 北のや甚吉より

一奈良茶碗 拾人前 兼春市之丞・文珠宗兵衛より

一扇子一箱 花羊羹一箱 大黒寺より

一鬘手洗壹ツ 樽師何某より

一丹荷井桶 大工兩人ヨリ

一井鉢二ツ 瓦師久我屋清右衛門より

廿三日 雨

一今日九ツ時錦御屋敷 御發駕、八ツ半比 御光着、拙者二者本田弥右衛門同道ニ而藤森迄御迎ニ罷出、直 御打物前ニ御供申上候事、御着相成候与、直様奉行所江 御着之御届ニ出候事、

口上覚

私儀伏見御飯屋守勤ニ而當分相勤罷在候、然者 太守様御通行被遊候節ニ者先々より御目見被 仰付来、尤御飯屋守被 仰付初而御通行之節者、御樽肴代金百足進上仕候、依て此節 三郎様御通行之砌御目見并御樽肴代金百足進上被仰付被下度奉願候、此段被仰上可被下儀奉頼候、以上、

伏見御飯屋守勤
高崎左太郎
戌閏八月

右之通先矩ニより願出候處、御引札
本文 御目見被仰付筋可相心得、左候而、進上物之儀者願之通被
仰付候、

閏戌八月 帶刀

一金百疋 御樽肴として進上仕候事、

一煉羊羹 桐箱 御内輪ニ而進上仕候處、御返し金貳歩被成下候事、

肴代五十疋

一金五拾疋 岸江左之丞殿より

今晚者本田彌右衛門殿より使を受差越候事、

廿四日 晴

一今日五ツ半時之御立之賦候處、連雨ニ淀川満水ニ及ひ船留ニ相成、
漸九ツ時川明ニ而、八ツ時 御發駕、御乗船場迄御供いたし、直
様奉行所江御届ニ出、取次長谷川源右衛門ニ而候、七前本田同伴
川下り、夜入時分大坂江着、加藤氏江止宿、

廿五日 雨

一今日日本同役始知人之亭江見舞ニさし越、夜いぢゝ・宮内・大野・
山田被参名残咄いたし候事、

廿六日 雨

一今日茂同断、夜海江田氏江さし越候事、

廿七日 雨

一今日茂所々暇乞ニさし越、夜入海江田氏江さし越、

廿八日 晴

一暁七時分 御立、表御門川屋江罷出奉拝候事、八ツ過比藤井・伊

勢同船川上り、漸暁七つ前帰館いたし候事、

廿九日 陰

一早朝、水野・服部之両士江被下候金子七両ツ、受取参候間相渡候
事、服部より小塩ノ山ノ松茸被贈事、

九月朔日 陰

一大黒寺見舞、兼春・文殊・高道見舞、

高道より包丁二本 肴一折 八百屋五兵衛ヨリ 肴一折 大塚小

右衛門 菓子一箱 北野や甚吉より、

八過より打立上京、藤井氏江止宿、

二日ヨリ三日迄略ス、

四日 晴

一今朝下伏掛本田氏江立寄、昨晚帰京ノ由を聞て也、拙者住所茂一
昨日より手を付置候得共思様運兼、今朝相究候事、室町通錦上ル
所大半借宅也、昼過帰伏ス、
扇子箱五本入 定飛脚問屋 高井武右衛門より
鍔火箸 鍔屋新兵衛より

五日 晴

一早朝より仕舞方ともいたし、甚吉加勢ニ参、漸八過打立、七ツ半
時分着ス、今晚者本田氏を訪、

六日 晴

一早朝より取入物ニ方々奔走、夜入比より隣家之老夫参、四ツ時引
取候、

七日 陰

一四ツ過より相良氏江建立之石燈爐字書ニさし越、内田・新納同道
也、飛脚到着申候故宿之状さし出ス、

八日 陰

一 井弥子入来、七ツ時より打立伏見江往、井上・内田江約置候得共不被見付、喜之助計初夜過被参候、

九日 晴

一 四前重陽之御祝蒙為御使者奉行所江出候處、忌中之由ニ而難受との事ニ而候へ共、入魂之所を以受取披露使を後日に成給候様願上置候、昼人々相招候事、

十日 陰雨

一 今朝本街道ヨリ帰京、帰路稻荷・東福寺・大佛共見物いたし候事、七時分より村山氏を訪候處、今日者同席中參會企置候間、亭主振ニ居呉様承、四時分迄相咄候事、

十一日 陰 夕より雨

一 七時分より梅の尾舞見相企、村山・井上同伴さし越候處、安藤作之丞殿江行逢、共舞とも見候而五ツ半時引取、帰路一力屋江立寄、一泊いたし候事、

十二日 細雨

一 七前より夕刻迄買物ニ差越、夜入過より藤井氏江咄ニ行、夜半帰宅、

十三日 晴 月清明

一 七過本田を訪候處、村山・藤井交り月見ニ差越約束いたし置候、拙者江茂同伴之賦ニ而候由承、其俣同道、梅ノ尾江やとりをとる、舞子六人、小ふて清島梅ノ春・小とよ鐵輪・ひで汐汲・玉けいせい、妹背山覺居候のミを記す、四時分引取、帰路井筒江立寄、八ツ時分帰宅、

十四日 晴

一 七ツ時より本田・村山同道、長藩前田孫右衛門を訪、別 勅使一

件之儀ニ付此方考之所無残申試候、土藩小南五郎右衛門を訪候へ共留守也、

十五日 晴

一 今朝本田同道小南江差越、昨日前田江申入候件々を申述候、然處彼者寺村左膳与申者先日関東より上京、別然航海説を御唱被成候事と承候由、實ニ込入たる事ニ而候、

加藤十兵衛帰国之由ニ而暇乞ニ参候間、刀拵方共相頼、為餞別噲之堂江さし越、四時分引取、

十六日 昼過より雨

一 早朝より別 勅使一件ニ付二藩出會いたし度、前田孫右衛門宅江出會いたし呉候様、村山方迄申参候由、同人より掛合参候間、早々仕舞出掛候處、段々彼方江差支到来、今晚此方江出掛可参との事故、本田氏江相待居候處、夜入過より二藩入来、評論有之、終ニ書取を以申上候筋ニ相決、久坂玄瑞執筆、

土藩 小南五郎右衛門 武市半平太

長藩 前田孫右衛門 宍戸九郎兵衛

佐々木男也 久坂玄瑞

八過帰宅候處、波江野伴保力右衛門より金貳百疋酒肴料として到来候、

十七日 陰

一 夜入前より藤井氏を訪候處、新兵衛明日出立之由、餞別として出張之筈候間誘いたすとの事候間、弥八郎・鶴木・上田・大脇・新兵衛六人列一力亭江出張、泊候事、

十八日 細雨

一 早朝帰宅、新兵衛・弥八郎同道、昨日取入置候鹿肉料理いたし為餞別振舞候事、

四半比より本田・井上・上田交り東福寺江墓参かてら新兵衛殘別
取込差越、暮方帰宿、

十九日 晴

一 早朝長藩より三藩申談度事有之候付掛呉候様申参、(◎二字不明)藤井■三
人同道差越候處、殿下様 御辞職一条ニ而候、此方より者已前よ
り段々手術茂盡置候、此上者二藩ニ御任申候間、何卒御主君御連
名ニ而重く御建白相成候て可然与打任置候、尤小南艸稿茂有之候、
序ニ中山侍従君之儀も及相談候事、早目ニ引取候間、池亀ニ而昼
飯共喰、南禅寺・永観堂・知恩院杯見物、丸山端寮ニ止、山猫と
も招呼寛座いたし、帰路なら富ニも暫時立寄候事、
今日江戸より参候書状ニ、戸田侯建白ニ而山陵修覆之幕府許容い
たし、戸田家江奉行命候由、実ニ難有事ニ而候、

廿日 晴

一 今日村山同道 陽明家江参殿、四時分罷出候處、本田・藤井参居、
八ツ前迄相待居、本田手引ニて罷出候様 御沙汰被在、御書院を
踏通、御茶室之様成奥座江通候而御縁類涯ニ而御禮申上候へ者、
御父子様御同座ニ而内江入候得共始而逢候、いづれ茂是より心安
ク本田・藤井同様思召との御意ニ而候、(近衛忠房)左大将様ニ茂御同断之御
意、銘々いづれが高崎敷村山敷与御尋有之候、始而之事故夫丈ニ
而御暇申上候、

一 金子 二百疋

一 金子 二百疋

右関白様
(近衛忠憲)

左大将様江

一金 百疋

御取次御用人今大路民部権少輔

実ニ以不容易難有事故 梅尾江出張祝宴相企候、本田・藤井・井
上・上田帰洛、井筒ニ止宿、

廿一日 晴

一 今日正親町三条公大納言江實愛卿江拝謁、本田・藤井同様心易可申との
御沙汰ニ而候、續中山公大納言江忠能公江茂参殿いたし候へ共、御所劳故拝
謁者不相叶、帰路大原卿江罷出候處、今日者拝賀ニ而 御出相成
候由、乍併綾小路侍従様御逢被成度罷出、緩々御咄も承候處、今
日之御悦ノ御酒肴迄いたゝき候事、始而参殿之品者皆金二百疋
ツ、進上仕候事、
夜入上田江咄ニ行、

廿二日 晴

一 今日岡崎辺遊歩之賦ニ而村山氏江差越居候處、白石廉作上京之由
承候間、井上氏・村山三人列立見舞梅ノ尾江同伴差越候事、帰路
箭立江立寄、

廿三日 晴

一 未明井上同道石部ニ差越、無事故相済、夜入候て彼地打立候處、
九ツ半時分ニ者帰京いたし候事、今晚者村山氏江泊、

廿四日 晴

一 今日者平井収太郎江差越、前後ノ事共相頼候禮也、夕方より祝ノ
心ニ而一力江さし越候事、井上同道、

廿五日 晴

一 今朝帰路井筒江立寄、懸物并名器之三弦見候事由者、一ツハ大石
(内藏助)良雄ノ譲られし也と而狐火といふ歌も添ひたり、画も数幅見候中、
呉春ノ孔雀絶品、應挙・霞樵・蕪村等多し、正親町三条様より扇

子并御鼻紙入拝領いたし、栗田宮様ヨリ鮎なとくたされ、これハ
頃日少し御不快ニ而御参 内不被為在候故為御見舞

禁裏ヨリ被成下候ヲ、ケ様ニ御香閉茂被為解ニ而

御国政ニ御預り、夫故かゝる 大恵茂蒙る事共、偏ニ (島津久光) 三郎ノ力ニ

而候故、兼而 思召候故、樂を共に被成度 思召、一切レツ、に
ても我々共ニもいたゞき候やうにとの事、何共恐入次第、然処藤
井参殿いたし候へ者、亦菊の花一瓶、これも我共江同断ノ 思召
ニ而被成下との事ニ而、何共歟とも難筆端難有次第ニ而御座候、夜
本田江さし越、

廿六日

一江戸より吉井・高崎之書状到来、

平井収二郎入来、本山只一郎 原四郎
西川多市 岩崎二三 此四人機密不可洩、七過より藤
井所江さし越、昨日之菊花活候而宴を開、歌共咏候事、今晚者止
宿、

廿七日 雨

一今朝土藩岩崎二三入来、

上田江咄ニ行、終ニ藤井江移、四過歸ル、

廿八日 晴

一今日下伏、夜本田八幡参詣帰路ニ立寄候歟酒肴共いたし、今夜兼
春江止宿、

廿九日 陰

一今朝弥右衛門又入来、次酒肴有之候、夜入過御米積船淀迄参由飛
脚到着故、則京都江航行申遣候、

晦日 晴

一未明守衛門数井上田郡六為御献米為宰領下伏、安藤作之丞殿・

園田新助殿見舞有之候、喜入嘉次郎とのも今朝着船の由入来有之、
五ツ半御献米牛車・人力車江積移、都合能運出候事、

(中表紙)

「改第『二』號

文久三年七月より

日記

(角印)「紫苑會印」

藤原正風

七月廿三日

一今朝上京、直様 陽明御兩殿江參殿、御傳言且戰爭之始終詳悉言上いたし候、

廿四日

一今朝傳奏野々宮殿江出、御届書差出、実場之形行 御尋ニ任セ細曲言上、御届書左之通、

去月廿八日英船七艘城下海江渡来、生麦一条之儀ニ付妻子養育料可相渡旨書翰差出候間、此儀ニ付而者何處迄茂曲直を致分解候含ニ而、為應接候央、去ル二日曉、水夫共為乗付城下迦江繫置候手船蒸氣船三艘非法ニ引出、既ニ出帆之形ニ見受候ニ付、不堪憤激、即時ニ可打碎旨嚴令を下し、諸方臺場より及砲發候處、彼よりも同様頻ニ發砲、終日戰爭、翌三日昼過退帆掛、同断海中孤島之臺場前通船、亦候互ニ打合、其夜城下より四里計沖江七艘共碇泊、同四日退帆仕申候得共、内老艘洋中江碇泊仕申候、其内相應相痛候茂有之躰相見得、老艘者漸引船ニ而退帆、追々死躰并器械等流寄申候得共、幾人打留候哉相分不申候、此方手負死人別紙之通、并蒸氣船三艘焼亡、且市中寺院等諸處焼失候、不取敢此段成行早々御届申

上候、以上、

七月五日

(島津茂久忠義)
松平修理大夫

廿五日

一今晚傳奏飛鳥井殿より御用ニ而伊勢勘兵衛罷出候處、左之通、松平修理大夫

去二日英艦渡来之處、及砲發血戰候趣、達

叡聞候、布告之奉 御趣意、無二念攘斥段

叡感不斜候、彌勉強有之

皇国之武威海外ニ可輝様 御沙汰候事、

廿六日

一陽明家江出候得共、御墓参跡ニ而不遂拝謁、夜半高臺寺焼失、御旅町ニ張紙有、

高臺寺奸僧共朝敵松平春嶽寄宿差免候段不屈至極ニ付、以神火烧捨候畢、向後右様之者於有之者、可處同罪もの也、

月 日

廿七日

(近衛忠顯・忠房)
一今朝陽明御兩殿 中川宮江參殿、御傳言且此度御感状之御禮申上候、

廿八日

一肥前長森傳次郎・肥後国友半右衛門訪来咄ニ、一橋公御上京之段去ル廿一日ニ江戸表ニ而評決、二条城江入城之由、

廿九日

一早朝越ノ青山小三郎入来、加賀御父子、加藤出羽守、一柳兵部少輔、其外一二之大名、不容易御時節柄ニ付而 御用之儀候付早々

上京被 仰出候、

晦日

一朝、松平越前守内牧野主殿入来、越前守様御出府無之様〔松平慶永・春嶽〕 前殿下江〔近衛忠熙〕

申上置候へ共云々申訳ニ而、船修覆、是非此涯出府盡力無之而者不相濟時勢と相成、来月初出立之賦に而、其段宜敷御聴ニ達置呉候様ニとの事、

○今日會津馬揃有之候事、

八月朔日 雨

一桜木御殿江參殿、越前一条言上、○御沙汰一条、御酒、昼過彈正殿招ニ而圓山江行、初夜過帰磨、

二日

一早朝富士入来、

十津川郷士

参政支配之事

御紋付

御提灯

其郷印可為勝手、

御紋付

御繪符

組旗印

可為御紋付、

深瀬仲磨〔磨〕

九時分より東福寺江參詣、
〔島津奇形〕
順聖公御位牌 誤字改て相究置候事、

三日 晴

七月晦日會津馬揃、申之半刻より始、戌之刻雨降故御取止、日

之御門北門外 御棧敷江 出御 叡覽、南方 御棧敷 親王以下公卿方 御覽所、左右 御親兵、前類因州・阿州・上杉・備前、高家奔走、

四日 晴

一今朝奈良原幸五郎着、
〔繁〕

土藩中山源太兵衛・福富健次・下許武兵衛入来、三条家悔心法師心願、平井収二郎・間崎鉄摩〔哲馬〕・廣瀬健太蒙敵命との咄、

一橋上京無相違、併秘事之由、期限延之事候敷、加賀父子上京五日之處延引、越国紛擾之故を以

越国紛々、

佐竹當月中旬上京之賦、御召也、江戸よりも御召ニも相成候へ共、有無之迄ニて候事、

攘夷期限其外御請之事件相違之廉■ 御質問會津江被仰付候者御断申上、御附置家江讒之候、

五日

一今日飛脚差立、御用封老通仕出、角力見ニ行、

六日

一陽明御両殿江參殿、先日之御行列先一条議論ニ差越、御供頭龍野勇より絶而断申出事ニ候、

米藩赤司萬藏參咄、錦小路薩州江 勅使として来ル九日御發足ニ決定いたし候由、昨日又馬揃、因州・會津・備前・上杉・阿波五藩 叡覽、上杉余程能揃候由、堂上方余程 御恐怖之由、越航海説公然として相唱候由、

錦小路大和権介頼徳 二十六

一橋公大樹同様之會釈、二条城江被為入候由、昨今江戸御出立之由、一条家江申参候由、千訓丹波より神鏡進獻、

七日

一山内生藏 江戸浪人

一此節御勝軍ニ付別段 御褒美被為在候御決議之由、

一四時、中川宮御内曾我佐太郎入来、武田相模守より急ニ参吳候様申参、直様差越、八過より帰館、

八日

一傳奏并陽明家江出、

井上帰京、土藩醫師弘田玄夕入来、

九日

一江戸飛脚便より當職江混与相勤候様被仰付候、

十日

十一日

一下許入来、御用人 金子平十郎

大目附 板坂市右衛門 會廣沢友次郎

森権次

生駒清次

一土藩板坂市右衛門・寺田典膳・中山源太兵衛・福富健次入来、加州達拝見候事、

十二日

七月晦日板倉因州より御觸

大目附江

一外夷拒絶之義兼而被 仰出候上、海陸警衛向茂士氣振興之義方

今之御急務ニ候處、是迄百事遅緩ニ流れ、攻守之方未御全備不相成 御国威ニ抱候義ニ付、別紙之通海陸御備向掛被 仰付候間、諸向共得其意、御武備御更張相成候様厚御心得、於銘々茂一際勉勵有之様可被致候、

七月

右之通向々江可被相觸候、

別紙

海陸御備向掛

水野和泉守

稻葉兵部少輔

松平對馬守

大久保豊後守

御勘定奉行

川勝丹波守

御目附

池田修理

杉浦正一郎

設楽岩次郎

佐々木脩輔

一井上今日宇治御茶詰ニさし越、拙者江茂参候様傳言有之、大山より同道差越申候而薄暮帰宿候處、（中川宮）中より之一緘到来、奈印出候處云々、

十三日

一早朝秋江會（秋月佛二郎）

（近衛邸）中江出、桜江昇、

又中江参云々、五更 両尊より御

書到来、

十四日

一早天陽江出、御書答礼、深更亦参殿、

十五日

一早朝中路入来、

為今度攘夷 御祈願大和国 行幸、神武帝山陵・春日社等

御拝、暫 御逗留、御親征軍儀被為在、其上 神宮 行幸之事、

有志之者共總供奉被仰付、勤王在国之諸大名等ハ

神宮へ可會旨、

行幸廿七日頃、

一一橋御差留、

一夜富田亭ニ會、

秋月梯次郎 廣沢富次郎

大野英馬 松坂三内

十六日

一未明出發、次第略ス、昼過帰宿、

十七日

一會来ル、宮江出、陽明江出、策定ル、

一土人生駒入来、帰国之由、

十二月六日

一今日午時より二条家江一橋・越公・宇和島老公・筑候^(ママ)・肥後兩公^(長岡護久、護美)

子・會侯・所司代・此御方様、徳大寺・陽明御父子・尹宮御集會、

(中表紙)

「改第『四』號

(文久四年)
甲子日記

大豆曾濃

(角印)「紫苑會印」

元日

一天氣快晴、早天門外ヨリ 禁闕ヲ拝、尹宮 陽明家 正親町三

条家 大原家等江参殿、薄暮邸中廻禮、

一尹宮ニ而御手熨并御祝餅御菓子賜ル、御次江下居候處、奥江通

候様武田相模守傳命ニ付罷出候得者、御膝下ニ被召寄、錦袋江

為入短刀自御手拝領被仰付、縷々御口上、錦由緒等不記茲、長

サ^(ママ) 備州長船盛光 應永廿三年二月日ト裏銘アリ、直ニ

三郎公備 御覽候得者、御落涙ニ而 御拝見被遊候、

一今日海江田・大山二士御国元江被差下、九過發足、

二日 晴

一二条家・徳大寺家・阿野殿江参殿、

一今日一橋亭江御集會、九半時 御出門、

三日 朝雪

一香川・松波等江廻禮、下加茂江参詣、

一飛脚立ニ付書狀遣ス、夜大久保氏江行、

四日 晴

一今日長州江御使者御内達有之候、

奈良原喜左衛門^(清)

高崎左太郎^(正風)

右、長州江御使として被差越候条可申渡候、

但出立日限之儀者追而可申渡候、

正月 式部

一 結城并^(秀伴)錦邸江廻禮、上田同道、塩文^(川脱力)麟ヲ訪、帰路万楼江立寄、夜

入帰館、

五日 晴

一 早天^(近衛忠熙)殿下江参殿、御紙入并三重蓋ニ臺於 御前賜ル、

一 今夕米藩喜多村弥六・松岡傳十郎ヨリ屢使ヲ受、萬楼江集會、一宿ス、

六日 雪

一 早天宇和島先公江謁、結城存慮大略申上候処、余程 御的意之事

ニ候間、何分茂先ニ明日議論可致与之御沙汰也、

一 一夜大久保氏を訪、

一 刀箱出来、

七日 晴

一 練兵一条大久保氏江議論、

一 今晚小大夫江行、

八日 晴

一 二条家江行而勸門一条御議論申上候、

一 今日土佐邸江 御出、

一 今晚進藤式部権少輔江咄ニ行、御父子様御病弊を論、

九日

一 早天柳河戸次退蔵入来、

一 今日僕江為餞別万亭江會、黒田・福山・内田・井上・上田・三

島・木藤・高崎等也、

一 今夕方吉井江戸より着也、

十日 雨

一 昨夜五ツ時分、勸修寺故宫一条發、

十一日 晴

一 今日段々御役替有之、

一 今日佐土原人島原ニ而餞別、

一 勸修寺宮より国分主殿ヲ御使とシテ御礼、且御品等被進、小大夫・猪・弥・^(高崎五六)僕迄結構之御品拝領、^(井上弥八郎)

十二日 晴

一 陽明家江勸修寺一条御礼御使者相勤、

一 昼過井上ヲ訪居候所恩人来一宿、

十三日 晴後雨

一 今日勸門江為 御使者差越、御刀大小并鮮鯛進獻也、井上同道、

今夜山口播磨介ヲ主トス、

十四日 雨

一 四ツ前勸修寺宮御出門、御馬ニ而井上御先乗、僕御跡乗ニ而九半

比御京着也、頓而復命 陽明家江出、又勸門江出、

一 昨夜伝奏ヨリ御留主居呼出ニ而 三郎公江参預被仰付ニ付、從四位下少将宣下有之事、

十五日 晴

一 早天より一橋・越前・宇和島江差越、市井人氣辺忠告、且勸門御傳言也、

一 九前大樹上洛、

一 七過比 勸門江参殿候處、此度御家来ニ被召加、諸大夫格ニ被仰

出、伊勢与賜名候事、

一吉井御留守居被仰付、梅亭ニ而祝宴有之事、

十六日 晴

一陽明家より金貳拾兩拝賜ニ而、今日長州御使者御見合被仰出、

一今晚結城江行、

十七日

一今日 (島津久光) 少将様 御参 内、昼前 御殿江出席、一乗院御里坊江御

引移、暮過引取、

十八日 晴

一早天陽明家江参殿、

一今日宮より紗綾一匹拝領、

十九日 晴

一今日 少将公二条城江御登城、

一岸良・奈良原着ス、

廿日 雨

一山階宮江 少将公御参殿、夫より土佐江宵岸良江會、井上ニ行、

廿一日 雨

一將軍参 内、拝見ニ出、

一宿元状相届、

廿二日 雨

一今朝閑院江さし越、見分いたし候、

一夕方より丸山ニ而十時撰津ニ會、小・大・藤・高与也、

廿三日 晴

一奈良原江餞別として梅亭江會、初夜大島一条ニ而帰、小松家江會
議事、

廿四日 雪

一今朝大島御帰ニ決、祝宴ヲ梅尾ニ催ス、四時分帰、又黒田・福山

ノ旅館江趣、

廿五日 晴

一少将公御 参殿、

廿六日

一今日三士出立、

廿七日 晴

一今日 親王宣下被為蒙候、

廿八日 晴

一今日於閑院殿御借用ニ而御元服之式被被行候、御加冠 (符カ) 内府公、

御式相済、一往一乗院御里坊江 還御、八過 御参、常陸太守

ニ任セラル、

今日御供被仰付候、
頭ニ而御供、烏帽子狩衣

廿九日 晴

一夕景拝領之御肴を人々ニ振舞迎仲熊江行、

二月朔日 晴

一尹宮肥後江行、津田山三郎江會、

二日 晴

一宮 山科江被為成候、

昼後真葛軒江、大・小・高四人参會、夕過帰、又小二會、少将

公御登城、先ノ御議論拝承感服、帰ニ奈良原ヲ訪、

三日より五日迄略、

六日

一會人ニ蹴揚ケ屋ニ會、

七日

一尹宮江御使ニ行、閑院見分、

一夜小松家ニ會、

八日 晴

一例刻出勤、今日二条家ニおひて公武御集會被為在候、

昼過より中村・貴島江會、帰路岸良ヲ訪、

九日

十日 晴

一今日宮様御附勤被仰付候間、拾式人賄料被成下候旨致承知候事、
高・貴を訪、

十一日 晴

一初午ニ而例之御祭有之錦江差越、御邸差支八百田屋ニ而有之候事、

十二日 晴

一今日於圓山祝酒振舞いたし候事、夕景帰り、参 殿いたし候、
(山内豊信)
容堂公御参ニ而、初夜過御引取候事、

十三日より十五日迄略、

十六日より廿一日迄略ス、

廿一日

一小松家ト共發京未刻なるへし、伏見江夕景着、兼春を主とす、

廿二日

(島津久治)
一宮城王子今日御着伏之賦故、待申上候故、終日梅山或棹流網引ニ
而送る、七時過御着、直ニ拝謁、十八日已来之形勢逐一言上、

廿三日

一早天乗船、八時着坂、夕景より步行、例之侍更ニて吉田屋ニ出張、
廿四日より廿九日迄略、

(マメ)
十二月朔日

一早天上京、夜小松家ニ會ス、

(挟込)

『慶應元年丑ノ日記ヲ脱ス』

(青罫紙、「右文久四年甲子正月元日當日為恐悦」ト天地逆ニ記載アリ)

(中表紙)

「改第『五』號

慶應二年丙寅正月ヨリ始

(角印)紫宛會印

日記

崔園

慶應二年丙寅正月

元日

としたちかへるあしたの空、うらゝかに霞わたりていはむかたなきに、朝日花やかにさしいてゝはつ鶯のうき鳴たるいとこゝちよし、されとこそよりの風のなこりいまたさりかたくて、ひねもす引こもりをるに、れいのよろこひにくる人たえず、

試筆

立かへりかくものとかになるとしのくるゝをゝしと何思ひけむ

二日

天氣昨日のことし、けふはこゝちもさはやかになりぬれば、巳のときさかるころよりいてたつ、御殿をはしめ奉り

陽明御殿 おなし御裏の君 前殿下 徳大寺殿 正親町三條殿

阿野殿、この外をちこち行めぐりてたそかれ時にかへりぬ、

三日

いさゝかくもりて雨降、けふは馬にて昨日のこし置つるかたゝをとふらひて、をはりニ御室御所にまゐる、

四日

けふは 賀陽宮へまゐるへきよしかねてのたまハせたりければ、巳の下りハかりニまゐる、れいの御手のしも賜りて御料理たまはる、午の時過るころまかてゝものかひに行、あすなん畠山何かし国へかへるよしなれば、とし玉めくもの母君におくり奉らんとてなり、

五日

あした畠山をとふらひて文や何やたのみきこゆ、菓子盛をおくりてはなむけとす、けふは家の會始せんとかねて契置つれば、
(八田知紀) 翁と高橋正賢見え来れり、
越人佐藤某か年禮に見えたるを留めてよましむ、

早春鶯

知紀

山とほき御さとの春も鶯のこゑよりたゝん春なかりけり

正賢

春かせもまた寒しとて青柳の眉にこもれり鶯のこゑ

(高崎正風側室) ふち子

雪ふれとうめかえしめて鶯の鳴なるこゑにはるをしる哉

正風

梅ハまた雪にまかひて鶯の鳴ねハかりの春にもある哉

雪中若菜

知紀

いさやこら岡辺のわかな摘こなん雪間見えつと人のいふなる

正賢

心してはるの淡雪もえいてしわかな^(◎) 上ハつもらさりけり

誠

梅花折つる野辺にけふハ又雪かき分て若菜摘也

正風

竹の子にあらぬわかなも嬉しきハ雪の中よりえたる也けり

六日

御殿にまゐりぬ、午ハかりまかて、田中・坂元をとみなひて錦織のあたり逍遙す、山々うらゝかにらちかすみて、北山ハかり雪いとしろう見えわたるも中々にのとなり、梅林など見めぐりて、岡崎なる白尾某かもとにたちよりて酒なとたうへをるほど、雨ふりいてゝあはたゝしく帰りぬ、

七日

會津人のまねきによりて三樹なる清暉楼にのほる、書家画工など来つとひて、書画をかき詩歌を詠しなとおもしろし、其人々對山父子・榑谷・百川・牛渚^(塩田)_{已上人}、莊田瞻齋^{書家}、なほありつれとわすれにたり、

八日

午比より雨ふる、御室の矢守左衛門大尉来れり、宮より年玉にとてくさくさつつけものあり、くれなんとするころ正賢かもとより文して明日なん家の會始す、梅花誰家といふ事をよみていつへきよいひおこせたり、

九日

くもりて降らす、昼より高橋へ行、翁も後てみゆ、

梅花誰家

うちつけにとはまほしきを梅花しらぬ宿にもさきニける哉

每山看春 當坐

雪消ぬたかねもいまた見えなから春の外なる山なかりけり

初夜より田中見え来、詩つくりす、

十日

朝のほと雨降、黒田某来りて長州のことゝも物かたりす、結城^(秀任)筑後守・谷村某見ゆ、會人手代木某を訪ひて先つ日のことを謝す、帰るさ桂氏による、

十一日

けふは翁の会始也、未ハかり正賢かさそひ来たれは、ともなひてものす、

早春海

島もなき大海原の春霞何をたよりにうちなひくらむ

霞中柳 當坐

なつかしきとほ山もとの青柳のかけにとのミもたつかすみかな
正賢故宗匠^(香川景樹)のことゝもくさくさかたりける中ニこゝろとまりしことゝもかいつく、宗匠ある時、女郎花にそへて小沢蘆庵かもとへ老らくの身につきなしと女郎花すてハ捨なん一め見てのち
とよみておくり給し、かへしに

老ぬれはをらぬ計そ女郎花何かはよそにおもひ捨へき
とありければ、こはいと後れにたり、歌のかへしハかくよむものにあらず、古今集の つゝめとも袖にたまらぬ白玉は人をミぬめの涙なりけり かへし おろかなる涙そ袖に玉はなす我ハせきあへすたきつ瀬なれは かくうちかへしてこそ感情はあなれとのたまひしとか、又 世を捨て高野のおくにすむ人はちるものにして花やみるらむ の御歌を正賢いたくほめ聞えければ、この歌さ

のミほむへきにあらず、一首のしらへおもしろきに過て無常を觀する実意にそむけりと、又ある時正賢か人の追悼に蓮をよみける歌かのきしのはすの臺やいかならん君かうゑしは花咲にけりこを見給ひて、この歌凡調なり、ふかく思ひ見るへしとの給ふに、正賢ハ更也、一座の人々夜更るまでさま／＼おもひめぐらしつれと、たれもさとりえずしてかへりしを、正賢はと／＼まるへしとのたまへは、と／＼まりて夜もすからあんし明しつれともなほさとりえねは、よあけてそのよし聞えあけしに、さらは示すへし、二の句、はちすの臺とせはしらへしつまりてあはれに聞ゆるを、はすの臺やといひてハ忽調子うき立てさらに何の感もなし、かゝるところわつかに一言半句のたかひなれと、凡雅のわかるゝけちめなれハ、まことに大事のさかひなり、よく／＼こゝろをつくへしとのたまひしと、又、熊谷直好か 道のへしたり柳の浅みとり見捨て過る人なかりけり とよみしを、上句まことにめてたくしらへおろしたり、この調子を失ふへからすとのたまひしことありしとそ、

十二日

明かたいさゝか雪ふる、御殿より御使たまはりて、明日なん 仁和寺宮わたらせ玉へはまぬるへしとの御事也、田中頼庸見え來、月瀬行をうなかず、昼過るより聞え奉ることありて 御殿へまゐる、かへるさ藤井へたちよる、けふは御とし玉にとて御手つからかつけ給ひし御つゝミをひらきミれは、玉の文鎮と蒔繪の小刀なり、

十三日

午とおほしきころまゐりたれば、 仁和寺宮ハやわたらせたまへ

り、按察使^{有長卿}相^{綾小路}とのもかねてまゐり給ふへきあらましなりけれハ、ほとなく見え給ひておんかくはしめさせ給ひぬ、ものゝねのしらへは更にもいはす、天氣いつよりもうちはれて、東の山々うらゝかにかすみわたれる、堤の柳のもえ出たるに、はる風のぬるく吹わたるなどいひしらすをかしきさま也、平調 萬歳樂 太平樂 急 春楊柳 抜頭 朗詠^{嘉辰令月} 長慶子 交名 安陪修理権亮 辻少監物 山井左近將監 安陪飛彈守 豊左兵衛権大尉 芝右將曹

十四日

雨ふる、結城筑州訪へり、午後めされて 御殿へ参る、申ハかり結城うちのまねきによりて 三樹上井筒の楼にのほる、佗客ハ進藤 小松 藤井 井上 国分

十五日

馬して八幡にまうつ、相ともなふ人ハ藤井正徳・井上長秋・中村某・有川某なり、
春風にひれふる鯉も紙屋河活るを放つ^{かけとミむらん}心なるらん
こは紙もて鯉のかたちつくれるをあまたうるところありて人ことにかひもて帰るを見をりてよめるなりけり、帰るさ伏水山のうめを探る、

十六日

とく起出て磯永某をとふらふ、昨日のほり來たるよし也、 御殿へまゐり 前殿下へ謁し奉りて云々のことなかは成て嬉しき事かきりなし、昼過藤井へ行、小松氏を訪ふ、たそかれ時、磯永^{吉輔}・田島^{猶藏}・田中^{頼庸}きたる、渡忠秋かもとより文おこせたり、

十七日

佐土原人曾小川実鳥居、くれに田中見ゆ、日ころもよほしつる
梅見にあすものせんとて、国へいたすへき文ともしたゝめて藤井
へたのみおく、また東塙亭の發會もあすのよいひおこせたと、
そのよし滋賀重身へ告て懷紙さし置ぬ、

霞隔遠樹

山のはゝありとも見えす大空の霞にねさす松のむら立

十八日

日ころ契置つる月瀬にけふよりもせんとす、されとなほ用あれ
は、朝のほと小松氏にもので未刻ハかり出たつ、あひとみなふ
人、井上長秋・田中頼庸也けり、岩田のをのゝあたりにて

越果てかへりミすれはかたふきぬまた長からぬ春の日のをか
あハつの松原の中ほとよりくれ初て、勢田のはし詰なるあた
しやといふやとりにやとる、

十九日

明ぬより雨いミしうふる、されとかきりある日数なれば、巳時
ハかり強ていてたつ、簑笠もゝたらねはみなしとゝにぬれぬ、か
くてハとて耆里ハかり行て、何かしの村とかいふにいたり民家に
入てふるかさともやうゝかひ求めて、うちよろこひつゝ又いて、
さて田上山ニかゝるニ、聞しにまさりてけハしきに、雨風ふきあ
れ、雲霧たちまよひていとわひし、このあいたけしきよき所おほ
し、不動明王のたてるところハ一きは高く聳え、樹木しけり合て
ものすきこといふ計なし、あハれはれたらましハ湖水一目に
うちわたされてこよなきなめならましをいとくちをし、この山
をくたり果れば信樂なり、かねてハ旧都のあとさくらんのあらま
しなりしかと、おもひの外道はかゆかす、小川村のやとりニいた

れる^(ヤ)ハくれかたにておもひとゝまりぬるそくちをしき、

廿日

暁より雲はれわたりてうれしさいはんかたなし、多羅尾・田山な
といふを過て長引にいたる、まつこたかきところのほりて見お
るすに、岡溪のわかちなく咲みちて咲ミちたり、いてやとて下り
見るに、名張川東よりなかれて、その兩岸ひまなくうゑわたして、
遠きハ雲と見え、近きハ雪にまかひて、かをり満たるさま、あら
ぬ境にも来たらん心地そしける、月の瀬はむかひのかたなり、舟
してわたりてをちこち見めぐりつゝやとりにつく、おほる月夜の
さまなどいはんかたなし、足曳の山といふ山、谷といふ谷、ミな
梅の林なりけり、

月てれハ花の光になり果ておとハかりこそ水ハなかるれ

梅の花争ひかたき光とや月も霞にかくれはてけん

さく梅の匂ひや空にミちぬらんいたくも月の霞むよは哉

廿一日

明ほのミんとてふたゝひ溪にくたり山にのほり^(不明)大空ハまたほの
くらきにうめの梢しらミわたるけしき、昨日にまさりていはんか
たなし、二日三日とゝまらましハといひあへと、こゝろにもま
かせねハ力なくやとりをいつ、されと梅の木陰のミなれハ心ゆく
こと限なし、桃香野・高尾なといつれもおほく、水石のたゝすま
ひいよゝゝおもしろし、

もゝかのゝもゝかひとつもののはの花にミすへき花の陰かは
高尾より山路にかゝりて網原・奥^(奥)ハらなと過て笠置山へのほる、
元弘の帝の行宮のあとゝいふは山のいたゝきにありて、木たち・
岩かねものふりて、うちつけに涙くまれてなん、あやしきいはほ、

めつらしき木末とも、長秋れいのうつしをるほど、僧ひとりいてきて、何くれとこまやかにしめし聞するに、おほえすときうつりて、北笠置のあたらしやへ着たる、たそかれときなり、

廿二日

雨を冒していつ、いは切り・瓶の原なと過るころいミしうふりて、雨雲のたちおほひたるミかの原・蓑かせ山はいつこなるらんなど獨こたれぬ、平尾といふあたりよりはれたれと、かせなほやます、玉水のあたりよりおたやかなりぬれば、観音堂の梅など翫ひて長池にやとる、

廿三日

きのふニかへりてのとけし、巨椋の湖舟してわたる、はるか山の山々はうら^{(く)眺}かに見わたされて芦はらのかれたるか風にさはき、なミゐる水鳥の舟に驚きてミたれたつなど、そゝろさむけきこゝちすれと中々おもしろし、未とおほしきころ都にハ入りぬ、さながら御とのへまゐりて、折かへりたる一枝に一ひら結び付て、人々へこれ奉りてよといひおきてかへりぬ、

君にけふ奉られて梅花折れたりしも嬉しかるらん

廿四日

御とのへまゐる、昼過るころ村山をとふらふ、塩田牛渚・中村水竹来たれり、

廿五日

磯永・町田・坂元など見え来れり、磯永を伴ひ 聖席にまうつ、帰るさ赤穂屋^{饅店猪熊 榎木町下ル東}により、ひるけたうへぬ、

廿六日

^(近衛忠房)こたひ内のおとゝ従一位に叙せられ隨身兵杖賜はりたる 御よろ

こひのほきこと聞え奉るとて、御二ところおかミ奉る、月か瀬より折帰りつる所に添てあつ^(税所敦子)子のもとへ 折られても嬉しかるらむ梅花色香しれらん人に見えつゝ といひ遣しおきつるに、けふかへりことありて、

きのふ八月か瀬の御つとゝておもしろき一枝給りし嬉しき、御ことのはのかをりさへ添たるハ、つゝむたもともなきこゝちしなから花のおもはむことのいともやさしければ、

あつ子

手折こし人をハおきて梅花たれに見ゆへき色かなるらん

廿七日

雨ふりてはれたり、けふハ圓山春雲楼にして書画のつとひもようすとして、おのれにも出へきよし、かねて塩田牛渚・南部秋蘭・庄田膽齋かもとよりあないありけれハ、午時よりものす、

廿八日

けふ内のおとゝ御拝賀の御供賜りて辰時よりまゐる、午のなかは過るころ出たゝせ給ひて、申ハかり還らせ給ひぬ、御いはひのミき・さかなともたまはりて、くれかた家にかへる、

廿九日

西郷をとふらひ、矢守某かねかひ出つることゝも申入ぬ、

晦日

宮のおまへ廿六日より勸修寺へ出させ給ひつるに、けふなん歸らせ給ひぬ、こよひ矢守おや子佐竹某を伴ひ来たれり、

二月朔日

天氣いとのかなりとて、起て佐竹をとまひて西郷へ行てよろつゆたね置ぬ、午ハかり御殿にまゐる、夜村山時村をとふらひ、

夜中ハかりニ帰る、

二日

磯永来れり、昼過伴ひいてゝをちこちせうようして遂におなし人のやとりにとゝまる、雨ふりいて道とほく、かつ酔たれはとまる、

三日

あしたあるしもともなひかへりぬ、夷川の何某の店にて金燈爐二を買、こは母君の御もとより氏の神の御前にとのたまひおこせければなり、

四日

江戸よりまうのほりけるとて湯地某・吉原某見ゆ、初午なれハ稲荷にまうつ、天氣よければれいよりも人おほし、

五日

勧修寺宮御里坊かねて借給ハるよし承りしに、久留米の番兵のこらす引ハらひたるよし永田越後介かもとよりいひおこせたれば、村山をはしめ其筋の人々にたのミ聞えて修覆のつもりをなす、かへるさ三樹上井筒の楼にのほりて勞をねきらふ、

六日

けふなんかねて御こゝろを碎かれし御馬を御室 御所へ参らせ給ふ、おのれ御使を勤めぬ、いさゝか故ありて櫻木老公より進られしよし聞奉りぬ、

七日

ひねもす雨ふる、永田越後介ミゆ、柳原亜相殿にめされて、藤井・村山とゝもにまゐる、

八日

磯永かまねきにて三樹菊仲楼にのほる、初夜過るより田庸・田

来たりて夜あくるまで物かたりす、

九日

去年よりあらまし置ひつる御つとひ、けふなんもよふさせ給ひぬ、午よりまゐる、昨日のくれてより雨いミしうふるをこゝろうくおもひしに、けふハなこりなく晴わたりて見わたしことなり、こたひ西六条よりねかひて荒神口のすちに大橋かけわたす、そか砂もちとかいひて、此ころいろ／＼のはたをしたてゝ、さま／＼のよそひかさりて、さハかりの河原所せけにつとひよることなり、けふ天氣よければこゝにきはしく、やことなきあたりハいたくめつらしミ興しさせ給ひぬへし、申さかりとおほしきころ、門はらひて静になれハ、かくはしめ給ひぬ、はしめ万歳樂、さうのこゝと、前殿下・綾小路亜相、琵琶、仁和寺宮・裏辻侍従、ひちりき、興正寺御門跡・高野少将、楽人ハおのかさま／＼しらへ上たる、えもいはす、詠などありてのちハ大御酒いたくすゝみてとり／＼吹すさみ給ふ、綾小路とのたちて、陵王平調まひ玉ふ、あしふミ・おもゝち七十にあまれる人とも見え侍らす、人々涙おとしぬへし、

十日

坂元・田中・田島見ゆ、くれかた島津ぬしのもとへ行、

十一日

御殿ニまゐる、かへるさ辻治部少丞のもとへ行てさうのふえをまなふ、けふハ 陽明殿にて花の宴賜りけるに、未ハかりまゐる、わたらせ給ふ御かた／＼仁和寺宮・常陸宮・賀陽宮、右のおとゝ・興正寺新御門主なり、れいの伶人めされて合奏、さうかなとせさせ給ひぬ、はて／＼は大ミきいたくすゝみて、筆をふるひ、

立てまひ、あるは花かけによりてふえをふき、あるはせうようし
て吟詠するなど、さま／＼にていと興ある御花見也かし、おのれ
らにもたさく賜りてとりあへすよみて奉れる、

糸竹の調さやかになるなへに月と花との光添ひつゝ

十二日

櫻木の御とのへまゐる、昨日の御席上の御書に御印をねかひおき
ぬ、白圭之玷尚可磨也と忠孝とふしの御画たまはりぬ、

十三日

貴島・田中をともなひて陽明殿のいとさくらを見せしむ、こよひ

田中の寓宿にて歌よむ、

地震巳の時計

十四日

矢守某見ゆ、こよひ渡忠秋夫婦のほり来てとゝまる、

十五日

雨降、御とのより桜木へまゐりて仁門の御馬のこと聞え奉りぬ、
かへるさ藤井へたちよる、あすより奈良江趣くよしなれはなり、
みよしのゝよしのゝ桜ことのはの花にうつして家つとにせよ

十六日

いさゝかふる、江戸なる新納立夫ふみおこせたり、海苔画半切や
うのものそひぬ、石黒政美にたのミ置つる縁額もとゝのひぬとて
おくりきぬ、けふより辻治部丞春日の御祭の参役にて奈良に趣く
よしなれハ、同門山口織部なるものを訪、唱歌をならふ、申の下
り小松ぬしを訪ひて、初夜過るころかへる、

十七日

宮の御まへ花の宴せさせ給ふにめされてまゐる、花は御庭の南の

隅にありて松の緑に咲ましりたる、いふよしなくおかし、れいの
たさくたまはりて、よみて奉れる、

御園生の花のうへより大御世の春もさかり二ならんとすらん

初夜過まかてぬ、

十八日

御殿にまゐる、昼下るころよりふたりミたり伴ひて知恩院のいと
桜見にものす、長楽寺のあたりやゝ盛なり、帰るさ秋田晴をとふ
らひて初夜かへる、

十九日

小栗栖大和守を訪、

廿日

例の山口のもとにてさうかならひをるほと、藤重某ら見え来て合
奏す、帰るさ内田を訪へは蒸氣舶三国丸つきしよしなり、申の時
より降いてゝ雨やます、

廿一日

八田翁かへりのほりしよしなれは訪、

廿二日

渡忠秋・山口親尹・知紀翁とゝもに知恩院の垂絲櫻を見る、喰々
堂に立よりて酒くむほとちか子なと見え来て暮過るころかへりぬ、
母君の御文かつくさ／＼のもの、人々の文なととゝく、

廿三日

御とのへまゐる、あすなん仁和寺宮嵐山の花御らんすとて 宮に
もならせ給ふへきよし屢御使してすゝめおハしけれど、いさゝか
さはることありて、こたひハかたくとゝまらせ給ふ、其故よしつ
はらに聞えあけ、かつ御かはりとして正風まゐるへしとの御こと

也、御室よりもまゐるへしとて矢守某御使に見ゆ、こよひ小松氏に行、

廿四日

雨いさゝかふる、巳時ハかりはれたれと馬していつ、まつ御室にいたたれは、とくわたらせ給へりといふに驚きて鞭を加て走まゐるに、とゞまりおはす所ハ洗心亭なり、

おくれたるミちハむかしの跡なから我よふ船のなきそやさしきほとなく御船にめされぬ、御ともふねとも四さうなり、汀はなるゝより皇聲急しらへ上たり、陸なる人々ミな山をあかれて御ふねにむかふ、日ころの雨風に花すこしさかりたれと猶たくひなく見ゆる、人々いま一日はやかましハなといふを聞りて、

あらし山さかり過ぬとたれかいふことしの花はけふにやハあらぬ

かつのほりかつくたりてもてはやし給ふ、山のけしきハ更にもいはす、大御舟浮へ給ひけんいにしへのおもかけさへめのまへにうかひて、さかの山御幸絶にしなとうちいてられてなん、日かたふきたれは、人々かへりはてゝいと静なるに、花のいろいとゞまさりていはんかたなし、くれなんとする比おりさせ給ひて、また洗心亭に入らせ給ひて三四曲しらへさせ給ひて、辰の半ころかへらせ給ひぬ、おのれハあすなん契おける人々ありければ、其よし聞え奉りて、こよひ木屋某か家にやとる、秋田稲人も、

廿五日

夜中よりの雨猶やます、されと曙ミさらんもこゝろなしとていつ、昼ころ八田翁見ゆれば、洗心亭にやとりを定む、山口親尹も来たる、あるしの美文もうたをこのむよしにて、何くれとねもころ也、

うたもあれと外にしるす、こよひ^{〔不明〕}■木屋にやとる、渡忠秋・ちか子も見ゆへきなりしかと、雨を^{〔また〕}恐てや見え来す、

廿六日

天氣晴たり、朝とく起いつるに、明行さまえもいはす、渡月橋半うちわたりてかへり見れば、あたこ山雪いと白うふりつもりて、こなた山の花にむかへるけしきいふよしもなくおかし、

さか山の花のさかりをねたしとやあたこの峰に雪のふりけんひる過るころ山口とゞもにかへる、翁はしる人來たるよしにてとゞまれぬ、太秦・御室の花など見尽して申ころかへり付ぬ、

廿七日

昨日岡崎の葬なりしかと、えゆかさりしかハ、けさとくとふらひ墓へもまうてぬ、きのふさか山にてよめりし

さか山の春ハ昨日にかハらねと君かことはの花の匂ハぬといふ歌を手向ぬ、

廿八日

陽明家にめされてまゐれハ、明日なん御室へ御使つとむへきよしあふせをかうふりぬ、御うらの君御笙の御けいこ遊すを拝聞す、故郷へ遣す文やものや小松氏にたのむ、

廿九日

御室御所にまゐりて内のおとゞの御思召をのふ、帰てかへりこと申奉りぬ、暮ときより桂ぬしを訪、夜半過ニかへりぬ、

三月朔日

小松・桂・西郷・吉井等の人々いてたつ、御とのにまゐる、

二日

村山時村も国へかへるとて別告に行、

三日

陽明殿御裏の君、常陸宮、前殿下へ上巳の賀こと聞奉る、櫻木御殿にてハおくにめされて大ミきたまハリぬ、

玉橋内府公御実母・花島一門公御懷・歌島信君御懷ニ逢ふ、村岡^老此ほとよりまゐりをるよしにたいめす、

四日

ことなし、

五日

山陵御巡拝の御とも賜りぬ、桓武柏原陵 仁明深草陵 崇光^{伏見大光明寺今敷}
^{中ニ}アリ、後深草の御火葬所^{松林院後沼中ニアリ}なとつき／＼拝ミ給ひて 三栖宮^{天武天皇宮} 御香宮 藤森なとまうてかへらせ給ひぬ、御馬なり、

六日

山口へ行、かへるさ藤井を訪、

七日

上村某きのふのほり来て母君の御文や何やもて来たれるよしあないありければ、朝とく行とふらふニ、ほかへ出たるほとなりければ、御文やうのものうけとりかへりぬ、御とのにまゐりておとゝひの御禮聞え奉る、

八日

雨ふる、八田翁を訪、

九日

午後より東塙亭の月次の會にいつ、田原某ミゆ、

十日

東儀宮内丞を訪、

十一日

赤塚^{出雲}宇治田原邑禪定寺住僧を伴ひ来たる、巳の時参 殿、

十二日

菅公のかゝせ給へる古本論語集解模刻一軸を縮臨、古本論語二冊を津藩深江^{半左衛門}某よりおくるよしにて藤井より傳へ来たる、こは藤堂家秘蔵の一軸なるよしかねて深江より聞りて、えまほしきよしいひ置つる故なるへし、巳の下刻れいの唱歌ニものせんとていて行、道中よりおもへらく、北山の春此ころおもしろからん、いてやとて田庸^{田中賴庸}をともしなひていつ、新町筋よりのほりて市中を出果れハ、打わたす限菜花のさかりにて、蝶のむつれあひたるなどおもしろし、そか中を分て、堤にかゝりて上加茂にまうつ、大方ハさくらは散過たれと、残花海棠などのたま／＼のこりたるも中々なりき、舟にいたる川つら山吹いと多し、帚杖なとりもて行なと、午過ころきふね宮についたり、つきぬ杉の木立なとたゝならぬニ、雨さへふりいてゝ時のまに煙雨に見えかくれするいはんかたなし、鳥井の少し下より左へのほる道あり、鞍馬へのよし石に彫付たれハ^{◎迪}ひり行、雨しとゝに降いてゝ深山のけしきいとわひし、僧正谷など一見すなりぬ、鞍馬寺再ひこたひ建立のよしにて、たくミなとあまたつとひ居たり、れいのうつ櫻なとたま／＼ありけり、山門の下なる池田店といふにやとりて、昼けなとものしつゝ雨のはれままつほと、いたく時うつりて、やう／＼急き行に、山を下り果んするあたりよりくれわたりぬ、けふハ大原・八瀬^{マミ}なと経て帰るあらましなりしかと、こゝにやとりを定む、

十三日

いよ／＼降出ぬ、朝とく起いてゝ寂光院・朧の志水・しやうこの阿弥陀・おとなしの瀧なと見る、いつこハあれといたくさひわた

りてこけのミとりの上にさくらの散きたるなどによし、山吹ハたおほし、

十四日

朝有川某を訪ひけるほど、島津勢州など見え来て北野・平野・等持院村のあたり逍遙す、

十五日

有川・磯永らと下鴨へものす、昼過より磯永に馬のはなむけすとて祇園町井筒楼にのほる、こよひ磯永の寓宿にとる、

十六日

一乗院宮大僧正の宣下蒙らせ給ふとて、こたひのほらせ給ひしよし承りてまゐりたれと、いまた御寝なりければ申しおきてかへりぬ、藤井正徳の弟上御霊の神主小栗栖大和守の世嗣となれりけるハこそ冬なりしかと、いまたかのかたの人々まねかれされはなりけん、その會をもようすとて、おのれもといひおこせたれば、未の下りよりものす、

十七日

朝翁を訪、母君の御文とく、結城見え来て、暮かたよりともなひて三角某のもとに行、
内侍所采女といふ人にあひぬ、

十八日

磯永けふたつよしなれば行て別れを告、午後翁とくもに東寺なる駒井某の母の還暦の祝にものす、心静延寿兼題 松上藤當坐 歌は外にしるす、かへるさ忠秋と撰集の事さたむ、毎月二ノ日にきわむ、

十九日

結城にさそはれて片山にものす、狂言のミなり、

廿日

御使にてさくら木ニまゐる、けふハ下加茂競馬なり、

廿一日

雨降、家書をいたす、陽明家にまゐる、

廿二日

知紀翁・忠秋・正賢など見え来て、草野集をえらひいたしたよむ、よる結城ミゆ、

廿三日

結城を訪ひて、こそかり置つる金をかへす、

廿四日

〔コシノリ 義範カ〕
大野・伊地知を伴ひて鰻店へものす、こたひいもうと徳子大野義方（頭注「西郎助」云）へとつきたるよしありし、よろこひの酒汲かハす也けり、

廿五日

北野にまうて、田原某をとふらふ、

廿六日

あした有川某を尋ねて勸門御里坊云々の事をたのむ、夜田中幸介見え来て泊す、

廿七日

中村・伊集院・永山など見ゆ、

廿八日

井上長秋を尋ぬ、

廿九日

結城あすなん帰るといひおこせたれば尋ぬ、秋田晴も見え来たるをとまひて柵屋といふ料理屋にものして酒くむ、田中秋村をも

まねく、初夜過るころかへる、

卅日

朝浪花より洋銃もてのほりぬ、やかて會津野村何某かもとに遣す、未時より貴嶋何某をともしなひて黒谷真如堂あたりの森緑をもて遊ぶ、

久方のそらのミとりもミえぬまで青葉茂れりくろ谷の山

門前茶やを見いたれハ藤花今をさかりと咲ミたれたり、立よりてみるに、相しれる人々つとひ居てひとつになりてくミかはしぬ、

四月朔日

御室の矢守大学 宮の御使にて、このほとより云々のことくさ／＼心を尽し奉りしことゝもふかくめてよろこはせ給ひぬ、その御褒美として、御紋服一かさね下し賜るとの御ことなり、かしこくもよにありかたきにこそ、夜佐竹某見ゆ、

二日

参殿、れい日なれハ渡忠秋かもとにものす、終日雨降、

三日

宮陽明御所に参る、午過御室にまゐるついでに中沼某をとふらふ、

四日

佐々木高城かもとにまねかれてものす、兼題首夏雨、當坐貴夏藤

五日

秋邨とゝもに菟治(うじ)にものせんと契り置つれと、朝より雨をやミなくふりければ、おもひとゝまりて、南禅寺・永觀堂・若王寺あたり新緑をもてあそび、田島某を問、中林竹溪を驚し、夕さり帰りくるミちにて會人外島某にあひて、三樹の茨木楼にのほる、

六日

有川・貴島の二人を伴ひて天の橋立を見んとす、先参 殿して御いとまをねかひ奉る、夕かた有川かもとにつとひて明日のことを定む、

七日

卯の刻はかりおのかやとりに待合て出たつ、下嵯峨にいて保津船にのる、こよひ園部に宿、小出伊勢守 二万八千石

八日

福智山に泊、朽木近江守 三万二千石

九日

朝とく船して河森にいて、元伊勢 外宮 内宮を拝して未の時ばかり宮津に着、松平伯耆守 七万石 阿波賀屋といふにやとる、長山覺左衛門・依田伴藏のふたり訪来たれり、こよひ新濱なる何かしの楼に遊ぶ、

十日

雨ふり風あれとゝまりぬ、かめ岡といふにのほる、けふも二人来れり、

十一日

已ハかり船して成相寺にものす、天橋の景奇觀を究む、文殊のあたりをはしめつはらかにとき聞かすれと、すへてしるすにいとまなし、永山・依田のふたり婦人とも引つれておくり来、二たりハ成相よりわかれて帰る、婦人ハ岩瀧まで送来、

天のしたミつのけしきの一てふもしにも似たり松のむら立

十二日

朝とく岩瀧をたつ、道ひまとりて、こよひ久美濱にとまる、

十三日

巳の下りばかり湯島につく、水口屋といふにやとる、

十四日

申ばかり出たつ、舟して豊岡にいつ、くれたれはやとりぬ、

十五日

雨降、けふは福智山までとこころさしつれと、雨風いミしうあれて、出石へゆくへくもあらず、ことに黄白もミなどほしけれハ、これよりまた宮津へかへらんはいかにといふに、ミな同じころになりていそぎ行に、岩瀧に申の半ばかりなり、舟してくれなんとする比宮津につく、

十六日

わかれをしむ人々おほくてとまりぬ、切戸の文殊にまうつ、

十七日

朝出たつ、大根屋某に金十圓をかる、こよひ菟原にやとる、

十八日

亀山にやとる、

十九日

雨いミしう降を冒していつ、昼ころ京にかへり付ぬ、まつ参殿してあらましを聞え奉りぬ、
蒸氣船過日つきしよしにて、母君をはしめ奉り人々の文やものやとゞきぬ、

廿日

葵祭にて鴨にまうつ、こよひ田中・伊地知・竹田・鶴丸など見ゆ、

廿一日

かひものにいつ、

廿二日

けふは御室にまゐるへき御使たまはりしかと、御とのにいたれはえさらぬことありて、文つかはしてそのよし聞え奉る、八時有川・貴嶋なとつとひて宮津へいたす文や何やしたゝむ、

廿三日

山口某見ゆ、會人某磯永某か洋銃のしろ三百六両と残銃三挺をもて来たる、たゞちに木場何某かもとに遣す、

廿四日

伊勢・伊地知のふたりにそゝのかされて象虎を見に行、かへるさ大雲院中田中雲怱か卜居を訪、堀口某か病をもとふらふ、蒸氣船より黒田のほり来て御文丹桶とゞく、

廿五日

柳原とのへまゐりて、日ころさかな賜りしかたしけなさを聞ゆ、赤塚某を尋 聖席にまうつ、夜鶴丸某かやとりを尋、

廿六日

有川・山口を訪、勸門御里坊に立よる、夜木場何某かもとより使見え来て行、

廿七日

三樹大和屋にて新画鬺取といふことありて、五六輩ともなひてもす、宇和島松根某かもとより消息ありけれハ、柳原家へまゐりてそのよし聞えまゐらす、霄佐竹見ゆ、

廿八日

藤井とゞもに勸門御里坊を見に行、

廿九日

けふは 御とのに詩歌管弦の御宴侍りしかと、えさらぬこといきてまゐらす、

五月一日

秋田晴をとふらふ道にて有川・三原のふたりに出あひて、しきりに登楼をそゝのかされ、いなミかたくて橋楼にものす、くれかたかへりて會人莊田何某を尋、井上長秋を驚かしぬ、

二日

れいの日なれは會す、けふより元誓願寺千木西江入、岡本某かもとを定席とさたむ、

三日

土橋對馬守見え来て、けふなん宇和島の旅宿に 御使つとめぬ、そのよししかへるさにおのれにも聞せおくへしとの 大納言の君あふせとありしよし也、よる桃岡^{久田知紀}大人を尋ぬ、

四日

五日

宮・陽明家御二ところにまゐる、午過るころより馬して上賀茂の競馬見にものす、陽明家の御さしきより見る、くれかたかへりて藤井正徳かもとに行て祝盞を傾、深更帰宅、

六日

島津勢州明日なん国へ帰ると聞て、行て別れを告、文や何やあつらへつけぬ、くれかた岩下ぬしを訪、

七日

八田翁を驚かしつるに、秩父本加世田郷土某來あひて始て逢ぬ、

八日

藤井・内田來たる、岩下氏を問、井上見ゆ、朝より風のこゝちしつるに、申ハかり堪かねてうちふしぬ、

九日

表具師長谷川來たる、前殿下御染筆二枚を誂ぬ、三原・鶴丸・平田^玄とひ來ぬ、

十日

八木奇峰^{工画}をとふらひぬ、

十一日

三原・鶴丸のふたりにそゝのかされて馬より菟道^{うじ}にものす、伏見にいたれば、有川貞敏難波に下り居つるか、おとゝひのほり来ていまたとゝまりをるよしなれば、打つれて尋ぬるにいたくよろこひ、必けふはこゝにとゝまるへしとせちにいふに、朝のほとより空もかき曇りて雨にあはんも計りかたければ、終にとゝまりぬ、午過るより綱船を浮へて川かりして遊び、暮に帰る、

十二日

れいの撰集の為翁・忠秋と會す、

十三日

堀平右衛門筑前よりのほり來たるよし、あハす、

十四日

海江田某明日なん俄に国へくたると聞て、文とふく永うちよりたのミ來つる備ものあつらへ付くたしぬ、夜伊地某^{イヂ}ゆ、

十五日

朝別れを海江田に告げて、午過より翁・鶴丸を訪ひて楊柳園のつとひに出つ、かへれば二松より文來たり、あす卯のとき 宮御方陽明家の方へわたらせ給ふまゝに、それより少しさきにさん殿いたしをるへしとの御事也、

十六日

卯時より陽明殿にまゐりて待奉るほと、辰近きころわたらせ給ひ

ぬ、辰の下りより乱舞はしめさせ給ひて、よるの巳のときハかり
終りぬ、前殿下弦上を内のおとゝ巻絹、また御父子して蟬丸を舞
ひ給ひぬ、よハしるさす、

十七日

雨降、大雲院を訪、藤子あした芝居見にものす、
遠武来る、

十八日

陽明より賜りたる御劔の粧飾とゝのへ来りぬ、
黄昏桃岡翁を訪、

十九日

陽明殿にまゐりてきのふの御劔を御らんせさせ奉りぬ、御父子
御一座におはしましていたくめてさせ、ありかたき御こと葉とも
いたゝきぬ、序に山辺宿祢赤人の社江州日野蒲生郡にあなるを、
世にいたさまほしきことを渡忠秋かねてねもころにねかひをれは、
其よし聞え奉れハいたくよろこはせ給ひて、今少しそのたしかな
る印さくりえたらんにハ、御力をそへ賜るとの御こと也、夜鶴丸
を尋、歌よむ、

廿日

御里坊に見舞、鎌田某を伴ひ下京あたり徘徊して、赤穂屋に立よ
る、結城氏上京のよしにて文おこせたり、

廿一日

めされて柳原家に参る、結城・藤井も、

廿二日

例日にて忠秋かもとに行、くれて帰れは田中某見え来てこよひと
まりぬ、野村某けふなん着たるよし、

廿三日

結城筑州を訪ふ、田中秋村長崎へにはかにゆくへきこといきて、
かれこれ相はかることありて来たる、こよひとまる、

廿四日

野村・田中のふたり離盆をくまんとて橘楼にのほる、こよひやと
りぬ、岩下ぬし下坂、

廿五日

あした田中を訪、五代・松根のふたりに文つかはす、帰りて大和
錦紙入・羽織紐・盃を贐に送る、
未の時ハかり鶴丸某と 聖厩にまうつ、

廿六日

参 殿、崎陽の事情を聞え奉る、

廿七日

野村盛秀を伴ひて参 殿、外夷の情實等つふさに聞えあけぬ、く
れかた鶴丸某を訪ふ、

廿八日

今朝より野村越前に赴く、あしためつらしきまろうと見え来て何
くれと時うつるほとに、別を告に行ければとくたてりとぞ、あす
より轉宿に定む、

廿九日

午時ハかりにうつり住む、やかて柳原大納言の御もとより酒壺挺
を賜りぬ、こよひ手傳しものとも集めて労をねぎらふ、

六月一日

天氣晴わたりぬ、内田政風見え来、

二日

れい日にて桃岡につとひぬ、申過に帰れハ伊地知某・永田来居て、
酒肴共いたしもてなす、

三日

鶴丸を訪ふ、

四日

買物にいつ、田中を訪、米一俵を送るへき約をなす、

五日

貴嶋婦人を携来たり、あした参 殿、

六日

仁和寺へ参 殿、暮過大雨にぬれて帰る、

七日

鎌田某か内願のため岩下ぬし・有川某を訪ふ、大工手傳など来り
てのこれる處々をいとなむ、

八日

下京のあたりかひものにもす、

九日

けふわたましのころにて、こたひたのミ聞えし人々、ハた宮
の御内の親しきかきりをまねく、その人々、二松甲斐介 山口
和泉守 国分上総 永田越後介 井上石見 白尾采女 坂元右
近 内田仲之助 有川七之介 東郷栄之助 新納太右衛門 伊
※地知源次郎『弟』 町田左衛門 小森金右衛門、山口・白尾のふた
り、三樹の美人三たり携来たる、すへて酒肴仲熊に命す、ハた舞
子三人をもよひてもてなす、深更におよひミなかへりぬ、
けふ村山時村かへりのほりしよし也、

※(頭注)『兄伊地知源左衛門(季達) 琴子ノ夫』

十日

村山を尋、母上様よりの御文しなもの、福永・松田・大野よりの
文来たる、

十一日

久しく降つゝきける雨、けふよりはれわたりぬ、町田何某にまね
かれてものす、

十二日

あした暑中の御尋ねとして水羊羹二本たまはりぬ、

十三日

富永・立野に見舞、宇和島上甲貞一より豫州老公の旨を以文おこ
せたり、

十四日

けふ祭礼御覽すとして三条寺町西ニ入ところ入らせ給ひぬ、宇藩よ
りの趣具ニ聞え置奉りぬ、けふなん鳩居堂なる山陽・竹洞等の書
画帖を見る、

十五日

加藤某を訪、

十六日

下加茂の馬場にて馬よせありて 陽明家御二としろ 仁和寺宮ミ
な我 御さんしきに御推参せさせ給ひぬ、赤座某絹をひかせ、国
沢某ほるをかく、かへるさ矢守左衛門大尉来ル、

十七日

ふちを駱駝見につかハす、申過より伊地知・鎌田の二人来たりて、
初夜半ハかりまて出ぬ、土橋来たる、

十八日

桜木江参り、宇城より云々のこと聞えあけぬ、かへるさ参殿、井上をとふらふ、忠秋の會なれと出す、

十九日

村山見ゆ、結城を訪ふ事をちきりて参殿、東寺のこと言上、未ハかりいたれはとく来たれり、申過までかたりてむら山とゝもに川原にいつ、初夜門とりぬ、

廿日

終日いてす、

廿一日

貴嶋見ゆ、井上を訪て東寺の事を談、

廿二日

尹宮へ暑中のうかゝひ、桜木にこたひの恐悦にいつ、加茂にまうて、村山を尋、けふれいの會日なれと、忠秋風こゝちにて出こねはやミぬ、申さかり暴雨、

廿三日

ふち子すこしなやましけれ(ママ)くすし平田某をまねきて見す、坂元某来たりて歌よむ、

廿四日

雨降さ中師又後藤光正を訪、

廿五日

井上・国分のふたりに誘れて諸寺の虫拂を見に行、保斜寺、百万遍、真如堂、瓢亭により昼飯たうへ、栗田へいて陶器を買、(ママ)に立よりてかへる、申の半より聖廟にまうて、かへるさ伊東次右衛門を尋、

廿六日

申ころ四条のすゝみにふち子を従へてものす、町田左衛門を誘ひぬ、

廿七日

ひねもす外へいてす、町田糺の納涼にさそひつれとゆかす、

廿八日

岩下を尋、

廿九日

勝安房守のほりし由を聞て早天尋ねつれと、外へ出たりとてむなしくかへる、雨俄にふり出て、結城筑州のもとへしはしやとり、かへるさ参殿、越前老君けふなんつかれしよしにて、御内輪の御使として行むかふ、

七月一日

朝より雨降、明日をまちて勝をとふらふ、四比までかたりて、かへるさまた参殿、けふなん氏神の神具などあつらへ置つるものともミなとゝのひて、齋戒沐浴して勧請、

二日

會日にて下加茂なる賀川の別荘につとふ、こたひハむら山時村會主也、

三日

兵助見え来たれり、よる伊地知見ゆ、

四日

朝、勝飛川(海世)を訪、御賜を傳、四過までかたりて、かへるさ大雲院なる能勢某を尋ぬれハ、富田某も来り居て申ハかりかへりぬ、暮方より筑州来たる、

五日

兵助かへる、赤塚出雲来たる、

六日

御室にものす、矢守・中沼のふたりを訪ひて談する事あり、かへりて参殿、

七日

宮・陽明御二ところにまゐりて、けふのほきこと聞え奉りぬ、くれてふち子を携て鴨河の涼風を探る、

八日

垣ねの朝かほ咲初たり、花のかすふたつ、申ハかり参る、故ありてさらし一反をたまはりぬ、

九日

かひものにてしのみ、

十日

あした蓮成をともしなひて赤塚某を訪ひて、後水尾法皇の止至善の宸筆をおかみ奉りぬ、

十一日

朝、大久保・内田のふたりを訪ふ、申過より有川を尋ぬ、

十二日

れいの會日なれと渡風のこゝちにていてかたきよいひおこせてやみぬ、申過より町田某見来て三更帰ル、

十三日

宇和島へのかへりことをしたゝむ、刺鯖を賜、

十四日

御霊を祭る、

十五日

いひ日なれと、いさゝかこゝちなやましけれハ外へいてす、井上ミゆ、よひに六齋をよひて佛に供す、

十六日

こゝちなやましくて終日いてす、大久保聞ながら見ゆ、

十七日

けふは山科へものすへくかねてあふを承りつれと、なほこゝちあしければ井上長秋にたのみ聞えぬ、

十八日

つとめてまいる、桜木へもいてゝ東寺のことゝも聞えあけぬ、岡崎なる蓮生をとふらひて紀貫之朝臣の手跡を見る、けふは御霊の御まつりにて、申のさかりハかり寺町をわたらせ給ひぬるを拝み奉りぬ、

十九日

蒸艦つきしよしにて、母君の御文、人々のもとゝきぬ、君公より

みかたとに建白せさせ給ぬとて、そかうつしを拝み奉るニいとありかたき御事にこそ、

廿日

染川某かこたひ来たるを訪ふ、帰るさ藤井へ行、

廿一日

伊地知重秀をとふらふ、参殿、

廿二日

参殿、申ハかり(寺島宗則)松木弘安か江戸にくたるをおくらんとて、富田某を伴て大津のハしはなる播摩やにものす、

廿三日

辰ハかり松木はたちぬ、義仲寺などへあそひて申ハかりかへりぬ、

義仲寺にまうてける折しも雨ふりけれハ

今も猶芭蕉にかゝる雨のおとを翁もこけのしたに聞らん

廿四日

田中政庸見え来り、申さかりより伴ひて村山うちを叩く、

廿五日

早天永田とゝもに 聖廟にまうつ、かへりて参 殿云々のこと言
上、結城をとふらひ、富田を尋ぬ、

廿六日

参 殿、またかのこと言上、正親町三条實愛卿へいてゝあけつろ
ひしことゝも、又まゐりて言上、陽明家へもいてゝおなしく聞
え奉りぬ、ほど御こゝろを合せられし、

廿七日

参 殿、裏辻中将殿まゐられ、昨夜の御かへりことゝて 内のお
とゝの御使のよし也、さま／＼御説はおほけれど、すへて云々の
ことのかれさせ給ひたき御こゝろよりおこりしものゝみうかゝひ
奉るそくちをしともくちをしからすや、中将とのに大に議論す、
夜また正三条へいてゝおほしめしのほとを申入ぬ、

廿八日

参 殿、越前邸へ国分某を遣して 御策をしめし給ひしに、かの
かたにもつくしおきつることゝもありて、大に同意にてうれしき
こといふハかりなし、午後 仁門公よりさらし一疋を賜りぬ、
陽明家にいつれハ、 御室のミやならせ給ひて、またおとゝひの
ことくりかへし聞え奉りぬ、正三 殿下へいてられしこともわか
り来ぬ、こよひハよほとふるひおこらしありさまにてうれし、

廿九日

朝正三卿へいてゝ、きのふの議論のことも承りて参 殿、けふの
御参内の御ことゝも心のかきり聞え上奉りて、また陽明家へまゐ
りておなしく聞え奉りて、帰さ藤井による、

晦日

早天正三卿へいてゝきのふの御ことゝもうかゝひ、それより参
殿、陽明家よりもめされてまゐる、きのふの 宮・正三卿の御議
論まことに感服なり、くれかた大久保・内田の二人をとふらふ、

八月一日

雨ふる、御との 陽明両御所・賀陽宮・柳原家等へ禮にもす、
申下り渡忠秋三条家大夫丹波豊前守を伴ひ来たる、村山・伊地知
見え来て三更かへる、

二日

参 殿、會津人のもよふしにて三樹なる陽暉楼にもす、書画人
専なり、會日なれとやすむ、

三日

参 殿、大久保・内田をとふらふ、蒸氣船着帆のよし、

四日

参 殿、荒木東明にもして刃見たしの鍔をたのミ、八木奇峰を
尋ねて山田たのミの画料を遣しぬ、申ハかり国分・井上のふたり
と岡崎なる蓮成をとふらひ、くれかたかへる、

五日

参 殿、御使ニ双松邸に行、大持某をとふらふ、内田を尋、税所
某に逢、(税所数子)千与せとのものを贈る、

六日

よ中よりふりいてし雨をやミなし、申下り御使をたまはりてまゐれは、仁和寺宮・正親町三条重相とのわたらせ給へり、これか
れきめたちたる御はなしもうかゝひ奉りて、初夜過まかりぬ、

七日

けふもふりくらしたり、あしたかもの大水をミる、巳の下り萬里小路とのにまゐる、はしめてなり、こよひ夜中より大風雨、家をやり大樹を倒す、

八日

明るをまちて参 殿、御けしきをうかゝふ、くれかたより邸中へものし、いさゝかこゝちあしくてかへりぬ、

九日

こゝちいよ／＼なやましくてうちふしぬ、れいの疝癰とおも(ママ)小柴胡湯を服す、こよひ伊地知見え来、くれて熱氣いたく發し、醫生平田をまねきつれと、なきほとなりとて見え来す、昼比より會人廣沢某来りて、申下り帰る、

十日

平田見え来、こゝち昨日にかへらす、
宮より所労の御尋ねとして御くわしをくたし賜ぬ、白尾・鎌田・椎原・佐竹等の人々とふらひ来りぬ、

十一日

くすしとふらへり、鶴丸・貴島見ゆ、こゝちいさゝかよし、

十二日

針科西郷杏造を招く、田中岡崎の蓮成など来たり、結城うちより菟道の香魚なりとていとめてたきを文にそへておこせたり、

十三日

西郷来たる、けふとふらへりし人、田原・大野・伊東、よる井上、

十四日

會藩平尾豊之助・木村某来たる、井上もミゆ、

十五日

あしたよりくもりて、申のさかりよりふりいつ、くれかたよりほんをかへすやう也、たれこめてはありつれと、人々のうへさへおもひやられてものうし、

十六日

けふはこゝち常にかへりたるやうなれと、このころの流行病を恐れてなほいてす、椎原見ゆ、

十七日

なほいてす、村山・井上杯来たる、

十八日

けふより出つ、まつ中御靈にまうて、参 殿して病中 御たつねの御恵ミを謝し奉る、下御靈にまうて、荒木東明をとふらひ、結城うちを驚かし、未の下りかへりくるミちにして 御使に行あひ、めさるとの御事なればやかて引かへして参れハ、春嶽老公参殿、さま／＼御もてなしともありて、何くれと世中のうへともうちとけてかたらハせ給ひしついで、夕萩といふ事をよめとあふせことありけるをよめる、こはかしこくも雲のうへの御宿題なりとぞ、
ミたれなん末をおもへハ萩のはの夕の風は悲しともなし
老公の御うたわすれにたり、

十九日

田中某か妹のやまひをとふらふ、宇和島の斉藤某をも、

廿日

朝大久保にまねかれて行、越邸伊東某を尋、宮へまゐり、また大久保へ行、こよひ桃園ニものして當坐をよむ、

廿一日

越の伊東某来たる、詔命を以群牧を召の事を談、

廿二日

八田翁見え来て歌、又風邪ニ感す、(税所敦子)千よせとのより見まひの使来たる、黒砂糖一重、

廿三日

秋田晴来たる、終日こもりをる、

廿四日

今日用ありて御やしきに行、大久保・藤井をとふらふ、

廿五日

朝、越邸に行、聖席にまうつ、長崎より五代某か文達す、

廿六日

朝、新納刑部との昨日上京のよし承りてたつねぬ、ともなひて宮にまうのほりくれとおはしまさねは、まかてゝかもにまうてぬ、伊藤友四郎来たる、その故よし大久保氏に傳ふ、

廿七日

忠秋ミゆ、三原・染河・川村も、

廿八日

ひねもすいてす、よる有川・市来・本田酔て来たる、

廿九日

田中藤八のいもうとなくなりしよし告来たる、まつ御うらにいてゝ何くれとうちあはせて、九前馬にてもす、今日の夜四時過まで東福寺中に葬りぬ、こよひ富田某によりとまる、

晦日

あさかへるさ長秋をとふらひをるに、翁見え来て揮毫などしてひねもすくらしつ、

九月一日

内田・大久保をとふらふ、

二日

(頭注『高崎五六ノ弟』)れいの會日にて、翁にさそはれて三条小橋東詰下瑞泉寺に屯ふ、午八かりむら山時村も見え来て、江戸より従弟善次郎俄ニのほり来たれはとくかへるへしと伊藤・竹内のふたりより文おこせたるに驚きてかへりたれと、云々のわけにて俄にたち来たるよし、おもて二ところ、かひなに二ところきすおひたれと、やゝいゑたちたれハすこしこゝろくたりぬ、

三日

藤井・むら山なとたのミてこのたひの蒸氣船に便りしてなんことをねかひぬ、よる又藤井ニ行、

四日

秋田をとふらひ、田中を叩く、今日より寺尾玄長に轉醫、

五日

朝、岩下氏有川辺かけめぐりてやう／＼にふねのこととゝのひ、善次郎申下り出しやりぬ、結城筑州ミゆ、

六日

結城筑州ミゆ、巳のとき参殿、寺尾に行、伊東・竹内・鈴木江戸におもむく、

七日

柳原殿にまゐり、御殿にまうのほりぬ、干鰯・松茸御手つか

らたまはりぬ、伊舟を驚かす、

八日

寺尾に行、田中を尋、ちか子をとふらふ、

九日

けふは有川某か国にかへるをせんすとして、鴨河の堤なる角倉某か別荘にものす、八田・藤井・村山・三原・井上・貴嶋など也、初夜に引とりぬ、

十日

寺尾にゆく、かへるさ六番町なる大市にものす、村山・貴嶋・有川など来あひて、やかてうちつれて椿寺きぬき山のみもとなる新邸にものして、くれてかへる、

十一日

遠武・八田うちを尋、

十二日

れいの瑞泉寺に出、忠秋とふたり也、宵大谷五介来たる、

十三日

村山ともなひて結城氏を尋ぬ、未のさかり、あるしも打つれて美濃吉か楼にのほる、結城うちに金十圓をかる、

十四日

ことなし、

十五日

朝、矢守来たる、公より御菓子賜る、翁午時より伴ひて清水辺に行、よる町田に立よりて初夜過帰ル、

十六日

朝参 殿、馬して勝^(海舟)を訪ひしかと、なきほとなりけれハ御室にま

うのほりぬ、

十七日

今朝云々の故よしありて 御辞表奉り給ひぬ、未頃 仁和寺宮ならせ給ひぬ、初夜過まかてぬ、

十八日

早天勝義^(海舟)邦をとふらふ、あすなん御守衛兵帰国、竹内某にあつらへて家書かつ曾山・折田に書を遣す、曾山ニは反物緋緬切レ注文にて下す、

十九日

参 殿、申下り陽明家に御使を勤、

廿日

参 殿、

廿一日

柳河十時撰津を尋ね、結城を訪ひしニ、外にいて、なき程なれハ、田中雲岫を叩、

廿二日

れい日にて瑞泉寺ニ會、知紀・忠秋也、夜大久保に行、

廿三日

朝、藤井・内田ニ行て、夜前談し置つる事を談す、中程十津河へふたり名をわする、越前松平貫之助・坂元来たる、未下りより岡崎東塙に行、歌よむ、

廿四日

くすしにものしてけふより菓をやめぬ、結城をともなひ美のたに行、塩文^(翁)鹿をとふらひ、帰るさ三角日向介を叩きて深更にかへりぬ、

廿五日

天満宮に詣つ、帰るさ茶人某を尋ぬ、又鶴丸を訪ふ、

廿六日

春嶽君御参 殿にめさる、結城・藤井佗より参る、大久保氏に金をかる八、税所某か目貫大小の料也、

廿七日

翁見え給ひてともに永観堂にものす、けふなん渡忠秋の勸進にて香川景樹故宗匠の追悼也、申の下りよりかねてちきりおきつる鹿間に比叡のもとなる山本某かものして、よもすからうたよみなとしてまちつれと、こゑもなかす成ぬるそくちをしき、伴ひしは松波資之・蓮成・貞信なるへし、

廿八日

朝とくおとはの瀧を見るに、いつのほとよりの事にか、おとゝしの春尋ねつる俤はさらになくなりていとわゝしき石場となりたるそ、悲しきことの限ならずや、人々と興さめて又もとの家にかへり、朝けものして、あるしのはからひにて修学寺御茶屋密に拝ミぬ、御楼閣は更にもいはす、御庭のたゝすまひいひつくしかたし、もみちのさかりならは仙境にも来らんこちす、午の下りさひしき比かへりぬ、ミちに別れて蓮成とおのれハともにかへりて、翁をとふらひて初夜過かへる、

廿九日

田中庸か妹の後のわさすとして招くにものす、暮かたよりひとり勝房州を叩て夜中計かへる、

十月朔日

参 殿、かへるさ結城筑後守を訪ふ、くれかた家にかへる、日こ

ろのあらましにて東塙亭の社友ふたり三たりにいさなはれて、永源寺のもみちをさくらんとて、あすよりいてたつへしとの事なりしに、蓮成法師えさらぬ事いて来たりとて、こたひはやめになりぬ、

二日

永源寺のあらましのたかひぬる、くちをしとて資之・蓮成のふたり見え来、あらし山にものせんとてさそひ来れり、されととかくするほと隙とりたれば、龍安寺・をむろあたりのもみちを見て、くれてかへる、こよひ徹徹夜歌よむ、

三日

朝とくふたりハかへり、翁にさそはれて女ともつれて若王子に行、くれかたかへりぬ、

四日

新納氏を訪ふ、おとつ日江戸よりかへりのほりしとか、染河・千田のふたり来たる、

五日

新納氏を伴ひ参 殿、勝安房守俄ニ東下の事聞え、御馬を拝借して訪ふに、昨日たちしよいとくちをし、かへるさ結城氏を訪、

六日

翁見え来て修学院行を促す、松波・蓮成などともなひてものす、されとさはる事ありて、えうかゝハさるこそくちをしけれ、をちこち逍遙しつゝくれてかへる、

七日

柳河より二人見来、肥後首藤・小橋も来たる、申の時ハかり大久保・内田とともに鴨東万楼にのほる、越藩のまねき也、土藩武

市・中村・堺も會す、

八日

梁川なる十時撰津か催にて宇治ニものす、かねてのあらましにて、辰時ハかり宿をいて、もみち見かてら東福寺にまちあはせていたつ、馬なりければすみやかにいたりつきぬ、處ハ結城筑州か別業白沙翠竹の高樓菟道第一の絶景にて、たのしさかきりなし、申の下りハかり船して伏水豊後橋の詰まで下り、こゝより又轡をならへて京につきたる、くれかた也けり、獨ひとりハ萬春楼ニいさなはれて夜半ハかりかへりぬ、伴ひし人は大久保・内田のふたりなりしかと、萬樓のことしかと聞さりしにや、さきにのりぬけてかへりしか、

九日

宮へ参 殿せしかと、上御靈ニまうて給ひてのち 殿下の御里邸に立よらせ給也と聞いていそきたれは、いまたまうてさせ給はぬほと也けり、また引かへし銅駝御殿にまゐりて其こと聞え奉りしかと、かへらせ給ひてのちとの給ハせたるにより、志そきて井上・国分にあつらへつけやりぬ、されとなほそのこと明らかにわかりかねたれハ、くれかた再ひまゐりてつはらにうかゝひものして、くれかた歸りて大久保に其よしをかへりことす、

十日

大久保とゝもに 陽明家に参 殿、云々のこと申上たれは更に御異論あらせられず、宮御方とゝもに飛鳥井・柳原めされて云々は如何と御尋あらせられ、さて遺漏なかるへしと申上たれハ、やかくて飛鳥井・柳原家をめされてこまかに 両公御説得也、夜半引とりぬ、

十一日

けふ宮御前原市とてめさるゝの事あり、朝参 殿、大久保も参 殿也、磯永彌九郎箱館より帰京、わか寓居にとまる、こよひ新納氏を訪、

十二日

磯永に誘はれて栗田の陶器かひにものす、

十三日

参 殿、今日新納氏發足のよし承り、行て別を告、家書をいたす、大久保・内田にものす、

十四日

翁見え来て磯永とゝもに有川貞敏を訪、申の下り大久保より急ニ來たるへきよいしいひおこせたるを、帰行てミれハ柳原卿より云々のこと承りぬ、宮に其よしうかゝひくれてよとの事也、いそき参 殿、井上・国分ともにうかゝふニ、すへて事たかひて又三人大久保へ行て其よしのへたりけれハ、さらハともに今一たび柳原家へいてゝ伺ふへしとてまゐる、夜半計かへる、

十五日

早天参 殿、原(市之進)へ国分行向たれとえあはす、けふなん徳川黄門(慶喜)参 内明十六日と断然 歡慮を以被仰出候事、今夜大久保に會、

十六日

朝十時へ行、今日徳川黄門参 内、申ハかりより白尾某を叩、夕瓢亭に屯ひ酒、万春楼に登りて泊す、結城・国分・伊藤・井上也、

十七日

早天起出て清水にまうて、かへるさみの佐により飯を喰す、

十八日

朝大久保を叩く、よる磯永見ゆ、

十九日

参殿、いさゝか風こゝちにてかへりぬ、

廿日

初雪ふる、わつかかハらのうへ木の葉につもれり、井上ミゆ、

廿一日

けふもなやましくいてす、いそ永・いちゝ見え来、酒のむ、

廿二日

井上見え来て、昨日原市之進参 殿云々のことさたかにわかり
つる事を告ぐ、けふ 尹宮より賜りたる盛光のわきさしつくりい
てきぬ、いまたこゝちあしけれといそ永にものす、されと外にい
てゝなきほとなりけれ 内田うちを訪ふ、相會の人拾余人ほとあ
り、大阪より小松大夫の問合到来、

廿三日

尹宮に参りて盛光の刀を御覽せさせす、御こゝちなやましくおは
すとしてたいめ賜さりけり、結城うちを尋、

廿四日

参殿、陽明家江御使をつとむ、かへるさ邸中によりて奈良原某
か昨日つきたるをとふらふ、

廿五日

永田をとみなひ 聖厠にまうつ、くれかたより町田うちを尋ね、
先 君の御言行なと承りて涙おとしぬ、

廿六日

小松・西郷のほりたるをとふらひぬ、こよひ小松うちに會す、二

更に帰る、

廿七日

午よりめされて参 殿、仁和寺宮・陽明御二ところ・一条左大
将の君わたらせ給へり、御馬の御遊終りて御樂あり、こよひには
かに 御用召ありて国分上総非藏人口へいつれハ、

御名

此度国事掛依所勞理乍申上他出、剩止宿、且從來不行跡、旁以蟄
居被 仰出候事、

国事掛被止候事、

かしこまりに堪すなん、

廿八日 雪

参 殿、仁門も御使を勤、堪かたきことゝもおほし、新納喜之介
見え来て母君をはしめ人々の文達す、

廿九日

桜木御殿 陽明家に御使をつとむ、参 殿、渡・高橋正賢見ゆ、
貴嶋・坂元・町田杯来たりて内願あり、

卅日

参 殿、今日諸藩御かゝひの人々御いとまたまハリぬ、申過より
(頭注『源次郎ノ足』)
結城を訪ふ、伊地知源左衛門文達す、

十一月一日

小松家を訪、新納四郎右衛門内願を述、矢守・佐竹出會す、

二日

村山を尋、小松家にもものす、村山某か願意を通す、吉井も来たり
みて初夜過かへりぬ、寺嶋某か文伏水よりきたる、

三日

寺島家内を列來たる、中熊に旅宿をとりぬ、田中・貴嶋見ゆ、宵寺島をとふらふ、大野四郎助文來たる、

四日

參 殿、寺島同伴に而西周介・市川齋宮を訪、松元良淳も來、魚惣ニ會、

五日

會人伊波某か昨日とふらひ來たりけれハ、おのれも尋ね行に、頻にこゝあてゝ酒食をいたしてもてなす、

六日

税所某か頼おきつる縁談とゝのひて大坂にいたす、昼過より寺島をとふらひて、夜半ハかりに帰りぬ、

七日

あしたてら嶋來たりて大坂にけふよりくたるといふ、柳河十時撰津夕方より來たりて夜半に引とりぬ、

八日

十時撰津もよふしにて萬春樓ニものす、松元良淳・西周介・市川齋宮・浅井六之助同席、こよひとまりぬ、

九日

あしたかへるさ結城・秋田をとふらふ、伊藤友四郎かあらたに書齋をしつらひたる開席ニ來たるへきよいひおこせたるにものす、酒井・青山會す、

きのふ万樓にてふしのしたに馬の走りたる讃、

人のする駒もすそ野にミゆる哉妹か額のふしの芝山

玉・かくれかさ・かくれミのなと書たる、

さやかにミかける玉の光には何の寶かかくれミのかさ

十日

大久保利通かやまひを訪、雪ふる、

十一日

雪ふる、宮川某をとふらふ、伊藤次右衛門にかしおきつる鎧直垂を自もて來てかへす、

十時のもよふしにて柏亭に行、ふちをも携、終日雪ふる、くれわたるころよりつもりて、東の山々河つらのあたりなと月に映したるいはんかたなし、あまりにいたくふりて道のおほつかなけれハとまりぬ、

十二日

けふは會日なれハ、柏亭より歸るさにもものす、されともものり・忠秋のふたり見かたらねハかへる、鶴丸某か父の喪にこまれる香奠金百疋を遣す、

十三日

秋田稲人か押小路高倉東入ル所こたひ轉宿しけるをいはひて結城筑州とゝものす、夜半過までかたらひて、こよひ結城うちにとまりぬ、

十四日

あした上甲貞一を尋ねて又結城うちにかへりぬ、村山・八田も見え來て掠湖の鰻を食、申過かへりぬ、

十五日

磯永浪花よりかへり來たる、筑前人もよほしにて三樹清暉樓に人々ものしたれと、己ハ來客ありて行す、

十六日

村山・有川・鶴丸をとふらふ、

十七日

五代才助^(友厚)浪花よりのほり来たるよし告来り、馬して訪ふ、かたらひ更してやとりぬ、旅宿柳馬場六角下ル綿屋也、

十八日

あした結城を訪、かへるさ十時撰津を叩、

十九日

あした鶴丸・藤井をとふらふ、くれかたより柏亭につとふ、十時撰津かもよほし也、五代・松本等也、

廿日

五代とゝもに十時撰津かもにものす、更てかへりぬ、

廿一日

五代にはかに難波へ下るとて訪ふ、

廿二日

れいのつとひ日にて二川荈にものす、

廿三日

藤井をとふらふ、

廿四日

朝小松家を訪、午ハかり小松ぬし・奈良原・谷村・有川見え来て、ともに瓢亭にものす、こよひ新嘗會なり、

廿五日

北野に詣つ、白尾・佐竹見ゆ、辰蔵の子富蔵をこよひより養ふ、

廿六日

井上・町田とゝもに刀道具見に行、

廿七日

細川人奥村軍記・木村辰馬・首藤敬助、くれ方より坂元見え来、

廿八日

小松家すまして初夜過かへる、雪いとふかくしてうちふしてかへりぬ、

廿九日 雪いとよし

朝とく起て藤子を携へてかもにまうつ、あすなん大野右衛門發京のよし聞て、鞍道具等のこと俄にとゝのへて遣す、宿元にいたす文や何やしたゝめてあつらふ、

卅日

小松家にまかりてれいの人々の願意を通す、

十二月一日

藤井・鶴丸を訪ふ、

二日

れいの二川荈につとひぬ、鶴丸某を誘ひ出て、帰るさまたおのかやとりにて歌よむ、

三日

父君の御忌月三而終日外にいてす、坂元・貴嶋なとつとひて歌よむ、渡忠秋も来たれり、

四日

結城・富田をとふらひ、松元・十時をも、暮而八田翁を叩、

五日

事なし、よる大谷某来たる、

六日

雪ふる、早天参 殿、御室矢守・中沼を訪、中沼寓居にてはからす 公をはいし奉りぬ、御菓子を賜ふ、今日祇園山門二軒茶店焼失、

七日

くれかた喜之助来たりぬ、

八日

あしたより喜之助と伴ひて散歩、鰻店によりて帰る、

九日

岡崎の納會にいつ、参 殿、宵鶴丸某見え来て歌よむ、

十日

小松ぬしを訪、藤井を尋、

十一日

終日いてす、よる鶴丸資治来たりて歌よむ、

十二日

れいの二川菴につとふ、北野梅椿坊も来たり、

十三日

村山を訪、今日高崎直五郎出立、夕方暇乞ニ見ゆ、宵鶴丸を訪、

十四日

今朝村山を訪、柳原家縁談一条にて同殿ニ上ル、宇城人ふたりにあふ、

十五日

渡忠秋會日にて翁とゝもにいつ、

十六日

あさむら山を訪、藤井のやまひを訪ひてさかなを遣す、よる看病にゆく、夜土橋對馬守柳原家御使にて藤井かたへ尋来ル、後夜、

十七日

午時かへりぬ、

主上御痘瘡の御ひろめ有之事、七後内田仲之助の招によりて同人

妾宅へものす、かへるさ藤井へよる、

十八日

早朝柳原家へ参、陽明家江参殿、

主上御もかさニ付、猩々皮 両君公より進獻、内府公御傳獻也、

こよひも藤井へ看病に行、徹夜、

十九日

早天かへりぬ、勝榮山へ文出す、小松家を訪、かへるさ藤井へ行、徹夜、

廿日

早朝かへりぬ、馬して岩倉なる何かしの殿をとふらひ奉る、くれかた藤井へ行、大山格（綱良）之助を訪ひて四時かへる、

廿一日

終日いてす、

廿二日

二川菴の屯日にていてたれと、翁ひとりにて興なけれハ、伴ひてちか子をとふらふ、くれてかへる、やかて松田某来りぬ、

廿三日

としのまうけのもちみをつく、結城氏を訪、日ころかり置つるこかね二十両をもてゆきてかへしぬ、

内のおとゝをうかゝひ奉り、

主上の御容躰をうかゝひ奉りぬ、十一日、

内侍所御神樂、和琴

御手つから遊し候半より御さむけにて入御ありしかと、さのみの御事にもあらねは、十二日の朝れいのことく

御しまいせさせおはしまつるか、いやまし御さむけ、御ねつのけき

さし給ひしかと、かねて御くすりをきらハせ給ひ、もとより玉躰御すこやかにおハしませハ、御くすしなとたやすくうかハせ給ハさりしか、こたひもさる御ことおほしめしけん、たえてめし給はず、やうく十三日御くすし高階安藝守・山本某をめしてうかハせ給けれハ、御疫癘なりといたくこころをくるしめ御薬とも奉りしかと、御ねつのけますくおこらせ給ひ、十四日のあした、いさゝか

龍顔にもかさめくあらはれ給へるを、

上にはさためて疱瘡ならん、はやく

先帝の御ためしをしらへて其用意せよとの

御さたせちにおハしけれと、御くすしともなほうたかハしければ、さともさためかたく、十六日のくれかた御足のうらにミえたるに、さてはとてまつそれに定りて、十七日ひろめさせ給ひてハしめてよにもれ聞ぬ、十八日いよくおもらせ給ひ、今ハと見奉るハかりにて、うへを下へとかへし、二人の御くすしもあてまといける、柳原大納言の君いたく制し給ひて、高階丹後守所労にてこもり居つるをめされて其よしあふせられて、かならずさわきたるさるやうハからへとの事にて、やかてうかひ奉りて、きはめてうれへ奉る御症ニはおはしまさぬよしを聞え奉りしに、

御けしきことなるハしく、さてハたすかりぬへしとて 御薬二つ

きめし上られしより、御局たちもよみかへりたるこゝちに、何くれと心を尽させ給ひしかは、そのうちハ、十九日、廿日、日々ことにいさゝか御よろしく、廿一日いさゝかすくれおはさず、きのふけふまたいさゝか御こゝち御よろしきとか、ありかたきことにこそ、

いにし十八日我君公の奉らせ給ひし猩々緋の御返りこと、帥典侍とのより陽明家の上臈おいまのかたへまゐりし御ふミを見奉りけるに、いとありかたき事とおほしく、この文ハもてゆきて国にもくたして両君公にミすへしとの御さたゆへ、ふところにしてかへりぬ、かへるさ藤井をとふらふ、

廿四日

朝小まつぬしを訪ひて、きのふ帥典侍の御返事をわたす、よる万春楼にのほる、十時撰津明日發足の離盃也、

廿五日

天満宮にもえまうてす、藤井を訪、十時にいとまこひにゆき、鶴丸にも行、よる藤井にて徹夜、

廿六日

早天帰宿、きのふの未時ハかりより俄に

上の御こゝちかへらせ給ひぬとて、やんことなき御かたく参内せさせ給ひしと承りて、いか成御事にやとよすからねんし奉りしに、夜なか過ハかりにかくれさせ給ぬと承るは、まこともおほえかたきこそ、

廿七日

ひねもすいてす、

廿八日

参殿、桜木御殿にもまゐりて 宮の御ことゝもねかひ奉りぬ、

廿九日

土持左平太来たりぬ、藤井を訪ふ、こよひ 御發喪、

卅日

ひねもす外にいてす、朝谷村(マ) 齋来たる、夕方新納喜之介見ゆ、

渡忠秋にたひ二足を贈る、こよひ除夜ともなし、
いとゝしく静り果てとし波のはるにこゆるもしらぬよはかな

「本書原本半紙七十三枚 十行詰

昭和八年七月四日謄写了」

(中表紙)

「改第『六』號

慶應三丁卯七月九日

(角印)「紫苑會印」

上京日記

竹月居主人

(中表紙見返し)

「山陰道	丹	丹	但	因	伯	出	石	隱
山陽道	播	美	備	備	備	安	周	長
南海道	紀	淡	阿	讃	伊	土		
西海道	筑	筑	豊	豊	肥	肥	日	大薩
二国	壹	對	六	十	六	州	外	

母島

ともにゆくわかこのたひをひとりのたてる母島妬しとおもはん
ひとりのたてる母島

七月九日 霽

早天藝州船震天丸江乗付、士官の人々に對面して昨夜のあらましをかたる、そはくちをしき御事也、今一わたり同列の人々にも告しらせて成否聞え奉らんといいひて、ほとなかへりことす、御こゝろさしを汲受奉りてせせ奉るへし、されと女をのせんはまつ好侍らねは、外はふつにことわり侍る、其むねくみとり給ひねか

しとねもころにいひおこせたるをよろこひ、直にかへりてしたしき人々に告しらせて其よそひす、かねてあらましおきし事なれハ、ほとなくとゝのひて申下り船にのる、甥なりける童もかねてともなひものするつもりなりけれハものす、はらから女子ともは船まておくり来、別れはたれもたゝならぬを、女どもの国をいつることはおもひよらぬ事なれハ、うからやから孫わらはなといたくをしみしたふめり、されと尽へくもあらねは鬼になりて追かへすもこゝろくるし、とかくする内に日くれぬ、されと船出すへきけしきもミえす、いと夜中も過て八過るころより火をいれ、七時分纜とけむ、

十日

喜入といふところの沖は、明離れぬ海より旭かゝやきのほるけしきなどえもいはす、おのれはあまたゝひ見なれたれと、母君はしめてなれは御こゝろにかなへるミけしき見奉るにもいとありかたし、天氣はれわたりて波風なけれと、てい子と童とこしもとは船こゝちあしく、開聞の嶽いつよりもあさやかにて塵はかりの雲たにかゝらす、母君の給へらく、今は十とせあまりにやならん、西浦つたひして耳取峠よりのそみて、この山いつこはあれと、こゝよりの眺望にまさるはあらしなといひしかと、今おもへは船より見るにはしかさりけりと給ひ出ぬを、されハとおもひかへせハ、おのれいまたこゝろさしをえす、母君としころの御こゝろをなくさめ奉らんとおもひおこしたれと、境をいつること叶はねは、せめて御国の中をたにとおもひたちてにしのうらつたひせしかと、つく／＼おもひいつれハそゝるなつかしく、はた家をいつる時、あまたゝひ旅にはいてゝミしかともこたひはかりの旅な

かりけり　とよめりしハ、こたひありともしらさりしすさみ也けり、

うき雲の絶まにミしは昨日にてうれしき眉をひらきゝの嶽羽島の沖といふあたりにて船の機械くるひてはこひをそし、日も暮れぬ、

雲もとふとりの羽島の沖にしてたゆたふ船そくるしかりける

十一日

明たれは天艸遙ニ見ゆ、まことや頼襄（頼山陽）が雲か山か呉か越かとうたひしに、いとおくれわたれと天艸灘浮たれと名たゝる所なれは、れいの人々こゝちあしく、五島々嶋なと遙にミゆ、午過るころ長崎につきぬ、乗合の町人水原・魚住のふたりよろつねもころにものして、やとるへきところも万や町秋塚や茂三郎といふものゝかたに定む、五代某をとふらふ、

海原よりさけミれハ久方の雲ぬにミゆる天くさの山

十二日

御邸中にもおして汾陽氏を訪、五代来たる、くれかたつれたちて町内圓山辺逍遙す、

十三日

夕方より五代をとふらひ、をちこち逍遙して清水観音といふにまうつ、かたへの茶やにしはしいこふ、

十四日

けふハ靈祭也、如何ならんとまつおもひやらる、旅のやとりなれはこゝろにもまかせねと、床の間ニ酒菓子やうのものとも備へておかみ奉る、あるしいへらく、けふの祭いつくは侍れとわか長崎ハかり盛るはおそらく天のしたに侍るまし、折よくもおはした

れは、細かに御らんし給へといふ、されと供ものさのみとおも
ハれきりに、くれなんとするころより山々の墓におひたしく
ともし火をともしつらねて白昼のことくなるに、火花やうのさま
／＼こしらへ置いてうちいたすおと砲聲にことならず、まことにめ
つらしき壯觀也、おさなきハ下部とゝもに見にいづ、よなか過る
ころ引とりけん、火ミな消ぬ、

十五日

けふはきのふよりもはやくともしつらねたり、おのかやとりより
向にあたる■[◎]崎陽第一とす、こよひ生靈なかしといふことありて、
はやく墓を引とるめり、五代よりのあないにて大波戸といふ所に
見に行く、その壯觀いふ計なし、亥のとき計、五代のあないにて
大ハたといふところにもす、そも／＼この生靈流しといふ事ハ、
昨日けふ供へたる佛具をこと／＼くふねにのせて海になかす事也
けり、

△手をならし鼓をうち、をちこちよりかつきくる船の数幾千
といふ数をしらす、小きハ三尺ハかりより、大きなるは二
十間ハかりにもおよふべし、ミな藁をもてこしらへたるに
燈をかけつらねて市々のしるしにハさま／＼めつらしきと
もしひを

十六日

けふは家ことに鶏を煮てくて終日戸さしてぬる人多し、

十七日

喜入某をとふらふに和田某来あへり、明日なん御船豊瑞丸拔錨の
よしなれハ文をいたす、

十八日

大浦といふところにもおのして洋人の館舎をみる、めつらしきもの
／＼ミ多て、母君いたくよろこはせ給へり、米ヒネツトの商會にて
は童をいミしうらうたかり、菓子ともいたしてもてなしぬ、

十九日

前夜伊地知重秀来れるよし聞て尋ねつれとあハす、申過またもの
す、くれかた汾陽をはしめ邸中の人々来つとひて圓山の遊治をす
ゝむ、かたくいなミたれとゆるさねはものす、名はミやこのにか
よひてなつかしきものゝさのミもなかりき、

廿日

伊地知・汾陽など馬のはなむけせんとて海老の口といふ所にて舟
してもものす、蓮いとおほき所にて、少し盛過たれと夕風にかをり
くるなといよし、この十日計市中のすまひかまひすしきに堪さ
りつるに、稲葉しけりあひたる露ちる田家のけしきことによし、
とある民家にやとりて汲かハす、邸中の人々喜入・森・中江、商
人某など付そひぬ、もとより圓山の妓婦あまたものしてゆくさく
さ三弦引さわきて夜中計にかへり、赤壁のとはやうかハリたれと、
月東山の上よりいてゝ斗牛の間に徘徊するけしきはんかたなし、

廿一日

伊地知の旅寓なる娘もと女、その宗家なる某の娘ふたりに筆ひか
せて母君に聞せまつらんよしなれハ、夕かたより打つれてものす、
おもしろしと聞に堪す、

なつかしき聲ニひかれてよの中のことにはうとく成にける哉
魚住某西洋料理をふるまひぬ、人々ハしめてなれハいとめつらし、

廿二日

明日なん船出と聞て人々いたくよろこひぬ、終日とりかたつけな

として、夕かたのりつくへかりしを、魚住か計らひにて明日暁ニとて、こよひまでとまりぬ、

廿三日

朝とく船にのりぬ、とかくして港をいてしハ巳のときなるへし、松島、巖嶋、神島、観音崎、かくら嶋、フマフ島、松嶋、母島、ハたち島、いもせ島などいとなつかし、高嶋九サウ泊のあたりにて暮はてたり、黒子、足助を過れ^⑥ば、なたゝる玄界灘にいつ、名たゝる所なれと波風なくて人々のとかなり、姫嶋夜中なり、

くれはとりあやめもわかすくれにけり黒子の嶋ハいつこなるらん

廿四日

のこ嶋の沖にて夜明ぬ、いはゆる松浦潟茫々として目路にさへきるものなし、海の中道南ノ方にあたるを霧ふかくてミえす、

わたつミの海の中道ミてゆかん朝きりはらへ中つしほ風

いけ島、相島を経て鼓石、

おとにの^⑤聞^{は編者補}わたりつる石の名のつゝみハ波のうつにさりける

鐘の岬を過れハ響灘なり、六連引島を過て下ノ関、小倉と戦争ありしあとあはれなり、此せとさらぬたに汐のハやきをむかひ汐になりて船はかゆく、さるほとに蒸船に行逢たり、ちかくよりてミレハ我翔鳳丸也、あハとかたミによひかはすまもなくはや忽行過たり、周防灘にかゝりて中ノ関の沖とおほしきところにて夜入ぬ、

廿五日

大島郡の沖にて夜明ぬ、午後御手洗にかゝりて便人をおろす、此ところを波華より小くらまでの海路ハ半なりといふ、今ハ五とせハかりにやあらん^{経ぬらん}国に下ける時、此ところに汐かゝりして、夜中

ハかりいと心細くこしかたのことおもひつゝくる、今三とせハかりにも成ぬへし、国にくたりける備後の国鞆の浦といふところにこよひのこと汐かゝりして、

いかにせん身ハふたつにも分れぬニ都ふる郷恋しかるらんとよめりしを、今は母君を伴ひ奉れハ、心にかゝることなくなりぬるそ、うれしともうれしからずや、

おほるけにおもひ^{おもひしか共}しものを朝しほのミつれハミちしわ^{ミつるものにさりける}か願かな^{ふ力かけつる}備後国あほと^ふの沖にて暮なんとす、南の方にミえたるか象頭山金毘羅也と聞く、母君と拝まつる、また北野聖廟を遙拝す、

廿六日

暁かたねさめたる、月すみわたりて風冷なり、船の波さるおとすさまし、

弓張の月のかけより吹風に矢よりも早く行舟路哉^{「過る」}

明はなるまに／＼けしきある嶋々おほく、船人に問へは讃岐の地かた也といふ、

淡路島波路はるかに顕れて船のほの／＼夜は明にけり高松の城も弓手にミゆ、申の下りより汐ときあしくなるかうへに風さへやゝ吹あれて船ハかゆかす、舞子の濱をミて、

わすれてハかへす袖かとミゆる哉舞子の濱によするしら波

明石のせとを過るころ日は入ぬ、浪風いよ／＼あれまさりて、人々船こゝち出来てくるしけ也、されと母君はつねにかハリ玉ねは心やすし、かねて午未ハかりにハかならず着ぬへくおもひ、船人ともさハひつるに、やう／＼夜巳とおほしき^⑦いかりをおろしつれば、せんかたなくてうきねす、

めの前にとまり見え来てわたなかのなミのうきねはくるしかり

けり

廿七日

朝けもたうへす上荷といふ船にのりて陸に上る、荷物やうのものを
ハ家来ふたりをのこしおきてはこひおくらす、土佐堀なる松や某
をあるしとす、こよひ乙熊をいひつかはしてあひぬ、

廿八日

朝より高津、生魂、天王寺、住吉などまうてぬ、母君いたくよろ
こはせ給ひぬ、住吉なる伊たミやにいこひてひるけものして、か
へるさ新斎橋すちをかへりて、やとりにつきしハ申ハかり也、や
かて夕けともものして、たのミおきつる船とゝのへりといへはや
かてのりぬ、よと河のけしき夜なるそくちをし、

廿九日

八幡のあたりにて明わたるさまいとよし、巳ハかり伏水につく、
れいの文殊かもとにいこふ、これより駕にのりて出たつ、竹田あ
たりめつらしからねとうれし、比え・栗田・稲荷、或ハ愛宕・嵯
峨の山々などをしへ奉るに、母君いたくめてよろこはれ給へり、
おのれハ 宮の御前いたくまちわひ給ふよし承りけれハ、二条よ
りわかれてまゐりぬれハ、いたくよろこはせ給ひて、さま／＼あ
りかたきあふせありて、何くれと聞え奉りけるほと時うつりてい
そき罷出たれハ、くれかたニ家にかへりたれハ、母君をはしめ奉
り人々もおちみたり、かたのことくつゝかなくのほりつきぬるい
はひにとて、盃をとり／＼めくらすなど、いつのほとにか酔くた
ひれてうちふしたるやしらす、

神かきにかけし願は梅花身になるときやならんとすらん

神かきの梅は身をこそ給ひけれいつかねかひのならんとすらん

そも／＼こたひの（ママ） おもひたちぬるよりハや五とせハかりに

成ぬ、さるハすきしよの御こゝろつくしは今更いひ尽すへうもあ
らす、このとし月なにをもてむかしにかへりたれと今は御心をな
くさめ奉るへきとおもひつる、そのときより旅にのミありてよろ
つ心にまかせさるのミか、朝ゆふのことに御こゝろをつくさせ給
ふこと少なからず、ゆく／＼とおもひいつれ小堰かへきことおほ
けりかりけり、

いかにもして一たひみやこにのほり給ひて、あらしのさくら、廣
沢の月、はた歌舞の繁華なるさまをも見せ奉らハいさゝかとしこ
ろの御くるしミもとしかへすへくおもひとりしかと、婦人境を出
たと叶ハねは、公の御ゆるしかたけれハむなくおもひとゝまり
つれと、いにし亥のとし、一往ミやこに住つくへきよしのあふせ
を蒙り、まことに 天の賜とよろこひ、やかてむかへ奉らまほし
かりつれと、

こたひ母君をはしめ奉り、家挙てミやこにのほらんことは、おほ
やけの御ゆるしを受てものする事ながら、なか／＼こゝろのまゝ
ならぬ身にはたやすからぬわさのミか、二百里あまりの海路、波
風のこゝろもはかりかたく、

一 原本 美濃紙六枚 十二行十三行定リナク、コトニ文章モ或ハ消
シ或ハ書直サレタル俣ニテ讀解キ難キ所少カラズ当惑セリ、

昭和八年七月六日 謄写

一

(中表紙)

「改」第『七』號「(貼紙)」

慶應三丁卯秋

日記

大豆園

(九月)
二日 いさゝかふる

宮 上棟の御式ありておかミにものす、御いはひ賜りて、御かゝミもち一重賜りぬ、

三日

御 宮に入らせ給へり、

六日

紀年知をとまひて柳原卿ニまゐりぬ、

七日

八日 晴

御室にまゐりて 宮御前おかミ奉りぬ、大御酒給はりて

光格帝の御宸翰紺地金泥の御経文葉師之功徳経御懷紙おかミ奉りぬ、

御製ひそかに心にしるしぬ、詠水樹多佳趣 和歌

氷とけ水ぬるむえの水のあやをるやつゝミの青柳のいと

くれまかてゝ矢守氏をとふらひ、かたりふかしてとゝまりぬ、

九日

けふは高きのにほる日なり、かねて佐竹某かもとより一度おのれをとなひてよと切にいひおこせられハ、ものせんはいかにといふにひかれて稲尾某ニさそひてゆく、あるしよろこひてねもころに

もてなす、くれかたかへりぬ、

十一日

有川某来たり、是枝萬助こたひかえり際にて来つる、浪花より見えすなりぬ、是枝某をたつねて大津にものす、時うつりて遠帆楼ニ泊す、

十二日

朝けものしてたつ、午過かへり、けふは井上氏會日なれハかへらてものす、山田重安ひとり見来て、くれかたともにかへりぬ、

十三日

こよひ明月なれハ母君にしたかひて石山にものすへうかねて思ひをりしに、ひねもすくもりたれは思ひとゝまりぬ、よる国分某を尋ぬ、初夜過るより小雨ふりいてたり、

十四日

昨日にかはりて天氣よし、母君をはしめ皆ともなひて大津にものす、午比石場なる遠帆楼につく、昼飯たうへて、やかて石山にまうつ、月見臺よりのそめるけしきえもいはす、くれて石場にかへりぬ、湖上の月いはんかたなし、

十五日 晴

朝けものして、船より辛崎にゆく、母君こよなく興せさせ給へり、かへるさ三井寺にまうつ、藤子(高崎正風側室)はきのふの船にゑひて、けふはえものらてこゝに待居たり、こゝかしこめくりあるきて、下りたるは午の下りなるへし、こたひは小関よりかへる、安祥寺など見て黄昏時かへり着ぬ、

十六日 晴

けふは岡崎の土産神の祭なれハ、井上長秋かもとよりミな来たる

へしとかねていひおこせたりけれハものす、藤子はのこれり、おのれは松波を訪ひてくれて行、こよひハた月よし、初更過かへる、

十七日 曇

けふ (島津珍彦) 重富公子着せ給ひぬ、大野義方御ともにてのほりぬ、初夜過る比柳原卿より御さかな賜りぬ、

十八日

終日くもりてはれず、未下りより稲尾左金吾を訪ふ、くれて帰りたれハ故郷よりの品々かつ文二通とゝきぬ、

十九日 廿日

井上・藤井に誘はれて一乗寺村に茸狩に母君・てい子・富次郎(高崎正風室)ものす、おのれ用ありてえゆかす、田中・松井と馬より山鼻に行、

二十一日 晴

俄に思ひたちて宇治にゆく、母君・てい子・富次郎(曾山幸彦)・大野・山田・後藤同伴、午過ハかり出たちて、黄檗山など見てくれかた宇治につき菊屋にとる、

二十二日

結城氏のもよふしにて旭山の茸狩にゆく、後藤・山田のふたりのほらず、絶頂に兔道皇子の御墓あるにまうつ、菊屋より酒肴共携のほりて、終日あそひてくれてかへる、

二十三日

朝とく舟よりふし見ニくたる、河つらのけしきえもいはす、鮎庄楼にて朝飯ものして、巳の下りハかり家にはかへり付ぬ、母君はしめよたりハ駕籠なり、夜小松氏をとふらふ、

廿四日

天氣よし、かねて契おきつる革嶋氏の山居を訪、伴ふ人は平好(矢守)・

允脩也、已過るころハいてたちたれハ、嵯峨にいたれるは午の下りにて、はや保津にのほる舟なしといふ、すへなけれハ九折をよちて行、常ニ踏ならしたる嵐山の麓はめつらしか(なれ)と、松のはのうすく色付たるえもいはす、舟にて一たひのほりたれと、陸より見おろしたるさまさらにめつらしくおかし、大かたは岩ほかちなるけハしき岨道を二里ハかり行、山居にはいたりつきぬ、あるしまちよろこへるけしきにていとうれし、この渚に釣えしとかいふ鯉なと煮てもてなすめり、

二十五日

けふも晴たり、たさくをいたしてこゝのけしきをといへと、歌よむこゝろいてこす、やゝくるしみてかい付たる、

山河のたきついハなみうちつけニすまゝほしくも思ひける哉朝より酒くミ、また昨日におなしき鯉を、つくりあるは煮てもてなす、其味ものたらず、午には少しはやきころ下行舟をよひとめて便してかへりぬ、からふしてのほりたるきのふのかけちなとおかしく見なさるめり、漲落る早瀬におろしかけたる船のいきほひおそろしきまではやし、午の半ころ嵯峨にはつきぬ、かへるさ御室なる本間某か宅ニ立よりて、くれ時かへりぬ、初夜過森岡・折田・伊集院の三士来る、

廿六日

天氣好、朝小松を訪ふ、村山を叩、くれて後象(後藤集二郎)のまねきによりてものす、一泊す、

廿七日

けふも快晴、小松を訪、申下り村山とゝもに井上を尋ぬ、けふ内のおとゝ左にうつらせ給ひ、陽明家左大臣、一条右大臣に轉し、大

炊御門との内のおとゝにならせ給ひぬ、母君はしめ日の御門に拝
みにもおし給ひぬ、

廿八日 晴

あさ小松を訪ひ、云々の事件こまかにいひおきて後象を叩、村
山・野村・田中・井上杯、清水辺逍遙して、帰るさ祇園町萬民と
いふ楼にのほり、野むらと己は夜半ハかり帰宅、

廿九日

朝小松を叩、秋月會・堀柳河を訪、後大野と村山に行、

十月朔日 晴

森岡某かまねきにて三樹月波楼にのほる、

陽明家恐悦に参 殿、

二日 晴

柳原家へいて、楊弓の御矢筒御筆立の傳獻をねかひ奉る、金千足
傳獻の御札として亜相公へ、おなし五百疋雜掌土橋對馬守へつか
ハされ候、後象に會す、

三日 晴

大野・新納と鰻店にものす、かへるさ夷川を通りて骨董店をみる、
すこし風こゝちなれハかへりてふす、

四日

終日ふす、母君・ふち子ともに古郷におくるしなともかひにもの
し給ひぬ、雨いさゝかふる、野村・森岡など病床に來たる、新納
も、

五日

結城を訪、午後々象を叩、暮て井上を訪ふ、妻なる人あすたたん
とて也、母君も初夜過るころふりいてぬ、金百疋と包物とを贖に

おくる、村山の家人もくたると聞、おなしくおくる、

六日

天氣よし、朝のまにむら山に行て別を告、午後海江田・石泉・後
藤・雲城・野村某らと宇治にものす、みのやにとる、風の氣ふ
たゝひおこりぬ、いとくるし、夜中より雨ふりいてぬ、

七日

なほ晴やらす、朝けたうへて萬碧楼にのほる、旭山をはしめて
連峯雲煙中に出没するけしきおかし、すこし雨雲の納るをまちて、
船に乘しは未になりぬへし、れいの早けれハ忽寺田屋につきて、
やかて駕にのりてかへりぬ、帰路東福寺の紅楓をみる、夜、風
の^(マ)けおもりてたへかたし、

八日

終日うちふしぬ、來客おほし、

九日

けふてい子帶させとかいひて母君など何くれとまかなひものし給
ひぬ、風のけにてなほふしぬ、けふも客來續てたへかたし、くれ
かたすこしこゝちよけれハ、いさよひいてゝ心ハかりの祝盃を汲、
藤井氏家内見え來てもてなす、永田・山田遅れミゆ、

十日

後象に逢、結城を訪、夜結城來たる、

十一日

小松ぬしを訪、

十二日

忠秋ミゆ、井上會日にて出席、松根より文とゝく、

十三日

今日諸藩を二条城にめす、我藩小松ぬしいてられぬ、

くれかたより三島(通稱)のほり来たるを伴ひて萬谷楼にのほる、野村・

井上を伴ひぬ、こよひとまりぬ、

十四日

朝かへりて小松ぬしを訪、きのふのこと詳に聞てよろこひにたへす、幕府よりいたし書付、

我

皇国時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解、相家權を執り、保平の乱、政權武門ニ移りてより、我祖宗ニ至り更ニ寵眷を蒙り、二百年子孫相受、我其職を奉ト雖、政刑當を失ふ少からず、今日之形勢ニ立到候義、畢竟薄徳之所致不堪慚愧懼候、況當今外国之交際日ニ盛なるをや、愈

朝權一途ニ不出候而者綱紀難立候間、從來之旧習を改め、△◎政權を△

朝廷ニ帰シ、廣ク天下之公義を盡シ、

聖断を仰キ、同心協力、共ニ

皇国を保護せは、必海外与可并立、我国家ニ所盡不過之候、乍去猶見込之儀も有之候ハ、聊忌諱を不憚可申聞候、

十月

乾杯を八新ノ席ニ汲、結城・田中也、

十五日 晴

井上・大野杯来たる、荒神口新橋渡初にて母君見物ニ御越也、

十六日

明日野村・三嶋など国へ下るよしなれハわかれ告に行、けふも晴、

十七日

小松・西郷・大久保など發京、夕方後藤・大東をとふらふ、語ふかして田中の寓にやとる、天氣よし、

十八日

朝とくかへる、天氣よけれハ俄におもひつきて母君の御供して嵐山・高尾・梅尾あたり觀楓にものす、藤子も携たり、女道はかゆかす、日暮たれハ高雄のもみちやにやとる、

十九日

寅の時ハかりニおきいて、月をふみてかへるいとよし、御室のすこしこなたより夜明たり、辰ハかりにかへり付ぬ、宮にまゐりて、伊勢参宮の御いとまをねかひ奉りぬ、ふく永氏江ふみをいたしぬ、

廿日

大野・山田見ゆ、雲城俄に江戸にくたるよしひおこせたり、参宮をあすよりと定て何くれといそかハしけれハ、終日外にいてす、

廿一日

夜中より起いて、何くれとするほど、やうやく寺町のやとりをいてたるはとらの時なるへし、荒神口の新橋をわたるとて、

あたらしくわたせるはしの嬉しきハけふの為にもかゝる也けり栗田口あたりにて明へたり、霜葉のところ／＼ミゆるいとよし、あふさか山れいのよし、(ママ)より船にのり、追手にて速に着船、

梓弓ハるかことも矢はせ舟吹こそおくれ志賀のうら風

草津、石部を経て水口にやとれる、暮過也、若松やといふにやとる、

水口、加藤越中守二万五千石城下

廿二日

寅剋ハかり水口をたつ、土山のすこしこなたにて夜は明ぬ、さ

のしたを過、関にひるけたうへ、楠原、むくもと、くほたを経て、暮過津につく、若狭やといふにやとる、

津、藤堂和泉守卅二万三千九百五十石城下
すゝか山にかゝるほとしくれにあひて、

引のほる駅の馬のすゝかやまおとさやかにふるし[△]◎ぐれかな[△]
またむくもとをたち半道計と思ふころ俄に降て晴たり、

廿三日

夜こめにたゝんのあらましなりけれど、ことの外つかれけん、め
さめたれハはや明果たり、いそきにいそきて出たつは卯の下りな
るへし、くもつ、月本、六けん、松坂、くした、明星^{めうせい}をハた、
宮川をわたりて山田にいたり、妙見町に着たるは黄昏時也、藤屋
にやとりをとる、いさゝか雨ふりて晴たり、

廿四日 晴

丑ミツ計起いて、月をふみて二見にもす、一たひものせし道
なりけれと程へぬれハさたかならず、たとるくゆく、わたりの
ところにいたりてわたし守をよへと、夜中なれハ更にこたへす
いかゝはせんとためらひをるほど、獵船の見えたるを呼よせて
^{（衝カ）}呼よせて便す、いとうれし、いそきにいそきたれハ、夜の明はな
るゝ時二見浦につきぬ、

玉くしけ二見のうらを玉くしけふたゝひミんとおもひかけきや
と杖もて清き渚にしるしぬ、さきに来つる折にハふしのねはるか
に見えつるを里人ハいとめつらしきことにいひけるを、人々にも
ほこり聞せなとしけれど、さハかりのことにもあらしと思ひてこ
たひもかならずと思ひ来つるに、いとよくうちはれたる空なれと
更にミゆへくもあらず、はしめて里人のあさむかさをしり

ぬ、されと旭のゝほるけしきえもいはず、春のころハ注連繩のう
へよりいつるとか、やゝのほりてかへりぬ、門屋といふいこひ
て朝けものしぬ、夫より朝ま山にのほる、ことの外けハしくて、
母君をはしめ奉りミな堪かたきを念してのほるさま見るに堪かた
し、からうして峠にいたり、こゝより十町ハかりゆきて虚空蔵の
堂あり、くたひれたれともす、くたりつき 内宮にまうつ、ま
つ五十鈴河にのそみて身を清めて拝す、金二百疋を寄進す、小松
ぬしよりのも五百疋を奉納したれば、内にいれて社人ともミき・
御供・御祓箱賜りぬ、いとありかたし、

廿五日

古市に相撲のあなるよしなれば、あるしにたのミてものしつれと、
雨いさゝかふりけれハやミぬ、かへるさ杉本屋によりてれいのい
せおんときを見る、母君をはしめ皆けうしぬ、午の刻はかり 外宮
にまうてぬ、きのふのことく奉納をすれハ、御祓箱二ツと御供を
賜りぬ、天ノ岩戸といふところをミてかへりぬ、あすたつへきに
究りたれハ何くれとする事おほし、

廿六日

晩にたゝんのあらましなりしかと、寝過して辰のときはかりに出
たつ、いと名残おほし、そもく母君を具し奉りてこのおほん神
ニまゐらんことをふかく心にねきねんしつるはハや五とせに成ぬ、
さるを世中のさハかしさにさへられて、やうくこたひその事と
けつるは、うれしともうれしき限なるに、さきつ月ころより 両
宮は更なり、こゝかしこの神々の御祓札、あるは神躰、あるは黄
金など、さまくふるといひのゝしり、その御札にまゐるを御か
け参りととなへて、首に錢袋をかけてさまくおかしくよそひて

むら／＼出たつめり、さてその錢、家の入口道々の人々なけうつ事なり、ミヤこにてそのよし聞居つれと、れいの虚評とのミたれも思ひたりしに、き／＼しに増りてにきはしく、そのふりし家は門に注連引、青竹をたてゝ丹酒樽をつみ置て、往來の人々をしるもしらぬも引とめてのましむ、おのれともいくたひとなく引とめられてのまされぬ、酒量あらましかハとたれも思ふめり、おのれやとりつる藤屋にもつきたる日、朝夕に二ツふりたるよしにて、いとにきハかりゐたるか、二日のあいた朝夕酔客のたゆることなし、大かたは冬はさひしけれハ、春秋のあいたにまあるめれと、仕官の身、こゝろにもまかせさりつるに、かゝる折にしもゆくりなく参りあひぬるは、神の御めくミにあひぬるなめりと、ミなありかたくおほへていと／＼なこりをし、山田のあたり刈田に鶴の群居て鳴ければ、

万代を折てかへる神風のいせの山田に鶴ぞ鳴なる

こよひまつ坂にやとる、こよひ先状をいたす、

廿七日

丑の下りに松坂をたつ、月本のあたりにて明果たり、

鳥かねの聞ゆるなへにほの／＼としらむ有明の月本の里

八田、大野木、垣内を経て伊賀山阿保越にかゝる、日くもりて風

さむし、垣内よりのほるあいたけハし、

老たるもともなふ旅の衣手にいたくなふきそ伊賀の山風

薄雪のふれるところと思ひしは阿保の高ねの尾花也けり

この山中ニ伊勢と伊賀とさかひあり、一すち流るゝ谷河も木津

にいてゝ淀川ニいるとか、河そひもみちのうるハしきも少からず、

黄昏伊勢路につきて紅葉やにとる、

廿八日

夜こめに伊勢路をたつ、あをにいたりて明ぬ、三本松、名張、萩原を経てはせにつく、くれかたなれと明日の為也とてしひてまうつ、おのれハふたゝひなれはめつらしけもなければ、母君らいたくめてさせ給へり、さくらのことおもひし也、もみちいとうるハしく染たり、まうつるやかて入相をうちたるも名高きかねなれはいとゝ心とまりぬ、

いつまてかこゝろの底にひゝくらんはつせのてらのいり相のかね

扇子やにとりをとる、

けふのミち、名張の里ハつれより弓手のかたにあめかたきといふ瀧也とてかさなる山のミねよりけふりたちのほる、ゆかしけれと行先のいそかるれハえゆかず、三本松、最明寺時頼（北条）か身植の松なりとか、かきやといふにやとる、甚不潔に無興也、このあたり名たゝる石佛寺なりといへとえらす、

廿九日

早天初瀬をたつ、かつらきをはしめ、うねひ・耳なしなと弓手のかたにつらなれるいとお（あか）し、三輪にまうつ、

もみちはに染し心をミわの山みとりにかへす杉のむら立

あさひとといふところより内山永久寺・布留社にまうつる近道あり、おのれハ丹波市ノ継所のことあれば、母君・てい子とおさなきとをつれてものし給ひぬ、藤子もさハリありてゆかず、ともにありはらの大黒やに昼けとも用意してまち奉る、あまり遅ければ在原寺のあたりまでおもむくに、やかてミえ給へは、人丸明神の歌塚といふにまうてゝ、また大黒やにより、ひるけ給へてたつ、帯と

けを経て南都ニいたるは申ノ下剋なるへし、印判屋にやとる、こよひ井上長秋に文をいたす、藤子さにとものす、

卅日

夜明たれば見わたしえも云す、そも／＼このやとは樽井町の東のはしにて、春日山・ミかさ山・わかき山など、さるさはの池のかゝみにうつれる、北のかた興福寺の塔空に聳、平〔から〕^{（@）}なる芝生にしかのをちこちむれるなど、いひつくすへうもあらず、巳のさかり計ニ春日の社にまうつ、若宮・手向山の八幡にも詣つ、大佛・二月堂・興福寺の路などのこらす見て、朝かの楼にのほりてひるけたうへぬ、かへるさ古梅園に立よりて墨をかふ、あるし何くれとねもころに墨を製するところをあないして見す、こゝかしこあるきめくりてかひものともして、くれかたかへりぬ、初夜計、藤子かへり来てしはらくとゝまらん事をこふ、ゆるしぬ、

十一月朔日

夜こめにたつ、木津にて明たり、驛につきて人足まつほど、ならにものする人ありければ、ふち子にいひ遣しける、
いつしかも都ニかへりきつ河の波のたちぬにまちわたるらん
川をわたりて堤を行ほとけしきよし、藪のわたしはわきてなりにもとといひけんあたりなるよし、ある人に聞つれば、わきてなつかしく玉水春ならましかハとおほゆ、駅のあるし、こんはるは必おほしたち給へ、これより一里ほと山のかたにいたれば山吹いとおほしといふ、契おきてたつ、長池の松屋ニやとりて昼飯たうへて、ふし見ニつきけるは未の時なるへし、長秋等かねてむかひニ来たらのあらましなれハ、先ニ南都より文いたして鮎庄か楼ニまつへきよいいひおきつれハ、申の下りまで待つれと見えこねは

たつ、九条あたりにてくれそめぬ、市中になれば老弱男女道もせにミちわたりておとりありく中を分々て、やう／＼初夜計家にはかへり付ぬ、永田・山田来つとふ、

二日

参殿して御礼申上ぬ、井上・永田・青木・大野杯見え来て、こたひとゝこほりなくまゐりたるよろこひの酒汲、夜更てミなおとり見にといてたれと、遅ければさひし、

三日

おもひかけす雪ふれり、結城・八田・山田重安・廣瀬某来たる、山田のこりて歌よむ、初雪といふ題にて、

めつらしくふれる朝のはつ雪ニおもひくまなくさす朝日哉

夜新納来たる、

四日 晴

馬して御室にもす、かへるさ結城うちをとふらふ、かねてのあらまし也、されと俗客つとひみて閑談もとゝのはす、申下り宇藩林玖十郎とゝもに松風軒ニ行、後和家久といふ楼に結城あないす、こよひとまる、

五日 晴

朝とくおきてかへる、陽明家ニまゐる、林玖十郎見え来、申の下母君てい子とゝもにおとり見にものし給ひぬ、くれ方御室より^{〔香山主殿〕}御使を以て縮緬一卷を老母ニたまふ、ありかたき事筆につくしかたし、宇和島老公より御筆一枚を賜ふ、^{〔林持参〕}至誠如神ノ語、

六日

朝とミ田某来たる、陽明家ニ参 殿、雨降、南都梅木ミゆ、

七日

宮に参殿、鼈甲糖といふ御菓子一箱を母君に賜りぬ、
陽明家に参 殿、新納知之介南都ニゆくとして立よる、かめを藤子
むかひにつかはす、夜七時にたつ、

八日 晴

結城・快堂とゝもに日根對山をとふらふ、けふ稻荷御火焼也、
〔西村將曹鴨卜芹ヲ贈、〕

九日 同

矢守來たれり、こよひ出火、綾小路大宮あたりといふ、

十日 快晴

結城より綿を母君におくる、宇和島林某國産之紙ヲ贈ル、夕方龍

岡某來たりて歌よむ、十題、

十一日 快晴

初申、例年の形のこことく氏神を祭る、申の下り海江田・石泉にい
さなハれて井上を訪、戌はかり帰る、

十二日 快晴

井上會日にてもものす、暁千鳥 當坐冬月

十三日 晴

三雲・青山のふたりに誘れて八幡にまうつ、鳥羽街道より行、鳥
羽の城南宮に詣つ、男山にいたり付たるは巳の半なるへし、御山
にのほりて麓なる何かしの楼にいこひて昼飯たうへて、兔道^{うじ}にも
のす、こよひやとりぬ、菊屋也、

十四日 晴

朝とく萬碧樓をたつ、船して伏水にくたる、おのれは馬をこゝに
とゝめ置つれ二人にわかれていそぎぬ、田中江戸よりかへりたる
よし聞て立よる、馬はかへしぬ、しはらく結城氏によりてくれて
帰る、

十五日 雨

柳原侍従の君より小鳥八羽を賜りぬ、そを謝しに参りて大納言の
君に謁す、くれて結城をとふらふて和久樓にものす、こよひ泊り
ぬ、

十六日

朝とくかへりぬ、いさゝかふる、柳原卿江まゐる、午後結城來た
れり、けふは景恒宗匠三回忌なれとえてす、金百疋を香奠に備
ふ、歌もいてす、夜青山をとふらひて過日の會計をやりぬ、

十七日

天氣快晴、田中を訪て赤松某の碑文を書しむ、坂元^{〔龍馬〕}・石河^{〔中岡慎太郎〕}の二人、
去ル十五日の夜切害に逢たるよし承りぬ、こよひ藤子かへり來た
りぬ、

十八日 陰

参殿、くれかた結城氏のもよふしにより鴨西の酒樓にのほる、村
山・遠武・林・田中・土井也、亥ノ時ハかり村山とゝもにかへる、

十九日 晴

堀内某とゝもに兔道にものす、かねてのあらましなりつるに、廿
一日、我 大守公ふし見につかせ給ふよしなれハ、御使としてま
ちむかへ奉るへきよしかねてあふせ蒙りけれハ、兔道よりものせ
んと也、

廿日

けふも兔道にとゝまる、近わたり逍遙す、平等院のうしろなる何
かしの寺にて人魚といふを見る、

廿一日

朝れいの舟して昇る、ふしミ小倉かもとにゆく、少しく雨降、

廿二日

くれて君つかせ給ひ、ほとなく拝謁して 宮の命をのふ、こよひ
また小くらにやとる、いひ遣し置つる馬むかひに來たり、

廿三日

馬して竹田よりかへる、巳の剋ハかり 君公双松邸に入らせ給ひ
ぬ、

廿四日

宮にまゐりてかへりこと聞え奉りぬ、いさゝか風の御氣にてたい
め給ハす、尾崎某かもとより云々のことたのミ來たりて諾す、其
ことによりてたれかれ奔走す、けふ母君はしめ奉り国へかへらん
の願出をいたす、

廿五日

天氣快晴、天満宮にまうつ、尾崎をとふらふ、夜、新納四郎右衛
門・山田孫太郎來たりて更るまてかたりぬ、けふ是枝安心來たり
て故郷よりの文やものやさしいしぬ、肥人津田・浅井來たり、

廿六日

こたひのほりつる鬼塚・竹田・折田など訪ひ來ぬ、伊地知よりの
文品とゞく、西郷うちをとふらふ、くれて尾崎を訪ふ、夜、大谷
見來たる、

廿七日

尾崎か付託のこととゞのひぬ、雨いさゝかふる、こよひより母君
ら芝居ニものし給ひぬ、

廿八日

御室に御馬二疋を進られぬ、おのれと伊原美濃守と乗人ニて
御使を勤ぬ、くれかた結城をとふらひ、画人小蘋女史を訪、とも

に先斗町なる何かしの樓にのほりて席書なとす、こよひとまりぬ、

廿九日

朝とくかへりぬ、後藤久次郎を訪、夜大東を訪、

晦日

十二月一日

日根野對山を訪、かねての約にて結城某・小蘋女史も來たれり、
清談席席、亥剋ハかり引とる、小蘋女史を送りて西屋に泊す、

二日

疾起て結城にいたり、朝飯を喫してかへりぬ、

三日

父君ノ御忌日にて終日外にいてす、夜、山田來たる、柳川十時上
京のよし申參ぬ、

四日

五日 晴

六石來たりてしかくの談におよふ、されといまた尽さねは、こ
よひかのかたに來たるへしとの事にて、くれかたよりものす、

六日

母君とゞもにかひものにつ、終日仕舞かた也、過し日ねかひ置
つること、けふゆるされぬ、

口上覚

曾山九兵衛二男

曾山富次郎

右者、私親類ニ而御坐候處、依願物習之為自分出脚上京被 仰

付、私召列罷登居候處、此節家内共帰国為致候付、相添返被下
度奉願候、是等之趣被仰上可被下義奉願候、以上、

但立日限之儀ハ追而可申上候、

十一月

高崎左京

願之通被成御免候、

十一月 糺

口上覚

母

妻

下男壱人

下女壱人

右者、私事一往京都居被仰付、家内引越被仰付置候處、此節一
往帰国為致度奉願候、左候而、願通御免於仰付者、道中御賄願
等御法之通被成下候様奉存候、此等之趣被仰上可下度奉願候、
以上、

但立日限之義者追而可申上候、

十一月

願之通被成御免候、

十二月 糺

七日

終日仕舞也、くれかたより参 殿、きのふけふ撰政家につとはせ
給ぬ、あすも内にまゐり給ふよし也、

(中表紙)

「改第『八』號」(貼紙)

慶應丁卯臘月九日

日記

(角印)「紫苑會印」

太豆園

八日 晴

未時はかり、大久保某かもとより井上長秋とゞもにきたるへき
よいしいひおこせたり、伴ひものするに、朝廷御変革につき、中
山 正親町三条 岩倉 中御門の四卿よりしかくのこと承り、
くまく 山階宮 仁和寺宮に其よし聞え奉るへきとのよし也、
おのれは御室にものす、井上は 宮にいつ、仁宮はおなし御こ
ゝろさしにて、明九日の卯の一天にまゐり給ふことにきハマりぬ、
こよひ遅ければ 宮にはいてす、

九日

きのふの御つとひの諸卿いまた門とらせ給ねは、卯剋の御ちきり
違ぬ、御室にいそきまゐれは中途にして逢奉りぬ、俄にはかりて
下加茂にまゐらせ給ひぬ、さて宮にいたれハ、たゞにかへらせ給
ひぬとて、午時計なるへし、さて聞え奉るに、今一たひ正親町三
条のかたにものしてしたしく聞きたるへしとの御命にいたれハ、
いまた御所よりかへらせ給ハぬよし也、いそき御所にものして其
よしを述べハ、ともかくもこまかに 内にて聞えあくへきよし復
命して、己は御室の御里坊に赴く、この時加茂よりかへりおハさ
ねは、まち奉りてすゝめ奉るに、やかてまゐり給ひぬ、薩土藝越

尾の五藩にあふせて 内をまもらせ給ひぬ、朝野騒然たり、おのれは御所の御飯館ニ詰へきよしおふせ下されぬ、こまかには外に
しるしぬ、

「御室より御からいのことあり、」
「本文ノマ、」

十日

夜明てしはしかへりぬ、宮はしはしやすませ給ひて、また参り給ひぬ、

十一日

長兵入来たりぬ、くれかたいさゝか風の御こゝちにてかへらせ給ひぬ、
「陽明両御所に御使勤む」

十二日

けふは御いたつきにてまゐり給ハす、しはし御所にもものして 仁和寺宮に逢奉りぬ、尹宮に御つかひにものす、

十三日

仁和寺宮・山階宮御建白之事ありて初夜まで 参殿、伊地知壮之丞来たれるよし也、
（貞鑑）

十四日

両宮に参殿、夜峯節・菊養を訪、大雨、夜晴、両宮二品宣下あり、

十五日

大雨、山階宮に参る、くれて十時撰津を問、招によりて也、

十六日

十九日
くれかた伊地知壮之丞を訪、夜中ハかり帰り来たれハ結城筑州来り、

廿日

秋田・新納来たり、島津求馬ニよりよひに来たりて別紙わたさる、

高崎左京

右者、此度 仁和寺宮御還俗被 仰出候付、無據次第茂有之、暫之間從 山階宮 仁和寺宮江改而附被進、已来 山階宮 仁和寺宮両御 殿御用向兼勤可有之候様被為 命候段、從 山階宮様御使を以被 仰進候付、相勤候様可申渡候、

十二月 伊勢

こよひ西郷・大久保・岩下の三士を 仁門公の御里坊にめす、

廿一日

仁門公洋行之御建白アリ、岩倉卿に御依頼の御使をつとむ、村山の離杯會二条川畑にてあり、ものしつれと 仁宮より呼に来たりて 参殿、

廿二日

また村山の離盞、結城・遠武・土居とゝもに花柳街川柳ニ汲、

廿三日

早天 仁宮に 参殿、

廿四日

けふも 参殿、

廿五日

聖厝にまうつ、けふ船の便を聞て母君はしめ国に帰り給ふ事ニ決しぬ、

廿六日

明日たゝんのことねかひ出たれは速ニゆるさせ給ぬ、こよひ土佐人後藤象次郎を 仁宮にめす、

廿七日

朝より何くれとしたゝめものして、くれかた出たらせ給ひ、高瀬の船場まで送り奉りぬ、

廿八日

よつよりさひしさいはんかたなし、山階宮よりめされて非蔵人口にいつ、文したゝめて新納喜之助かこよひたつにたのミ聞ゆ、くれていとまこひにミゆ、

廿九日

仁和寺宮に参ル、白銀拾枚を賜、「晦日也けり、」

晦日 雪

こよひ田中幸介もとにて結城等とかたらふ、こよひ結城氏ニ泊す、

正月朔日

山階宮・桜木殿ニいてゝ賀詞にまゐる、下加茂にまうつ、

二日

仁和寺 陽明家にいつ、

三日

俄ニ諸卿参内、伏水にて戦争始りしよしにて火煙天をこかす、こよひ仁和寺宮、 征討大將軍の任を拝し玉ひぬ、

四日 晴

九前より錦御旗ヲ被勅、公家御門より御出馬、赤地錦直垂ニ澤瀉威の鎧を(マ)玉ひぬ、おのれ 御兜をもつ、御本陣を東寺ニとる、参謀被命、

五日 晴

戦場 御巡覽、こよひ東久世卿とゝもに

朝廷にいてゝそのよし具ニ言上、其 有栖川宮・聖護院・中山・

正三などはしめ給人余り縉紳列シ居、こよひ邸中よりかへるへきよしなれば夜中にいつ、こたひのことを御国元江言上の為下るへきよし也、

六日

朝とく東寺にいてゝ御ゆるしを蒙り、ありがたきこと多し、しのひざること又おほし、けふたつへきに究りしかとも、今一兩日してたつへきよし也、こよひ(後藤繁二郎)雲濤をとふらふ、

七日

田中を訪、 仁門より革島兵庫を御使にて金百圓を賜、軍功ヲ賞、且御餞也、山田孫一郎か戦疵を訪、

八日

櫻木 宮 (貞姫)陽明家御裏君ヲ奉訪、各賜有差、新大夫を訪、西園寺・雪江来たりしよし、夕方来ル十日發京すへきよし命下りぬ、

九日

来客引もきらす、八半山田孫一郎遠世す、平田伊蔵よろつあつかりものす、己は明日のことあればこれかれ議しおきてかへりぬ、

十日

朝、(島津忠義)太守公を拝し、(島津珍彦)備後公子を訪ひ奉る、山田を林光院中に葬る、終るをまたて己はかへりぬ、七時出門、輕卒竹下万之助・池田をつけ給ぬ、人吉杉田寿一郎・佐土原能勢竹兵衛にたのまれて伴ひもす、杉田の旅宿にまち合せてくれかた出たつ、淀川の寒冷いはん方なし、

十一日 晴

天明浪花にいたる、島津伊勢との旅宿を訪、邸中は皆焼失て見る

に忍ひす、旅宿島貝屋也、これかれするうち船はとゝのひたれと風あしければ明日に定めぬ、五代才助^(友厚)を訪、佛人白山^(モンブラン)と會、議論数剋にわたりぬ、

十二日 晴

早天乗船、海上おたやかなれと風あしく、西宮汐繫す、市人の説たしかならねと、河辺ニ而備前人異人三人を殺害したりと、けふ薩長の兵このあたり鎮撫の為來たれり、くれてふねをいたす、

十三日

和田の岬のあたりに明わたりぬ、けふも風なミあしく船すゝます、明石の沖にて日暮、夜中にこきいてゝ高砂までゆく、夜中より雨降りつ、

十四日

雨やまず、なほ高砂にあり、四時上陸して荒木屋にとる、相生松を見る、於富を御す、

十五日

けふも風あしく、なほ樓にあり、午時より石寶殿を見る、曾根の社にまうつ、かへるさ骨董店より伊孚九の書を得、

榮ゆく限もしらぬ曾ねの松神のミかけとたれか見さらん

十六日

けふも風かへらす、午前尾上鐘を見にゆく、船にかへる、されとなほかはらねはまたれいのところにくく、夜四頃船人のむかひに來たりてかへる、やかてふなてす、荒木屋にて讃を乞れてよみしうた、

柳ニ駒のかた

このうろの柳のいとに繫かれぬこゝろの駒もあしと思ふ

梶のはに蹴鞠のかた

銀河とわたるふねのうちのには手向しまりをうけてけるかな

十七日 晴

飾摩の沖過るころ夜明たり、八里程行、西風烈しく室津に汐繫す、土藩本山只一郎大早ニ而国へ帰ルニ會して其後の新聞茂聞、夜中計帆を揚つらん、ふせりてしらす、

十八日

赤穂の沖に夜明、風あしとて船すゝます、夕かた雨降いつ、備前国鹿忍村^(こしの)といふ所に汐かゝりす、中のやといふ家にしはらくいこひぬ、

十九日

暁深舟出す、七時分備前下津井につく、夜中出帆、

廿日

起出たれハ高松城炎上とミえて黒煙遙ニミゆ、また風烈しく吹て、九時分三郎といふニ汐かゝりす、

廿一日

西風烈し吹いてゝ終日同所に漂居、夜雪降、

廿二日

朝いさゝか浮たるをまち出帆す、七時備後ノ鞆津につく、萬喜樓にのほる、柳川十時信人も來合せて同席す、夜中に出帆、

廿三日

昼岩城ニ汐かゝりす、木綿縞三反ヲ買、七過揚帆、夜中許安藝ノ御手洗ニ舟ヲ寄セ、脇ヤニ立寄て母君はしめのことを問、去ル十三日朝定府ノ御女中五拾人程御着、何方様も御機嫌克、直ニ御出帆被成度連、大船二艘をもて内裏まで送り奉るの處、同夕方豊瑞

丸着船、翌十四日朝早天御乗船出帆のよし、官よりの命もありて
よろつねもころにもてあつかりありしことゝも細に承りてはしめ
て心降りぬ、終て直ニ舟をいたす、

廿四日

暁より風浪よくなりて舟すゝむ、浪花をいてしよりはしめて也、
上ノ関より一里ほとこなたにてくれぬ、

廿五日

風よろしく舷を叩てよろこふ、けふは早く黒崎につくへかりしを、
下の関にて長州の番所、去ル十日印鑑なければいつかたもとほす
事かたきよしなるを、ことのわけくわしくのへてゆるされたと、
ことの外ひま入て小倉の前あたりよりくれぬ、九時分くる崎につ
く、薩摩やによる、七時分出たつ、すこし^(ママ)、

廿六日

祈誓せしことありていそきて宰府の 天満宮にまうつ、時すてに
暮過也、すへてこゝの掟、夜内殿に入ることゝをゆるさすとか、あ
まりくちをしさにたゆたひをる折から、あやしき女のすあしにま
ゐりにたるに、そのよしをかたるに、その人ねもころにくミうけ
て、何かしの法師にはかりて終に内に入るをゆるさる、ありかた
くもとふとし、廻りの梅花さかりに開きてえもいはす、ともし火
の光にてこまかに見廻りてかへりぬ、

廿七日

けふもいそきにいそく、

廿八日

申下りに日奈久につく、こゝより二人にわかれぬ、夕方船にのる、

廿九日

夜明たれは薩肥の界なる小嶋のかけにかゝれり、風吹あれてすゝ
まねど、袋といふところより上陸す、巳の時はかり出水に入る、
大河にて日暮、

二月朔日 陰雨

午の時ハかり鹿児島につく、先二ノ丸にまうのほりて 宮 陽明
家 太守公の御言傳をのへ、こたひのあらましを聞え上ぬ、いま
た 御病おこたり給はねは、久しくかたらせ給ふことくすしとも
とゝめ奉るよしなれば、こまかに書しるして奉るへきよしにて、
未ハかりまかてゝ御本丸ニいつ、島津^(久治)図書殿、川上^(久徳)龍衛・町内^(久)
膳^(忠)二人上の間にてたいめありて事のよしを聞かれぬ、申剋家にか
へる、くれかた山田氏に行て遺髪をわたす、

二日

きのふあふせ蒙りし、こたひのことのはしめ終りをしるす、朝よ
り夜に入てとゝのひぬ、終りて山田氏ニ行、

三日 風雨

桂家^(貞輝)にいてゝかの一冊をさしハたしぬ、かへるさ加治木邸に行き、
陽明家^(貞輝)御うらの君の御こと傳をつたへんとするに、領地のかたに
ものせられてなきほとなれば、江田何かしといふ人にあつらへ置
ぬ、山田氏に行、こよひ葬式あり、

四日 大雨

これかれしたしきかきりに直左右をつく、

五日

伊地知うちにて磯永氏に面会、伊東四郎左衛門ニも逢、

六日

北郷主水・田畑直之丞を訪、二丸公子京師のやうすきこしめし度

と之事、横山正太郎(安武)をもてあふせ下されてあかりぬ、夜町田民部(久盛)を訪、夜半かへりぬ、こよひ縫具をミる、今日家修覆にかゝる、

七日より十四日まてしるさす、そのうち九日かた京よりの文とく、福山清蔵かへり来れり、

十五日

野村宗七かへり来れり、

十二日方より眼病をわつらふ、煩しくて何事もとめす、

廿七日

一 暁方小児出生、母子ともに平穩也、

廿八日

一 うからやからあつまりぬ、小児兩便通せず、

廿九日

一 朝療醫池田某いへらく、小児兩便不通、藥乳不通、たゞことにあらす、他のくすしにもはかり給へかしといふに従ひて、ミなども心をくらしめて柳田意哉を招きて見すれば鎖尻なりといふ、されと赤子のことなれば療治まことにかたし、洋醫今ひとりをたのむへしといふ故、足立梅景を招く、これ見るところ同しけれ、おもひ切て三積針をもて穿つ、四度におよひて番汁(ママ)いづれは苦通(ママ)もやミぬ、人々再生のおもひをなしてよろこぶ事限なし、

卅日

一 小児追々こゝろよし、されと乳藥なほいまたすゝます、夕方柳田来りてさし置つる紙よりを抜けは、こゝちよけになりてすこしつゝ乳藥すゝむ、

三月一日

一 けさよりいよ／＼こゝろよくなり、乳汁をすふ事平常の小児の

ことし、弓射初あり、曾山岩彦つとむ、矢取安次郎也、けふ五日にあたれば、くすしふたり、伊地知・高崎など来たりて祝酒をのむ、名を定むるに人々のおもはくありて、三名を書て暗中にさくる、さるは人しれず 聖厩にいのり置しことありて也けり、さるに梅千代といふを探り當りしはあやしともあやしく、末たのもしくありかたし、

二日

植木市あり、夜後迫に行、

三日

けふなん七夜にあたりて祝宴をひらく、柳田・高崎・「喜七郎」いちゝ等也、はしめてまうけつるかなし子の名を梅千代とつけしは、人しれず 聖厩にいのりしことありて也けり、けふなんその七夜にあたれば、さるこゝろを思ひこめて祝の歌かくそうたへる、咲初しわか木の梅の千代のうへにいまもゝをさへくわへける哉

四日

植木市をミる、

五日

人々をとふらひ、こたひの事を謝す、

六日より十三日まてはしるさす、

十四日

小栗栖備前守に馬のはなむけす、町田左馬妾を携来たれり、明日御用の命あり、

十五日 晴

御用にいてたれば、御使番仰せ付られて御役料米是迄通被下置候、後御家老新納刑部(久修)殿江禮二行、祝酒を汲、

十六日

一出殿、八より退出、

十七日よりしるさず、

四月朔日

一氏神社今日成就相成候、梅千代初佩ノ刀出来候、

原本美濃紙十枚 十二行十四行定リナシ、

「昭和八年七月七日謄写」

(中表紙)

「改第『九』號」(貼紙)

新聞

高崎左京

三日朝五時、五番隊野津七左衛門組・六番隊市来勘兵衛組二本松邸ヲ發テ東寺ニ立寄、人数ヲ分、先半隊ヲ斥候ニ從ヘテ差出ス、此時敵兵先手久世村中ノ橋迄出張セリ、椎原小弥太應接、我々義朝命ヲ蒙リ當地ノ巡邏警衛ニ出張仕候、火枝ヲ御携、戎装ニテ大勢御入京ハ如何ナル御訳ニテ候哉ト問フ、彼ヨリ今般徳川内府殿朝命ニ依テ上京被致候、其先供ニテ罷登候間御通可被下ト返答ス、又此方ヨリ成程左様ノ義ナラハ御通行可被成筈ニ候得共、未 朝廷ヨリ我々共ヘ何タル御達モ無之候間、暫時御引取可被下、直様其赴 朝廷ニ窺ヒ、其上何分御返事可申入ト云、彼ヨリ猶重役ノ者ヘ可申聞トテ少シク引取候故、直ニ付入城南宮鳥居前迄押寄せ防戦ノ手配ヲナス、彼又来テ我々ニ於テ同ク 朝命ヲ蒙リ上京イタシ候事ナレハ是非共通行可仕、且 朝命未相分哉 与 屢催促ス、此方返事前意ヲ以ス、七時分ニ到リ會桑見廻組ト思シク一大隊程風擁シテ進来リ無理ニ押通ノ勢故、又前条ノ趣意ヲ懇々ト述、萬一無理ニ御押通ニ於テハ、不得止兵刃ヲ以御會釈可致段申入シカトモ、聊聞入ル勢無之故、遂此方ヨリ發炮、戦争ニ及フ、日暮ニ到リ敵稍引色ニ成テ下鳥羽入口迄退ク、道暗ケレハ追討セス、五時分加世田隊敵ノ伏兵ヲ見付テ打破ル、四時分ニ到リ又敵兵大勢

我五番隊・六番隊・大砲隊ノ備タル所ニ攻来テ激戦時ヲ移ス、民家ヲ放火ス、此戦ニ敵兵戦死凡四十人餘アリ、會桑ノ兵多シ、夜半戦争止ム、味方未一人モ死傷ナシ、七時分又寄来テ大ニ戦、天明ニ及テ敵敗走ス、

此街道ニ向ヒタル勢、五番・六番・諸郷四小隊、都ノ城・伊集院・伊作・串木野・知覽・駕籠等也、

四日、五町程追討、此時岩山左平太戦没、敵又人家ヲ楯ニ取テ防戦ス、伏水ヨリ一番隊ノ援兵来テ横合ヨリ掛ル、敵潰走テ横大路ニ足ヲ溜テ米俵ヲ臺場ニシテ又大ニ戦、味方ノ者密ニ側ヨリ廻テ米藏ニ忍入、藏ノ窓ヨリ敵ヲ目下ニ見下シテ發射ス、敵大ニ敗シテ逃走、七時分大淀界富ノ森ニテ暫時戦フ、苦戦也、民家ヲ放火、五日、淀橋ヨリ七八丁手前ニテ大戦ス、敵松林ヲ小楯ニ取テ出沒シテ發射ス、故味方大ニ人数ヲ損ス、椎原小彌太・市来勘兵衛等戦死、此際會人刀ヲ挿シテ駆込者アリ、何某ナル者ノ手ニ切付シカトモ、側ヨリ是ヲ打取、此戦四時分ヨリ八時分迄無間斷、余程難戦ナリシカトモ、遂ニ追退テ淀橋涯迄押出ス、此処敵死骸累々タリ、淀町火ノ手揚ル、淀橋焼失、

右、鳥羽街道戦争五番隊長野津七左衛門ヨリ聞ク所、且左京 將軍宮ノ斥候ヲ蒙リ目撃セシ分ヲ略記ス、

三日、一番小銃隊鈴木武五郎組伏水奉行所ノ裏手宇治見臺ノ下ニ備タリ、敵兵凡二大隊程寄来、鈴木武五郎應接趣意諸所同意ナリ再三ニ及候内、鳥羽口ノ方ニ當リテ遙ニ炮声聞ユ、直ニ号令ヲ下シテ發射セシム、奉行所ニ竈居タル歩兵小銃ヲ以大ニ戦フ、伊集院金十郎戦死、貴島勇藏・山田孫一郎深手ヲ蒙ル、夜五ツ時分迄戦フ、

暫時アツテ前ノ市屋ニ火ヲ放、燃揚ルニ随テ火光味方ノ半首ニ映シテ敵ノ靚ニ便ナル故、四五間引退キ少シ凹ナル所ニ兵ヲ伏テ發射セシム、火勢熾ニナリテ戦争止ム、曉ニ及御香宮ニ兵ヲ引揚テ二時程休息ス、

四日、半隊分テ鳥羽口ノ應接ニ出ス、竹藪中ニ竈ル伏兵ヲ打破ル、下鳥羽ノ人家ヲ探ス、敵兵皆引取、玉菓モ盡果シ故、新手ノ半隊ヲ入替、横大路ニ押出シテ合戦、米俵臺場崩レテ敵兵逃走故兵ヲ引揚、

五日、上手ヨリ密ニ廻リテ淀ノ後ニ出、敵早落去セシ故發炮ニ及ス、今夜淀橋ニ泊ス、

是ヨリ先、淀城ヨリ使者ヲ以此城中ニハ賊徒一人モ不入付候故放火イタシ呉サル様歎願アリ、又何レノ隊ヨリカ大炮三發打込シカトモ答炮セス、故ニ敵ナキヲ知テ放火セス、此際益満与右衛門大功ヲ顯ト云、

六日、八幡ノ先鋒ニ向淀城ヨリ大炮一丁ヲ借テ八幡ノ大道ニ居付、四ツ時分前ヨリ戦争始ル、敵兵仮ニ臺場ヲ製シテ支戦フ、遂ニ敗績シテ逃ルヲ追打、鳥井前ニテ大炮一丁ヲ分捕ス、古海軍ト郷兵二小隊ト合シテ橋本ニ掛ル、九番隊并長藝ノ兵モ合シテ戦フ、藤堂勢又前堤ヨリ發射シテ敵ノ横ヲ打、遂ニ破レテ逃走ス、今夜橋本ニ宿陣、

或人ニ聞、敵ハ神山ノ方ニアリ、味方ハ堤ヲ楯ニシテ長兵ト二ツニ分レテ戦フ内火四五口起リ、遂ニ敗北、八幡町悉ク灰燼トナル、九半時分落去、此間寸時モ休戦ナシ、會兵四人程芦藪ノ中ヨリ顯出テ切掛シ者アリ、味方一人疵ヲ蒙シカトモ遂ニ皆打取、

七日、滯陣シテ休息、

八日、賊徒浪花城落去ノ報ヲ聞テ邸ニ帰陣ス、

右、伏水表出張一番隊鈴木武五郎ニ聞取ノ略状ナリ、

一我藩分捕ノ大炮凡四拾七八丁

一同 小銃数不知、

一同 玉葉数不知、

一同 米穀雜具数不知、

一生捕七人

但會・桑・高松・大垣ノ人也、内上分五人、桑藩山崎小一郎ナル者上等ノ人ト見ユ、

一鳥羽・伏見・八幡処々ノ賊屍凡四五百人モアルヘシ、又船七艘ニ手負・死人ヲ乗セテ下阪セシト降人ニ出タル者共ヨリ聞ク、

一八日、浪華城焼失、賊自焼ト云、長兵放火トモ云、

一伏水・下鳥羽・横大路・淀・八幡、其外処々焼失、凡家数五千百十六軒、土蔵九十二ヶ所、寺院十軒、神社三ヶ所ト云、

正月三日夜、仁和寺二品征討大將軍 宣下ヲ蒙玉ヒヌ、

四日朝、節刀ヲ賜ヒ討賊ノ 命アリ、参謀烏丸侍従・東久世前少將、御旗奉行四条侍従・五条少納言、午刻公家御門ヨリ御出馬、先陣薩勢一小隊山口鉄之助組、次ニ錦御旗二流左右ニ押立両卿護衛、次ニ節刀矢守對馬守捧持、中央ニ大將軍宮赤地錦直垂ニ澤瀉威ノ御鎧ヲ着シ玉ヒ、青毛ノ御馬ニメス、御兜ハ左京捧持シテ御馬側ニ供奉ス、次ニ参謀両卿騎馬ニテ供奉、後陣藝兵尾瀬新太郎組、行軍嚴整、見ル者感泣ス、八ツ前東寺ニ御着、仮ニ御本陣ヲ被居、申剋諸隊并東寺ノ地理ヲ御巡見アリ、夜入テ御令旨ヲ被出、普ク布

告ス、

此度征討之義者、神州之存亡ニ関候大事件、不肖之嘉彰抛
身命尽力之心得候間、各抽丹誠、神速 奏成功、奉安

宸襟候様深依頼候事、

慶應四年正月四日

御名御花押

初更於御前平松甲斐権介殿軍事書記役、矢守對馬守・高崎左京・中沼了三軍事参謀被仰付、東久世卿御口達、

五日早天、戰場御巡覽ノ為東寺御出門、先手薩勢、後陣藝兵、長州勢一隊ニ御本堂ヲ警衛セシム、鳥羽街道ヲ過テ横大路ノ民家

ニ暫時御休息、是ヨリ御步行ニテ遙ニ戦争ノ形勢ヲ御覽ス、此際左京斥候ヲ蒙テ三度往返シテ其状ヲ言上ス、八ツ過發炮既ニ止ム

淀川迄御進向、暫時御馬ヲ被立諸軍ヘ慰勞ノ 御辞アリ、川堤ヲ廻テ伏水ノ燒趾御巡見、暮ニ及御本陣ニ帰ラセ玉ヌ、今夜東久世

卿及左京ヲ 朝廷ニ使サレテ戦争ノ状ヲ 奏聞シ玉フ、諸大夫ノ間上席ニ於テ総裁宮・聖護院宮・中山前大納言・正親町三条前大

納言・三条前中納言始、議定・参与十余人ノ諸卿御列席ニテ聞セ玉ヒ、終テ慰勞ノ 御辞アリテ、御肴種々賜ル、

七日、淀城ニ御本陣ヲ被移ル、

九日、浪花ニ御下向、西六條ニ御滯陣、

十一日、會・桑・姫路・高松・宮津等征伐ノ令旨出サル、

十七日、姫路開城、備前家老池田図書介受取ル、

廿日、高松城焼失、船中ヨリ見ユ、

正月五日大津口ヘ行向候堂上方

智恩院宮

橋本少将 柳原侍従

同日丹波口

西園寺三位中将 正親町少将

同七日牧方江

穂波三位

右、各兵隊御引列御出張相成候事、

慶應三丁卯冬十二月八日

朝政御一新 撰関議傳被為廢止、新ニ左之三職御確定之事、

總裁 議定

參與

總裁

有栖川大宰帥熾仁親王

議定

山階常陸大守晃親王

外国事務惣督
正月十日ヨリ

仁和寺二品嘉彰親王

聖護院雄仁入道親王

中山前大納言忠能卿

正親町三条前大納言實愛卿

副總裁 外国事務宰相
正月十日ヨリ

三条前中納言實美卿

中御門中納言宗前卿

長谷三位信篤卿

德大寺中納言實則卿

尾張前大納言

越前宰相

土佐前少将

薩摩少将

安藝少将

同諸侯

上
參與

宇和島少将

萬里小路前右大弁

西園寺三位中将

正親町左少将

岩倉前中将

烏丸侍従

外国事務宰相
正月十日ヨリ

東久世前少将

四条前侍従

新源中納言

前修理權大夫

五条少納言

西四辻大夫

柳原侍従

長谷美濃權介

穂波三位

坊城侍従

同助役

下
參與

尾藩

荒川甚作

丹羽淳太郎 田中邦之介

越藩

中根雪江

酒井十之丞 毛受鹿之助

土藩

後藤象次郎

福岡藤次 神山左多衛

薩藩

岩下佐治右衛門

西郷吉之助 大久保一藏

藝藩

辻將曹 櫻井与四郎 久保田平司

肥後

溝口孤雲 津田山三郎

長藩

廣沢兵助 井上聞太

柳川

十時撰津

徴士

三岡八郎 學習院講師
中沼了三

當分官軍出兵之諸藩

薩長土藝 因備前 肥後 平戸 大村 藤堂 佐土原

當時御所御警衛

尾越薩長土 因藝 備前 久留米 宇和島

賊軍出兵ノ藩

會桑 高松 松山 大多喜 小濱 大垣 鳥羽 宮津 延岡

姫路

當分在京之諸藩

尾張前大納言 越前宰相 土佐前少將

薩摩少將 安藝少將 細川左京大夫

松平相模守 伊達伊豫守 藤堂佐渡守

市橋下總守 毛利平六郎 松平修理

北条相模守 本多主膳正 小出伊勢守

加藤能登守 堀左衛尉(兩脱之) 池田丹波守

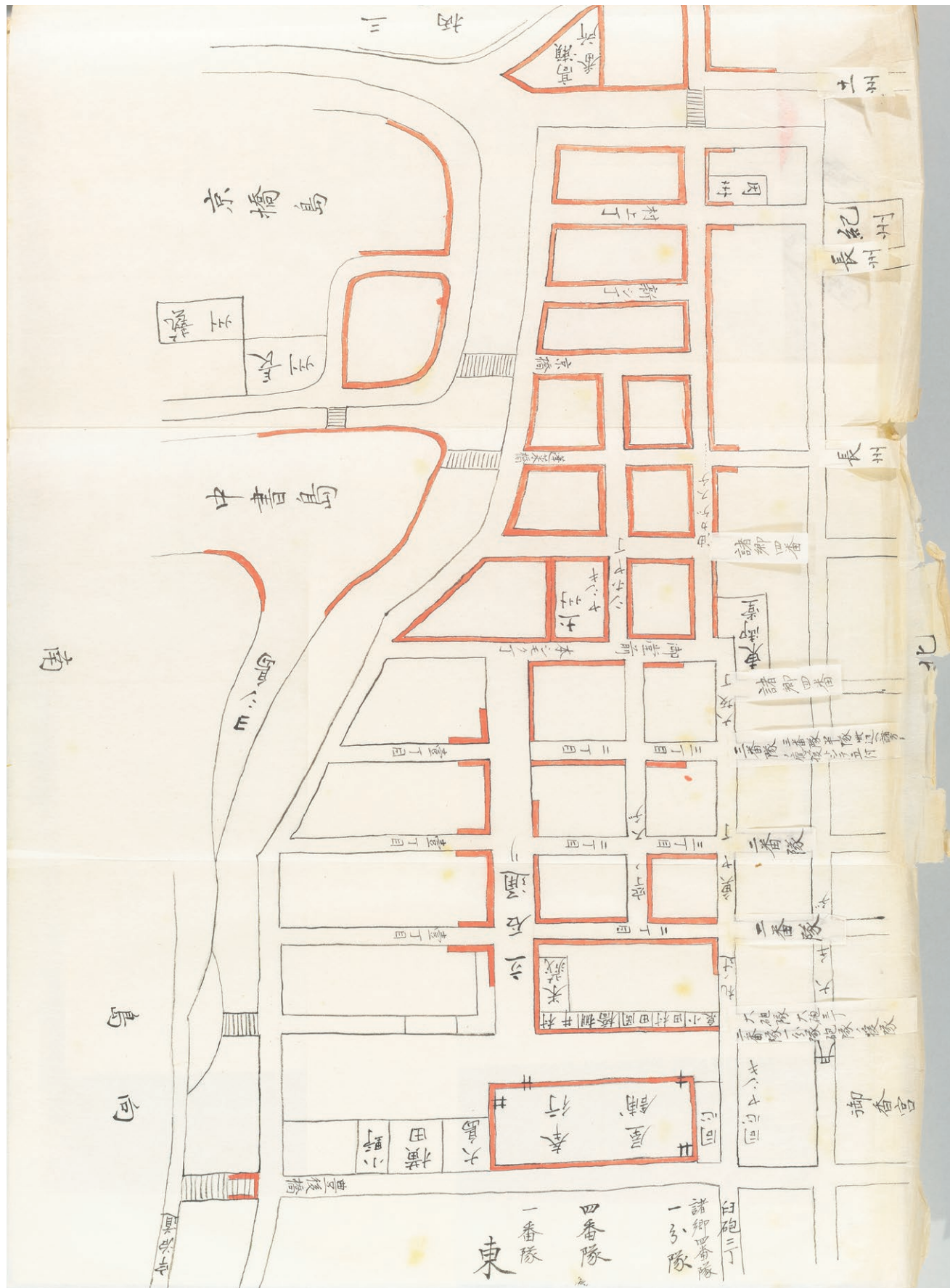
久留島伊豫守

徳川内府宇内之形勢ヲ察シ政權奉歸候ニ付、朝廷ニ於テ御裁決被遊候付而者、博ク天下之公儀ヲ取、偏黨ノ私ナキヲ以衆心ト休戚ヲ同シ、徳川祖先之制度美事良法ハ其俚差置、御変革更無之候間、列藩此聖意ヲ體シ、心附候儀者不憚忌諱極言高論シテ救繩正補正ニ力ヲ尽、上勤王之實効ヲ顯シ、下民人之心ヲ失ハス、皇國ヲシテ一地毬中ニ冠絶セシムル様淬励可致旨御沙汰之事、

別紙之通被仰出候ニ付、其領内者不洩様領主ヨリ篤与可被申渡候事、

十二月廿六日

右、制札ニ御掛ニ相成、是迄之制札都テ御取拂相成候事、



慶應三丁卯冬十二月徳川内府奏聞

臣慶喜不肖之身ヲ以從來奉蒙無論之 寵恩、恐懼感悚之至ニ不奉堪、乍不及夙夜不安寢食苦心焦慮、宇内之形勢ヲ熟察仕、政權一ニ出テ萬国并立之御国威相輝候様、廣ク天下之公儀ヲ尽シ、不朽之御基本ヲ相立度トノ微衷ヨリ祖宗継承之政權ヲ奉帰、同心協力政律御確定有之度、普ク列藩之見込モ承、將軍職御辞退モ申上候処、召之諸侯上京衆議相決候迄者是迄之通可心得旨 御沙汰ニ付、右参着之上ハ、同心戮力、天下之公議輿論ヲ採リ、大公至平之御規則相立度奉存候外他念無之、鄙衷臣慶喜ヘ顛末之御沙汰無之而已ナラス、詰合ノ列藩衆議ダニモ無之、俄ニ一兩藩戎装ヲ以テ宮闕ニ立入、未曾有之大御變革被 仰出候由ニテ、先帝ヨリ御遺托被為在候撰政殿下ヲ停職シ、旧眷之堂上方ヲ無故擯斥セラレ、遂ニ 先朝譴斥之公卿数名ヲ拔擢シ、倍臣之輩猥ニ玉座近ク徘徊致シ候、数十年之 朝典ヲ汚シ、其餘之御旨意柄兼々被 仰出候 御沙汰之趣トハ悉ク霄壤相反シ、實ニ驚愕之至ニ奉存候、仮令 聖断ヨリ被為出候御儀ニ候共奉忠諫候筈、況ヤ當今 御幼冲之君ニ被為在候折柄、右様之次第ニ立至リ候而者天下之乱階萬民ノ塗炭眼前ニ迫リ、兼々獻言仕候素願モ不相立、金甌無斲之皇統モ如何被為在候哉与奉恐痛、臣慶喜自今之深憂此事ニ御座候、殊更外国交際之儀ハ 皇国一體ニ關係仕候不容易事件ニ付、前件ノ如キ所見ヲ以御處置相成候テハ 御信義ヲ被為失、後來 皇国之大害ヲ醸シ候義ハ必然与深憂仕候間、最善真之 聖意ヨリ被仰出候 御沙汰ニ從天下之公論相決候迄ハ是迄之通取扱罷在候、鄙言之趣 御聞受被成下、兼テ申上候通公明正大速ニ天下列藩之衆議ヲ被為尽、正ヲ拳ケ奸ヲ退ケ萬世不朽之御規則相立、上 奉

寧 震襟、下萬民ヲ安候様仕度、臣慶喜千萬懇願之至奉存候、此段謹而奏聞仕候、

十二月

慶喜

此書面浪花ヨリ小監察某ヲ以

天朝ニ差出候処、二条城ニ残居タル小監察梅沢孫太郎中間ヨリ抑ヘテ不差出トノ風評也、

大坂ニテ徳川氏外藩ヘ廻候檄文

先般献言ノ次第モ有之候處、豈計ン哉、松平修理大夫家来共擁幼帝、不盡公議、叡慮ヲ矯、天下ノ乱階ヲ醸シ候件々不暇枚挙、此ニ依テ別紙兩通ノ奏聞ヲ遂ケ、大義ニ依テ君側ノ惡ヲ拂ヒ候ニ付、勤王同志ノ面々ハ速ニ馳登リ、為 皇国尽力可被致候事、

奏聞兩通左之通、

臣慶喜謹テ去月九日以来 御事件ヲ奉恐察候得ハ、一々 朝廷之御真意ニ無之、全松平修理大夫奸臣ノ隱謀ヨリ出候ハ天下之共ニ所知、殊ニ江戸・長崎・野州・相州処々乱妨劫盜ニ及候ハ同家来ノ唱導ニヨリ東西響應シ 皇国ヲ乱リ候所業別紙之通ニテ、天人共ニ所憎ニ御座候間、前文之奸臣共御引渡御座候様御沙汰被下度、萬一御採用不相成候ハ、不得止誅戮ヲ加ヘ可申候、此段奉 奏聞候、

正月

慶喜

薩藩奸黨之者共罪狀之事

一大事件衆議ヲ尽可被 仰出候処、去月九日突然非常御变革ヲ口實ニ致シ、奉侮 幼主、諸般御處置私論ヲ主張候事、

一主上御幼冲之折柄、先帝御遺托被為在候摂政殿下ヲ廢シ、止参内候事、

一私意ヲ以堂上方ヲ恣ニ黜陟セシムル事、

一九門其外御警衛ト唱へ、他藩之者ヲ煽動シ、兵枝ヲ以 宮闕ニ迫候条、不憚 朝廷大不敬之事、

一家来共浮浪之徒ヲ語合屋鋪ヘ屯集、江戸市中押込強盜致シ、酒井左衛門尉屯所炮發乱妨、其他野州・相州處々焼打、劫盜ニ及候者證拠分明ニ有之候事、

此度上京先供途中偶之行違ヨリ近畿騒然ニ及候段者不得止場合、素ヨリ奉對 天朝他心等無之段者御諒知有之通ニ候、併聊タリ共奉惱 宸襟候段深恐入候儀ニ付、浪華城者尾張前大納言松平大藏大輔江相託、慎而東退仕候、已上、

正月七日

慶喜

右、尾越ニ託シ差出シ候書面

徳川慶喜天下之形勢不得止ヲ察シ大政返上、將軍職辞退相願候ニ付、朝議之上、断然被 聞食候處、唯大政返上与申而已ニテ、於 朝廷土地人民御保不被遊候而者 御聖業難被為立候ニ付、尾越二藩ヲ以其實効御訊問被遊候節、於慶喜ハ奉畏入候得共、麾下并會桑之者共承服不仕、萬一暴舉可仕哉モ難計候ニ付、只管鎮撫ニ尽力仕居候旨尾越ヨリ及言上候間、朝廷ニ者慶喜真ニ恭順ヲ尽シ候様被 思食、既往之罪不被為問、寛大之 御處置可被 仰付之処、豈図ンヤ、大坂城江引取候者素ヨリ之詐謀ニテ、去ル三日

夜麾下之者ヲ引卒シ、剩前ニ御暇被遣候會桑等ヲ先鋒トシ、闕

下ヲ奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端ヲ開キ候上者、慶喜反狀明白、始終奉欺 朝廷候、大逆無道、最早於 朝廷御宥恕之道モ絶果、不被為得止追討被 仰付候、兵端既ニ相開候上者、速ニ賊徒御平治、

萬民塗炭之苦ヲ被為救度 叡慮ニ候間、今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候ニ付而者、是迄偷安怠惰打過、或者両端ヲ抱キ候者ハ勿論、假令賊徒ニ從譖代臣下之者タリトモ、悔悟憤發國家之為尽力

之志有之輩ハ、寛大之 思食ニ而御採用可被為在候、依戰功此行末徳川家之儀ニ付嘆願之儀モ候得者、其筋ニヨリ 御許容可有之候、然ルニ此御時節ニ至リ不辨大義、賊徒ト謀ヲ通シ、或ハ潜居

為致候者ハ、朝敵同様敵刑ニ可被處候間、心得違無之様可致候事、但征討大將軍ヲ置レ候上者、即時前件号令可相發ハ勿論候得共、

猶旗下粗暴之徒壅蔽、爰ニ至リ候事哉与彼是深重之 思食ヲ以御遲延之処、三日ヨリ今七日ニ至リ坂兵日々雖敗走、益出兵吳々不被為得止、断然本文之通被 仰出候、各藩陪從吏卒等ニ至迄方向ヲ定メ、為天下奉公可有之候事、

右、正月七日被發候事、

奥州會津

讃州高松

勢州桑名

備中松山

上総大田喜

右、慶喜同意反逆顯然候間、悉屋舖召上、殘兵追放被 仰出候事、但殘兵敵地迄可相送事、

若州小濱

濃州大垣

志州鳥羽

丹後宮津

日州延岡

右者、御不審之次第有之候ニ付被止入京候事、

正月

徳川慶喜

奥州會津

勢州桑名

讃州高松

豫州松山

備中松山

若年寄上総大田喜

若年寄并永井玄蕃頭

平山図書頭

竹中丹後守

塚原但馬守

戸川伊賀守

松平大隅守

新見相模守

設楽備中守

榎本對馬守

牧野土佐守

岡部肥前守

大久保主膳正

小栗下総守

星野豊後守

高力主計頭

小笠原河内守

大久保筑後守

戸田肥後守

室賀甲斐守

右、今度慶喜奉欺 天朝反狀明白、既ニ兵端ヲ開キ候ニ付、追討被仰出候、依之右之輩随從于賊徒及反逆顯然候間、被止官位候事、

正月九日下參與ヨリ伺ニ相成候廉書左ノ通、

一御政体之事

列藩會盟議事之体可被仰付也、

一三職分課之事

軍務 用途 外国 制度 大体四課可被仰付也、

一列侯會盟始之事

期限ヲ立、諸侯召之命嚴敷可被仰出也、

一外国應接之事

御国体變換之次第急ニ御布告可被仰出也、

一勅使御詰問之事

徳川慶喜所在江向ケ御差立ニ可相成也、

(中表紙)

「改第『十』號」(貼紙)

(角印)紫苑會印

孝明天皇所賜之宸翰

久光公臨摹本
をもて正風謹て
復寫す、

(中表紙)

具存書

極蜜具存認深

依頼候事

其方事深依頼ニ存、先頃内存極蜜相渡候事ニ候、今度應招早速上
京感悦ニ候、仍極蜜申聞候事、

一抑戊午以來時勢種々変化苦心之義候、尤承知ト存、巨細ニハ不注
(安政四年)

候、実以無益ニ無罪之輩モ蒙災難、朕意外之所置候義候、即戊午
年義各落飭之一件ニ候、實以朕心中碎肺肝之至、其後至當節にも
大小ハ候へ共兎角疑念偏執より右様之次第欲發一天之為主、身豈
不痛心哉、依之朕一身之義毎々申出候得共、一向ニ承知之人無之、
只々痛心之至ニ候、其後追日時勢モ種々様々ト相替候後過激之義
相起候、是モ元ハ忠誠乍、浪士暴論之輩ニ被惑候より前後不弁、
予存意矯候事屢盛ニ相成、忠変不忠之勤仕、関白モ失権、朕座前
ト退語ト全相違考ニ両舌ニ相似、重職不相應之件々モ有之候、随
而者両役モ只々時宜ヲ見ノ勤方、深心痛不容易候、是ト云モ朕愚

昧より所起、悲歎不過之候、依之而尹宮者從來股肱之連枝『故』
内蜜申談、會藩ヲ頼、既ニ八月十八日之一件ニ相成、深喜悦之事
ニ候、猶又内書以前関白深倚頼、何分ニモ一改革なくてハ如何故、
深柱杖ト頼試候、先八月十八日前之憂患ハ粗攘候へ共、猶爾來處
一大事ニ候へ者、其方ト手ヲ組、無腹藏嫌疑に實以安慮之次第深
所頼ニ候事、尤愚昧之朕拙筆盲妄之書狀、赤面無限候得共、為国
家朝廷之只々存分不顧恥辱打明申候間、宜聞取秘他耳頼入候也、
一攘夷之一件

右者今更無申迄茂、盟 神明 神州不汚穢、皇国之輝照永代無
疆、萬民快樂已存慮候より、從來數度申出候へ共、何分年久之治
世、武備不充實候而者無理之戰爭相成、眞實皇国之為共不被存、
當春以來之次第ニ而者無法之所置トハ存候得共、多勢ニ無勢、其
上如朕愚昧鈍言、迎茂申伏セ候無力、徒然ニ附合候者朕一身之不
行届已無他事候、此後之處者何卒眞実之策略にて皇国永代無穢安
慮之攘夷迅速有之度、右之建白所望候事、

一関東江委任、王政復古之兩説有之、是モ暴論之輩復古深申張、
種々運計略候へ共、於朕者不好、初發より不承知申居候、過日決
心申出候通、何レニ茂大樹江委任之所存ニ候、此義者先達而大樹
江も直々申渡、一橋エモ直話ニ而、今更替候義無之、何處迄モ公
武手ヲ引、和熟之治国ニ致度候、右之義深得貫度候事、
一八月十八日前之勅諭事ハ、如前文実以眞偽不分明ニ候間、不審之
義も候ハ、眞偽之處一々尋貫度候、十八日之一件実以會藩忠働深
感悦候事、

一堂上暴論過激之説ニ成候モ、全諸有志浮浪之輩語ヒ候ヨリ、追日
根本ハ扨置、私之権威増長候得者、自今堂上家并地下官人共ニモ

兵馬之權之輩立入ハ、能々其人躰撰、猥ニ入込無之様致度候事、

右之義十八日後兩役工申渡、急度承知之筈ニ候ヘ共、経年月候得者自然ト易戻候ヘハ、一了簡所置頼置候事、

一公武和熟ハ前文通りニ候、然於關東モ戊午年頃且此迄之所置ハ実ニ改、爾来ハ從朕者深頼不捨之所置、從幕府者深勤王尊奉之道相立候得者、万民幕府ヲ矢張尊之道理欣悦不過之候事、

一猶又大樹モ上京候ハ、種々倚頼申立候義モ候半歟、其砌於其方モ出格之助勢兼而頼置候事、

一八月十八日已来ハ總而朕於座前ニ之評決ニ相成、深安心候、右様ニ候得者自然中途之計策モ先無之ト存候、依躰候得者兎角次之評義成安キ歟、其辺心痛候、自然朕不居所之評義ニ候ヘ者、時々刻々ト十八日前ニ可曳戻モ難計存候、此辺ハ尹宮江モ毎々申聞居候事ニ候、何卒無急度其方存付ニ而建白有之度候事、

一十八日一件掃攘改革者、真実朕腹発之事ニ候處、不取留事乍、非真実之歎慮、尹宮・會藩又者右府已下之所作之様風説候、尤風説故無頓着之事乍、又々疑念發言より無益之怪我人候而者深心痛候故、別紙^{尤廻覽候半仍茲不注}右府以下江令廻覽候事ニ候、此旨篤ト聞込、爾来何等之虚説候共、決而無信用様、萬一疑ケ敷義者一封にて不表立、以尹宮・前関白等直々尋吳候様、左候得者、真偽明白ニ可答候、何卒右虚説取押方勘考有之度候事、

一十八日粗落着候得共、至此節而モ十分ニ不開道候歟、堂上中ニモ八月十八日之一件不信用、詰リ元三條以下ヲ惜候模様ニモ被愚察候、右様候而ハ爾来之處深被案候間、何卒其方之美策何卒説得有之度候事、

一先年来虚談布告ニ成、朕深迷惑之次第モ候、猶爾来之處如何之義

有之候共、真偽相正風説信用無之様、列藩江も為聞置度候、是又直々一封にて聞吳取押方只管頼入候事、

一正親町少将者不脱走候ヘ共、何分中山家之胤、どうも人質不宜候、當時差扣申付置候ヘ共、如毛利秀才何等之義、何時仕出モ難測候、右者深朕存慮有之候間、正親町より辞表辞官位除席ニ相成候様、右之次第ニ相成候上者、又何等之事仕出モ難計候間、実父家中山家ニ而堅固ニ簞居可然存候、右之義何卒運熟考候上、父大納言江急度説得有之度候、右存意ニ候ハ、申試頼置候也、

一関白ハ於此比辞表ニ相成候方可然存候、猶賢考之上建白有之度候事、

一去八月十八日脱走之実美以下七人者、實以暴激私情已之人躰、從來苦心候處、既ニ脱走後モ種々之姦策ヲ廻、實以害基ニ候得者急度嚴重之所置ニ致度存候、依之先帰洛致サセ候上、嚴重ニ後禍ニ不成様之手段内談依頼候、何分此姿ニ而者実ニ為方不宣ト内心々配候、何分大膽之輩故嚴重ニなくてハ如何ト深存候、復職など之沙汰も有之哉乍、決而成間敷候間、猶美策是又頼入候事、

一元同輩ニ而不脱走之輩者當時差扣、他人面會止申付有之候、右者不脱走丈輕罪乍、何等之蜜計モ難計心痛候、右之輩ハ其方智略ニ而是迄之所存令改心様説得者相成間敷哉、但十二八九迄ハ六ヶ敷哉共存候、右出来候得者重疊、左なくハ朕真実免迄ハ決而不宥免嚴重ニ簞居之様ト存候、天下之至萬民子育之事一人ニ而も刑罪ハ不好、説得ニ而改心なくハ一人にても無難之様ト存候得共、寛宥過候而者愚計暗眼ニ相成心配候、猶勘考有之度候事、^{此事ハ猶熟考之}

^{予存意候ヘハ猶可打合候事}「朱書」

一姉小路一件ニ而其藩江何カ疑掛り候由、嚴重之次第モ有之、気毒

之至ニ候、右モ為心得申聞候者、決而朕不真実、其證據者、朕疑掛候次第有之候ヨリ四五日後閑白より話之序ニ承、初而左様之事有之哉ト申居事ニ候、是ニ而何處何人之策哉可有察候事、

其方深依頼候而早々召之事申出候得共、閑白以下無承知、既ニ二日頃歟、朕深申張候得共、愚昧之朕多勢ニ難敵、既万里小路博房モ出頭、強而申張候而、朕申條矯切候事有之候、右者右府・前閑白・内府左幕下等モ同座ニ而巨細ニ存知候事、

一 列藩布告、浮浪取扱之義者、過日来談候而布告申附置候、猶不成後禍様精々勘考頼置候事、

一 堂上之處、追々申聞度義モ候半歟、其節者又々内蜜之往反依頼申置候、猶含置頼入候也、

一 大樹上京モ候ハ、依頼候義モ有之候半、右ヶ條内々申合置度候、若助勢聞吳候ハ、乍荒涼又々為見候事、猶其節者宜鋪頼置候也、一段々於其方モ勤王誠忠令感悦候、猶爾来朕乍愚昧申出處周旋深頼置候也、

一 深心配候者、是迄ニモ兎角疑念偏執より申触シ候虚談力真実ニ相成、無益之疑掛、堂上向モ予腹心ト存人ハ兎角退居ニ相成、後ニハ内儀迄江モ疑掛、無益ニ朕深心痛不外聞之義、外より仕出シ吳候義も有之歟にて誠ニ心痛候、爾来右様之義決而無之様、万一候共、其方取押方深頼入候也、

右之條々愚昧之存書鎖細之事已ニ候得共、從來存込、先認入一覽候、猶宜鋪頼置候也、猶存出候得者又々認可差出候事、返書何卒入此箱貴度候事、

秘々

會藩モ守護職之事周旋モ候ヘハ、此書状可遣哉否模様モ候半、内蜜令相談候事、

外ニ從來朕一身ニ深苦心之事モ有之候、右者猶篤ト熟考之上又々申聞候哉モ難計候、然未定ニ候、萬一申出シ依頼候節者、程克聞取周旋成功頼置度兼而申置候、事件不頭候而ハ答モ六ヶ敷哉乍、先可否尋置候也、此書状覽後返却深頼置候也、

文久三年

(花押)

(中表紙)

「改第『十一』號」

(角印)「紫苑會印」

勸修寺宮御里坊

永田越後介へノ通信 四通

一筆致啓上候、先以拝別后被為揃御安泰被成御座、恭慶不斜奉存候、随而小生海陸無難、去ル朔日致安着候間、乍憚御放念可被下候、發足之砌者乍每火急之事ニ而、仕舞方万端御高配被成下、将又御賜品共御投与深重奉敬謝候、老母等帰路出立之節者慥ニ分兼、実ニ焦思罷在候处、藝州御手洗ニ而始而委細相分、安心仕候、猶帰国之上承候得者、兵庫沖ニ而幕船より大砲二發打掛、一發士官部屋打抜候得共、怪我人も無之、夫より婦人子共者上陸相成、折柄弊藩家老同所ニ滞在致し居、其者裁判ニ而、藝藩人江相頼、早船より御手洗港迄送方相頼、先月四日夜同所出帆、處々汐繫、十二日晩御手洗江着之處、国主より万端懇切會釈、早船より小倉迄送方迄被成下筈之处、弊藩蒸氣船同所江着致し直ニ乗船、十四日同所出帆、十八日安着致候由、委敷始末承、跡更握汗之仕合、実ニ高運之到、乍慮外御安意可被下候、兼而御降意被成下候故着増申上候、

一兼而奉願候通、跡之義者万事宜敷御下知被成下候様、呉々奉拝願候、直様帰京之含ニ罷在候處、着涯より風邪引續眼病相煩、漸昨日方より快相成、寛々温泉共いたし候心組ニ御座候、何れ少々者

隙入可申与存候、

一昨廿七日朝、男子出生、母子共元氣罷在候、乍憚御降歎可被下候、是而已常ニ艱息いたし居候处、頓与望相達、過日之心配ニ引替たる胸中御諒知可被下、最早子製稽古相達申候間、井上・国分辺之諸先生江傳授仕之含ニ御座候、

一老母・荊妻・富次郎父母より茂細々は迄之御札申上候様申出候、何歟御禮ニ進上いたし度申居候、幸便無之后嶋ニ讓候、富次郎と者毎々御噂申上候、

先者右御禮且御安否為可奉伺如是ニ御座候、恐惶謹言、

(慶応四年) 二月廿八日 高崎左京

永田越後介様

侍史

再啓 玄蕃君江茂別段不能拝呈候間、御鶴聲可被下候、奉願候、西村子江茂同段奉願、又拝、

任幸便一簡致拝呈候、近々薄暑相催候處、被為揃弥以御堅勝被成御座、拝慶不斜奉存候、随而小生挙家無異儀消光仕居候間、乍憚御降慮可被下候、先便申上越候通、生国元勤場ニ相轉候付而者、意外之事彼是心配不少、荊妾處置之事茂日藩大坂詰之者江委敷相頼遣し候間、最早相達候半、何レ又々上京之含ニ者万々罷居候間、程合茂不相知事故、先一往南都江引取候方可然与深々熟考之上為申遣次第ニ而御座候故、何卒其辺御着含御説得被下様奉伏冀候、別紙差遣候間、若南都江引取後ニ相成候得者、早便より御差出被下候様奉願候、先者御安否御尋為旁如是御座候、恐惶謹言、

〔慶応四年〕
閏四月十四日

高崎左京

永田越後介様

侍史

別紙、毎々御面に奉恐入候得共、御達方よろしく奉願候、

御翰去月廿二日相達、忝致拝讀候、先以時下御双室様御安全被成御座奉拝慶候、降而生挙家無異罷在候間、乍憚御放意可被下候、弟ニも先便より申上置候通當分桜嶋之住居ニ而近々宮中之御事共奉想像候、此節便より留主宅引拂之事茂申越、就而者最早疾相仕舞、定而御高配相成候半長秋与深奉拝謝候、井上ニも箱館之方江差越候由、東西引分、世間之轉變不測成もの御座候、御殿内之事も如何与奉想像候、西村一条辺茂定而夫成ニ候半、折角此節之御変革ニ者与存居候處、不計是通之仕合致方なき次第ニ御座候、

仁印風説も採々承、乍蔭実ニ心痛仕候、何も相認候得者歎息々重候故、態と闇筆仕候、小兒一条実ニ残多、御丁寧御悔共被仰下奉謝候、宮よりも何歟其前御祝共被下候由、恐入難有、未其品相達不申候得共、御礼宜敷奉願候、

一 御里坊引拂之段者承知仕候、然處是者拝借之節邸中より相願候訳ニ御座候間、私一人より返上与申ニ而茂不都合与奉存候、是者先々形ニ而他より拝借ニ出候節薩州より拝借いたし居候筋ニ御答、薩より拝借ニ出候節者宮近ニ被為成候筈ニ候、拝借者相断候様御沙汰之旨御達相成候ハ、定而子細有之間敷、尤最初左京江者御家来之事故拝借被仰付候得共、人数入方之義者不相成、乍去左京一人与申所ニ而者邸中ニ而修覆之吟味出来兼候處より邸中より拝借

与申事ニ相成居候訳ニ候間、其辺者子細有之間敷与奉存候、可相成者 宮被為成候事ニ相成候ハ、他より弥手ざしは出来兼候義与存候、何分右之件々得与御賢考可被下候、

一 富次郎江御挨拶も申聞候處、厚く礼答申上呉候様申出候、先者貴答迄、早々頓首、

〔慶応四年〕
六月一日

高崎左京

永田越後介様

別紙乍御面に矢守江御届方宜敷奉願候、

朶雲忝致拝讀候、先以時下被為揃御安全被成御座、拝慶不斜奉存候、末ニ生方無異罷過候間、乍憚御放意可被下候、御地爾来日々月々平穩ニ属、段々珍敷事共不少、嘸哉与奉想像候、宿元之儀も毎々御懇篤被仰下候由逐一ニ申越、万々奉拝謝候、生ニも折角早目上京之含ニ御座候處、先般使番与申勤場江轉役、先国元之方ニ相勤候儀与存候、未宮附者不被免候得共、暫時上京者遠き方与存、暫時なからも八年も住馴候處、実ニなつかしく罷成候、就而此節五代才助与申者江頼、藤義も暫時南都之方江頼方いたし候筋ニ致度儀其段申遣候、実ニ當人茂当惑与存候得共無致方次第、何卒御憐察宜敷御示諭被下候様奉願候、多分格別長き事ニ而も有之間敷与存候間、呉々其辺可然御賢慮を以御教示奉願候、老母始一同より宜敷申上候様申出候、富次郎近々御噂申上候、例之多忙御機嫌而已如此ニ御座候、 恐惶謹言、

〔何迄力〕

四月廿七日

高崎左京

永田越後介様

侍史

京師石薬師寺町角勸門御里坊中

永田越後介様 高崎左京

平信

勸修寺宮御里坊

永田越後介様 高崎左京

要詞

町江出南角

「原本 写シ 筆者久保田貞次郎

推定」

(中表紙)

「改第『十一』號」

(角印)「紫苑會印」

高崎・奈良原堺町御門警衛交代始末報告

原本用紙

「高崎家用」 罫紙

筆者不明

高崎・奈良原堺町御門警衛交代始末報告

主上大和国 神武陵へ 行幸等御別紙之通被仰出、其外暴論之三條第一逞逆意、上奉迫 主上、下驚萬民、種々様々拵偽 勅、此節ニ至テハ猶更跋扈甚敷、付從浪人共殺害放火心之儘ニ取行、其上此度行幸ニ付、御家・加州・細川・久留米・土佐・長州へ御高割ニテ十萬金之獻金来ル廿七日限上納可仕旨御別紙之通被仰付、且此内ヨリ中川宮様へ西国鎮撫將軍之勅命相下リ、急々御下向被遊候様、不分晝夜傳奏衆ヨリ御催促有之、其上真木和泉・桂小五郎等モ参殿、甚不屈之申分共仕、尤モ宮様御内武田相模守へ浮田何某ト申者差遣シ、不似合ノ振舞共仕、彼ト云是ト云實ニ神人可怒之時節到来ノ機會ト見及候間、奈良原幸五郎^(繁)・高崎佐太郎^(正風)・上田郡六・井上彌八郎^(長秋)等申談シ、去ル十日比ヨリ頻リニ諸藩之模様相伺候處、會藩以之外致奮發居候事情慥ニ探得候間、去十五日同藩秋月悌二郎外三人へ高崎ヨリ申談候處、無異條承諾、殊之外相喜、早速肥後守様へ申上候處、宮様ニテ被為思召立候ハ、如何様

トモ御盡力可被成トノ事ニ付、早速佐太郎宮様へ参殿、細々切迫之事情申上、且ハ策略之次第モ獻言仕候處、則宮ニ者御決断相成、何レ一人ニテハ萬事都合モ如何敷候間、近衛忠房前関白様へモ御参内有之候様可申上トノ御沙汰ニテ、直ニ同人櫻木御殿へ罷出、右之段奉歎願候得共、トテモ此策ハ成就無覺束、殊ニ一大事之義ナリトモ御同意不被遊、近衛忠房剩左大將様へハ御書通ニテ不被遊御同意様被仰遣、頓ト無頼方事機ニ相及候、然處宮様ニハ断然被遊御英断、十六日之辰之刻御参内、尤モ 叡慮御伺之上直様薩會御召之賦ニ候間、無間断可奉應其機ニ格護ニテ、二本松御屋敷守衛方人数へモ相達、早々致軍備、今哉遲ト奉待候折カラ、案外宮様只今還御之由承知仕、取物モ不取敢佐太郎罷上リ、御都合相伺候處、武田相模守ヲ以テ被仰聞候ハ、今朝参内 叡慮相伺候處、趣意ハ至極尤ニ候得共、只今ニ至リテハ禁中一人モ其命ヲ傳候者無之候間、致方無之ト御合點不被遊候付、無是非仕合ニ候ト御沙汰被為在候由承、頓ト一同落力ヲ申候、第一右之儀世間ニ相聞ヘ候テハ實ニ一大事ノ譯ニ付大ニ心配仕、可成不目立様ソロソロト人数引取申候得共、最早色々世上之評判モ有之由、然ル處翌十七日四ツ過、會藩ノ兩人宮ヘ只今罷出候處、武田相模守ヨリ承候ハ、今日 主上ヨリ宮ヘ御書相下リ、薩會申合奮發為致候様トノ御趣ニ御座候由、右ニ付如飛走参候トノ事ニ候得共、昨日ノ儀モ有之甚不審ニテ、今一度御直ニ相伺候方可然ト申談、又々佐太郎参殿仕、押シテ御目通相願、御直奉伺候處、夫ハ間違ニ候、會津・因州ヘ申合可為舉事トノ御沙汰ニテ、宮ハ勿論薩モ一節不立障様トノ御事ニ候間、兎テモ事相成間敷ト相考、案煩居處ニ候ト御沙汰有之候付、佐太郎モ大ニ望ヲ失シ色々時勢ヲ歎候處、宮ニモ御同断ニテ、一人命ヲ

奉行仕候者無之トハ 禁中誠ニ歎敷次第ナリト御沙汰被遊候ニ付、二條様ニテハ如何御座候哉、彼御方ハ萬事宮様へ御同意ニテ、何事モ宮ノ思召次第御進退可遊思召ニテ候段ハ兼テ承知仕居候段申上候處、二條彌其通ノ存意ニテ決心出来候得ハ、随分事可行、何分申次ノ人モ無之、禁中總テ暴論家計ニテ、夫故昨日モ事不成之第一ニ付二條差ハマリ吳候ヘハ彌可相調トノ御沙汰故、直様罷下リ會ヘ差越、二條様ヘ右之段言上候様申置、左大將様ヘモ罷出其段申上候處、十六日トハ違ニ違、以之外御決心ニテ、此上者御父子共ニ御参内御盡力可被遊トノ御沙汰ニテ候ヨシ承リ、難有サ難盡筆紙ニ、彌會藩ヘ厚申談軍議致一決、十八日丑之上刻、御四方様一時ニ御参内御盡力之御賦ニ候、尤モ御参内之節、宮様・二條様ハ會藩ヨリ御供、近衛様御父子様ハ薩州ヨリ御雙方様ヘ三十人御供、右之人数ハ前刻ヨリ上下ニテ陽明家ヘ罷出居、總勢ハ御参内ニ引續張出之賦ニテ大砲小銃備付、二本松御屋敷ヘ潜リ居候處、御刻限通り御参内相成候付、則チ左大將様御供十五人、前関白様御供十五人、外總勢ハ御跡ヨリ車砲五町先陣ニ押立、小銃銘々背負候テ、近衛様裏御門ヨリ押出、公家御門脇ヘ相扣居候處、

薩州

右、是迄通警備可致事、會藩ヨリ早々可達事、

加勢葉室殿被命候事、

八月十八日卯刻

右之通被仰渡、九門初公家御門ハ猶更嚴重相固候様被仰付、其上正暴之印有之公家衆之名書相下リ、是ニテ一人ツ、改メ、正論之御方ハ参内差免シ、暴論之御方ハ松平肥後守ヘ葉室様ヨリ御達之趣ヲ以テ押留、上両傳奏初一人モ不奉入、其上薩會ヘ即刻九門猶

又嚴重相堅候様被仰付候間、堺町御門ハ長州之堅場故、積年之無念ヲ一時ニ相晴度押シテ此方ヘ申受、大砲四挺押立、長州番所ヘ前廣奈良原幸五郎差越、一通致引合、直ニ御門ヘ人数備付、左候テ堺町御門長州警衛御免相成、跡ハ稻葉ヘ被仰付候得共引取不申、彼はトイタシ居候處、聞傳聞傳暴論トモ走集、以之外多勢罷成候處、禁中又々御恐怖相生シ色々御議論相立、右長州引払之儀急々埒明兼、大ニ心痛不少、實ニ肺肝相挫候儀數々ニテ御座候、

一 即刻在京之諸大名并ニ両町奉行等御召相成、藩士モ正論之方々ハ總テ被召候處、九ツ時分ヨリ追々ト如雲霞走集候、暴論公家ハ鷹司様内ヘ相集、尤モ長州ヘ荷擔之人数モ不少寄合候處、禁中之御評議甚々紛々罷成、且上杉・阿州・因州杯ハ先後ノ身構ヲ心掛、長州ヘ少々荷擔イタシ、警衛御免之儀ハ不宜ナト、申立、既ニ三條ヘ参内被仰付、是迄之罪狀御責督ノ御吟味ニ相決スル勢モ有之、様々心配仕候得共、終ニ所司代稻葉ヘ首尾能引渡立退申候、其内幾度モ最早可及砲發勢モ有之候由、鈴木壮七ヨリ細事承候事、

一 私共ハ公家御門脇ヘ扣居、彼是會藩申談、手之及候丈ケハ盡力仕候、然ルニ夕過ヨリ終夜雨降ニテ、皆々混濡罷成候事、

薩州家来

何レモ精々盡力ノ段大儀思召候、以後尚諸藩互ニ申合、宜鎮靜ノ道盡力可有之事、

但諸藩詰切ニテハ人数疲労候間、申合交代御警衛可仕候也、右御書付、十八日夜中ニ被仰出候事、

一晚景ニハ九門内總人数五六萬人餘入込候トノ事ニ御座候、藩々ニ仍テハ甲冑ヲ對シ^(番)申候、銘々大小銃ヲ携ヘサルハ無御座候、誠ニ古今未曾有之珍事ト罷成、氣味能キ事ニ御座候、

一 三條・錦小路・萬里小路・四條・豐岡・東久世・澤主水主右人数鷹司様御屋敷ヨリ大佛ヘ没落、今十九日伏見ヘ落行、長人夥敷致供居、白刃ヲ携淀邊罷通候由承候事、

一 今暮前、藩々ヘ別段所々堅被仰付、總勢引取候様仰渡サレ候事、

一 薩州 堺町御門ヨリ丸田町、東ハ寺町、西ハ鳥丸通迄

右之通被仰付、晝夜一時廻人数三拾人計ニテ相勤候事、

諸藩モ所々受持之場所所有之、同断也、

一 十九日暮過、傳奏ヨリ御用ニテ中川宮様ヘ晝夜二十人宛相詰御警衛申上候趣被仰付候事、

別紙

為今度攘夷御祈願大和国 行幸、神武帝山陵・春日社等御拝、暫御逗留、御親征軍議被為在、其上 神宮行幸之事、

高崎先生伝記資料

〔其二〕

桜島地頭時代

(表紙)

(張紙)

「高崎先生傳記資料」

(中表紙)

「改第『十三』號

慶應戊辰閏四月

目次

窪園

(中表紙見返)

原本 美濃紙

閏四月十九日

れいの出殿す、午の半ばかり、御目付名越^(時敏)彦大夫より、明廿日御用あるにより四ツ時出殿すへしとのむね刑部^(新納久信)との御さし図也、取次御用人上村直兵衛なりと達す、

廿日

御用にいてたれは、

- 一 櫻島 牛根 恒吉 高隈 百引 地頭
- 一 地頭職分高百石

高崎左京

右之通地頭職被 仰付、地頭職分高被下置候条、御趣意致貫

徹、萬事行届候様被 仰付候、左候而、桜島江可罷在候、

閏四月 刑部

右之通於敷舞臺被命、議政所未席に御禮申上、終而於同廊下刑部殿より 中将公^(島津久光)より御直達のはつなれとも、未御病中故、拙者より達すへしとの命也、こたひ諸處地頭御繰替になり、今■は他に

あらず、畢竟是迄は治を本として乱をかめるの御處置なりしかと、京師一戦争已来 王政御一新によりて尺地も其 御趣意貫徹不致候而は 神州皇威輝耀の時あるましく、よつてこれより乱をもとにして治をかめる處置になされたく、よつて軍政を專一として農工商其処を得候様、其余の件々各見込も有之へく、尤其處の政事万端すへて地頭ニ御委任ゆへ、心のまゝに處置いたすへく、もし大事件でき候敷又はかへりて叶ハぬ事あらは願に及はず、立歸り議政所にて議すへし、御家老にて事たらぬ時に直に 御前にいて、議すへしと懇にのへられたり、かしこまつてなほ將と^(不明)もつて御請申上へしとてまかてぬ、大風雨なれば禮廻りゆかず、親類朋友つとひ来て祝宴を開、伊地知源次郎を地頭取次とす、

廿一日

けふは晴たり、先地頭中山を訪、新納・桂・宮城屋敷御禮ニ行、帰掛田畑常惺かあらたにしつらへし書齋のわたましにゆく、夜午ハかりニ歸りたれば、桜島嘯はしめ五名見えたりしよし也、明後廿三日、得能彦左衛門より御用あり、

廿二日

天色朦朧として終日降、町田・川上両大夫を叩て礼をなす、折田を訪、八ッ過帰、暮方より村山東作・新納八郎兵衛・鬼塚四郎太・大野四郎助来れり、

廿三日

けふも降、糺明奉行所に御用にいてたれハ、臺子之間ニおひて得能彦左衛門・橋口与市・安藤直左衛門席詰、得能より達之趣、此度京師大御変革、
天下 二字不明

朝廷ニ帰候上は、凡而是迄旧幕ニ制度被改候、尤刑法辺之事專一御変革有之候、付而は伍組之法被召建、兼而愚民共江丁嚙反復説諭いたし、犯科之者不出来様云々演舌之上、一冊を被出、得与御覽可被成、若御写取ニ而茂相成候ハ、御用人座より拝借御写取可被成との事故、俄ニは分兼候間 不問 可仕与云て退、御使番所江出まり、又中山を訪、

廿四日 雨

中山氏を訪、夕方伊地知源左衛門を叩て水元某と會す、

廿五日

天気晴たり、福永・松本等の人々来、夜、招により曾山氏にものす、

廿六日

また降出、春善宅に入札ありて見ニ行、森田・藤武・助次郎三名ミゆ、

廿七日

雨、野村彦五郎・川畑・谷村を訪、夜半帰宅、

廿八日 雨

終日不外出、櫻島噺酒匂倉太・与頭村山源兵衛・地頭横目上山彦兵衛始テ見舞、酒肴を贈、

廿九日 雨

牛根噺廣田後藤兵衛・与頭村山清甫・地頭横目廣田恭順始而見舞、酒肴并竹子・フ海苔・蔓を贈る、昨夕山之内賢助より御用申来、曾山を名代ニ頼出候處、別紙被渡、

金四十兩

高崎左京

右者、櫻島地頭被仰付候處、脱躰困究者ニ而、此節差越付而者至極難決之由相聞得候間、兼而致精勤御用立候ニ付、別段之御取訳を以右之通御内々被成下候事、

飛脚着致シ候由、戦死人数等段々有之候由、宇都宮ニ罷居候浪士 ■會也

五月朔日

二日

天気快晴、山田宗一郎ニ見舞、曾山氏ニ行、大興寺を訪、

三日 晴

百引噺町田彦八郎・与頭横山龍一郎・地頭横目鶴田清十郎始而見舞、鶏卵百ヲ贈、今日中山中左衛門ヲ招候處、彼方江来ルヘシトノ事故、八ツ後田畑氏を叩、岩崎越ニて新照院ニ致参詣、橋口喜信を一寸驚、七半過比中山氏ニ到、前剋鰻一器・洋酒一瓶を送り置、

四日 同

高隈・恒吉ノ役々前後ニ入来、恒吉鶏卵百、高隈紙一束ヲ携来、野村彦五郎入来、

五日 同

福ヶ廻 追 諏訪社ニ参詣、興国寺墓詣す、夕方より山田氏ニ行、

六日

朝陰雨、今日船ヨリ紡織器械見物ニ行、此方挙家、山田氏同断、伊地知夫婦於徳同伴、紡織ノ巧実ニ奇ヲ究、新納太郎左衛門案内ニ而異館ヲモ一覽、帰路英ノ軍艦ノ側ヲ廻リ、波戸邊繫船、夕方帰館、森田・藤武・谷村ノ三商近日渡海ノ事ヲ聞テ酒肴共携来レリ、嘉吉モ来ル、留守中木脇啓四郎見舞由也、

七日 快晴

朝木脇入来、青山勇藏も来、川畑敦丘宅ニ於テ當座アリ、

八日 同

昨日三島弥兵衛郡奉行江軫勤、屢使者を受候得共、川畑小集堅約ニ而難逃故、夜前同所ニ一泊、早天三島ヲ訪、四過磯永彌九郎ヲ叩、暮ニ及テ帰、新納氏伯母君来レリ、兵部帰館之由伊源より吹聴来居、直ニ行、夜半帰、

九日 同

朝村山東作ト共ニ英軍艦ヲ見物、加比丹某案内シテ船中砲器機械ヲ見シム、帰ニ臨テ明日我宅ヲ訪ンコトヲ乞フ、帰路本屋村山某許ニ五代松陰^(友厚)カ妾訪、明後日我宅ニ来ルヘシト約シテ帰ル、牛根横目隈元正山院番兵交代ノ届ニ来ル、村野喜平次来ル、鬼塚氏招ニ應シテ行、

十日 晴後雨

英佛人某二名来レリ、昨日船中ニテ来ランコトヲ乞テ許容セシ故ナリ、八過ヨリ七過迄寛話ス、ウハヘツプソン^(ママ)タン^(友厚) ソン七時ヨリ磯永ノ催ニテ船ニ棹シテ磯ニ行、夜入川畑敦丘ヲ訪テ一泊ス、

十一日 陰雨

朝兵部^(高崎五六)ト共ニ藤井宮内ヲ訪、八ツ後桜島地頭横目三名来ル、市来六左衛門ニ行テ村山氏ノ願意ヲ通ス、夕方五代松陰^(友厚)ノ妾女子過日

長崎ヨリ来シトテ見舞ニ預ル、夜四過引取、唐奥縞一反廣女ヨリ、魚一折白添木店村山老母ヨリ贈ル、伊地知源次郎酔夜来ル、

十二日 陰雨

八木七之丞・折田主税来る、八過例席江出席、

十三日 雨

冒雨外出、折田主税ヲ訪、四過野崎廣丈ヲ叩、終日吟詠、甚雨雪鳴、今夜一泊、

十四日 雨

四半時野崎ヲ辞シテ野村彦五郎ヲ訪、騎炮ノ事件ヲ辨ス、終テ中山氏ヲ訪、夕方帰ル、

十五日 雨

三島弥兵衛ニ招かれて行、夜半帰宅、

十六日 雨

折田寧行を訪、仕舞方ニ掛、

十七日 雨

終日仕舞方ニ掛、日暮伊地知源左衛門ニ招かれて行、福山・鬼塚・高崎也、

十八日 雨風

〔以下餘白〕

(中表紙)

「改第『十四』號

「(慶應戊辰五月二十日以降)」

目次

櫻洲漁人

(中表紙見返)

原紙美濃

廿日 晴 「(慶應戊辰五月)」

天氣快く打はれたり、辰の時ハかり嘸・與頭・横目・地頭横目等の人々むかひに來れり、午の下りに出たつ、取次伊地知源次郎、甥ふたりを具す、新築地より船にのる、海上穩なり、未はかり赤水につく、三役はしめ数名改服して渚にいて迎ふ、やかて五社大明神^{櫻島宗廟}にまうつ、右の人々前後に供す、鳥井に入る、やかて神樂を奏す、社人出迎、拝し終りて又船して横山にゆく、人々渚にいて迎ふる始のごとし、飯舎の門前の廣庭には諸士改服して左右に平伏す、飯屋にいたれば役々一同目見得あり、終りて盞をつかはす事なり、後服をかへて坐につき、さま／＼のもてなしあり、夜中ハかり皆引とりぬ、今日役々一同より肴一折・桃二簞をおくる、宗廟に備りたる御酒二瓶を賜る、

廿一日 雨後陰

役々一同伺にいつ、一二件を達する事あり、まつ文武の兩藝を見む事をたつし置つれと、天氣あしければと／＼のハす、

廿二日 陰晴

早天炮庫・臺場等を見る、遠見番所をそとのそくに、いとあハらなる小屋の竹床にむしろを敷て、そかうへに一晝夜坐するよし也、ミつからのことに引くらふれば堪かたき事なれば、やかて三役よひいたしてその事をはかるに、皆尤なりとて屋を繕ひ、たゞミ二疊敷つかハす事になりぬ、この睦月このかた地頭横目のこらす飯屋に詰をりたるを、ふたりつゝくり廻しにて詰へきよしを達す、午前、学校の児輩の素讀を聞、その詠、地頭は中段の中央に坐し、下段の敷居涯にいて、讀ましめ、役々は下段の左右につらなり坐して聞よしなるを、こたひよりあらためて讀者は中央にいて、よむへく、其佗はもとのことしと定む、其趣意、聖言・賢語を誦するに、いかに地頭なればとて下坐におきて聞いはれなければ、はしめ姓名書をおのか前にさしおきたれば、よく讀者に爪印つけてほめおくへきよし申おきぬ、申剋城山にのほりて臺場大砲等を觀る、こよひ役々を招きて酒をのましむ、くれかた 母君の御文達す、昨日奉りし御かへし也、菓子一箱を賜りぬ、五代松陰よりの文あり、ひらき見るに、藤子のこま／＼の文あり、いひ遣しつること／＼も心のまゝに行れて心落ぬぬ、永田越後介よりの文もあり、

廿三日 陰晴

巳の時はかり源次郎・彦次郎・富次郎かこしまにかへる、その序に母君に奉りし文の御かへしあり、武藝を觀る、巳の下りより始る、示現流・傑山流・大刀流・天真流・直心影流の五派あり、

示・大・傑の三流最さかんなり、申の半下り比終る、牛根役々五名来りて初入部の賀詞を述ふ、潮音寺の廃院を学校になすの説ありてゆきて観るに、仮屋より二町ハかり北にあたりてすこしたかき處なり、家は東南に向て御嶽を庭上にのそめる実に桜洲の絶景なるへし、指を折てかそふれば、今は二十五稔はかりにやなるらん、父君おのれをくしてふるさとの湯あみにものし玉ひて、一日こゝのあたり遊覧し給ひて、此寺に一夜ふし玉ひしありけり、なに事もおほつかなくなりぬれと、朝起いてゝ見るに、紫屏顔我いたゞきにありて、幼心にもいたくかんせしことのミをわすれさりけり、夜上山与左衛門を招て何くれの事を聞、

廿四日 快晴

午前洗出にいてゝ調練を觀る、大砲二挺・小銃隊二小隊也、進退轉化実に熟練せり、申前と「^{◎おほしき}ほほし」比終りてかへる、隊長始役者拾六名をよひていたく褒賞し、冷酒をのましむ、

廿五日 快晴

毎月二七ノ日諸役場の休日定む、学校左右舎は二ノ日ニ定て、夜は暮より左右舎にいてゝ軍書を輪読する事を窮む、

天満宮にまうつ、上山清兵衛・永田宗之丞櫛掛にて今日より廻勤す、今日児輩を集めて三楠実録を讀しむ、申ノ下より深更に及びて讀畢る、初夜過堀口金次郎訪来れり、富興行の願につき市来六左衛門江一封をつかはしてよとの事也、やかて認てわたしければかへりゆきぬ、

廿六日 快晴

雲龍寺并福昌寺の先住見舞、菓子・茶を贈る、麓在の綱練の式日を毎月四日・十日・十四日・廿日・廿四日・廿六日ニ定む、村山

徳之介上京の命ありて出府す、昨日の堀口いまふたりをつれきたりておなしねかひのことにつき伊地知壯之丞にも文つかはしてよとしきり乞ふによりて書てとらせぬ、夜上山清左衛門見え来ぬ、

廿七日 快晴

烏かしまにあそふ、弁天のやしろあるにまうつ、このしま樹木うるはしくおひしけるに、むかしより松の生たることなしといひつたふるはいとあやし、汐干ならんには貝たにも拾ふへきにと人々いひあへり、かへりて藤子に返事の文、将五代氏へのをもひとへにしたゞめものして田畑氏にあつらへつかはしぬ、そか為に翁助をかこしまにかへしぬ、藤子か文の中に、きくや朝かほやをり／＼の花さきいつるなへにおもひいつることおほかるなど書たるを、そはこなたにもさることなめりとかいて、

なつかしきたよりをきくの花におく涙のつゆはいつれふかけん起いてゝひとりみるらん吾妹子かその朝貌そおもかけにたつうゑおき給ひししの竹もわかさはさしてなとありけるに、

さゝのはのかへるまつまはなよ竹の一よも千代のこゝちこそせめ

廿八日 快晴

暁かたおきいつるに、清くすみわたりぬる空に御たけたかく聳たるに、在明の月のさをはかりはなれたる、ゑにもかゝまほしきにほとゝきす二こゑ三こゑ打鳴たる、えもいはす一ことをとねんしつれと、たゝあり明のとうちいてん外なくてやみぬ、母君よりの御文やさま／＼の品たつしぬ、牛根隈元金太郎上京のため出府す、

廿九日 晴

午はかり雨いさゝかふる、百引噺・與頭初入部の祝義に來たる、

鶏三羽を贈、鎌田六郎兵衛十五歳なるもの幼にして両親に離れ、家貧しく人に寄食し、文武のこゝろさしありながら心にまかせず、もしおのかたにめしおきてやりなほこよなき幸ならんといふものありて、いたくあはれにおほえしまゝに、乞にまかせてめし置ぬ、

晦日 晴風

恒吉笹山庄九郎上京の命を蒙りて出府す、取次の文たつしぬ、横山源次郎見え来て、学問の師をえさるにより素讀をさつてよと頻にこふ、おのれ人に教ゆる力量なきよしをのへ再三いなみしかと、かたく乞て立さらねはゆるしぬ、唐鑑をよみてんとてよむ、

六月朔日 晴

例日にて武藝を見る、小池・方崎・赤尾原なり、伊地知源左衛門あそひに來たる、

二日 快晴

城山にのほる、鴉島磯に綱引するを舟して見にゆく、申過より伊地知氏赤尾原にゆく、くれてかへる、

三日 快晴

れい日にて平馬場郷中の武藝を觀、伊地知源左衛門歸府す、国分の山伏有馬延性院見舞す、煙艸五卷・祈禱一枚をもて來たり、面會してそのゆゑよしをとへは、五年前英夷と戦争の時よりたのまれて島中の祈禱すとなり、酉の剋ばかり伊地知宗之丞より問合たつす、

櫻島之儀、從來柔惰之風俗ニ付、中山中左衛門地頭中其弊害を察し、嚴重之取扱を以士氣引起し、此比ニ到てハ操練等も外郷より致練熟、兼郷ニも諸事施行央ニ而砲器備付之趣法其

外未定之儀共有之由ニ付、中左衛門滞府中ハ何篇引合、趣意不致区々様有之度、右之趣分而可申越旨刑部殿より致承知候、尤中左衛門江者御同人より委曲御達相成、此段申越候、以上、

六月三日

伊地知壯之丞

高崎左京殿

やかて三役の者ともめしてしめし置ぬ、さてつく／＼思ひめくらすに、はしめ地頭の命を蒙りし時 御直達ありし趣とくひちかひ、いかにもこゝろえかたし、なほ千思万慮に及ひぬれハ、こはかならずさるゆへよしあるへきことあり、その事いまた判然とわかりかたきゆへ、わさと記さす、

四日 晴

きのふの事ふたゝひ思ひめくらして、きつと思ひつけたることありて、俄に船を命してかこしまにゆく、午比家にかへりたれとあつさにたへず、申過るよりいて、まつ田畑常惺にゆきておもふよしをのへて其當否を論し、さて中山を訪ふる、外にいてたるよしにてなき程なりけれハ、新納刑部とのにゆく、幸に中山も來あひければ、云々のことをこま／＼とときのへぬ、其ゆへはこゝにしろさす、嗚呼おもふにたかふはよの中のならひとはかねておもひしりぬれと、かくよこしまことの行ハれては終にまことのみちのひらけ行て 上の御こゝろの安んし給はんことあるまじう、たんとく慷慨声を吞に似たり、

五日 晴

早天伊地知壯之丞を尋るに、外へゆきて逢ねは、また新納氏ニゆきて昨日いひのこしつることをのふ、中馬治左衛門・福山清蔵・伊地知源左衛門見え來ぬ、昨日の夜中ばかり平運丸入來て、けふ

なんみやこよりいたしたる長持二竿・箆一竿・馬具・筐・鎗な
と達しぬ、そのたよりに 太守公(島津忠義)関東御出馬ありしよし申来たり
ぬ、

六日 晴

未時にやとをいて、伊地知壮之丞を訪、桜島の事件のこらす演つ
れは、はしめてさはかりの内情をきゝつとて驚きぬ、夜木脇氏来
る、

七日 晴

終日外にいてす、白尾采女より文たつす、あつらへ置つる神棚を
こたひの便におくるよしなれば、やかて人つかはしけれと何かし
なるものゝもとへあつかりをるよしにて、むなしくかへり来ぬ、
仁和寺宮御内上田頼母より信あり、茶一壺を贈る、初夜過中村・
鬼塚二子酩酊して来りて、おのれを誘ひいて、福山氏を叩く、夜
半かへりぬ、

八日 晴

けふもいてす、神棚とゝく、やかて塵打はらひ社壇にいれ奉りぬ、
あつらへ置つるよりも清らかにうつしく、心になひていとう
れし、琴子見え来て初夜過かへる、姉君も見え給へり、

九日 晴

早天雨一むら降そゝきぬ、こたひ荷物のたつしつるよしを五代
氏・藤子かもとにいひつかはす、酒匂倉太・横山源次郎、兵隊の
事伺に来れり、

十日 晴

けふもこもりをり、池田治右衛門見舞に来たる、くれて折田寧行
を叩く、太政官日誌第十五・十六・十七を見る、

十一日 晴

こたひ出軍の兵隊けふ船出す、鎌田六郎兵衛の叔母なるものと上
山与左衛門妻とさかな・くわしとも携来れり、酒ともいたしても
てなす、松本氏くわ子来れり、こよひ月夜よし、

十二日 晴

けふはれい日なれと、會頭村山時村さはる事ありとて延日のよし
なり、水元保太郎こたひ京師の糾合方詰にてのほるを伊地知源左
衛門かもとに餞すとおのれにも申おこしたれば、午の下りより
ものす、かへりたれば新納喜之助来りをれり、

十三日

午過驟雨、盆をかへすかことし、終日外にいてす、

十四日

いさゝかふる、早天喜之助かへりぬ、足立梅景見ゆ、横山藤七兵
衛・村山源兵衛来れり、兵隊一条なり、申下より伊地知壮之丞を
訪、くれ方、十五日太守公俄にかへらせ給ひしよしきこえて、お
もひかけぬ事なれハまことゝもおもひかたくて、人をいたしてき
かせけるに疑なければ、ともに打つれて出殿す、いまた細かには
わかり侍らねと、なにこともなくおたやかにて、しはしの御暇に
てかへらせ給ひしよしなり、

十五日

朝名越左源太見ゆ、けふも夕立す、隣なる篠原一二来りて内願の
ことあり、

十六日

けふもいさゝかふる、五代東之丞・山田宗一郎・高崎兵部(五六)處を訪
て、くれなんとする比より曾山氏ニゆく、姪なるうた子か立待の

俗例によりていはひの酒くむ也、磯永孫四郎死去のよし聞て使を遣す、

十七日 晴

朝木脇啓四郎・中山中左衛門・田中藤八・磯永彌九郎父ノを訪、
なら原幸五郎繁大病をわつらひくたりしよしなれば立よる、帰るさ
新納氏に立よりて例之云々の事演ぬ、けふ徳子やまひおこたりぬ
とてかへりぬ、

十八日 夕立

終日こもりをり、夜折田氏を訪ふ、

十九日

けふもいてす、くれかた樺山資雄を叩、藤子よりの文達す、後四
月出しなり、

廿日 晴

伊地知壮之丞・奈良原幸五郎病氣
見舞・田中貢を訪、三島弥兵衛を終
に尋て一泊す、

廿一日 晴

早天かへるさ福永氏によりて、巳のときハかり帰館、酒匂倉太・
有村岩右衛門・藤崎喜之進、太守公御帰国の御祝儀ニ出府す、
水元樹堂けふなんみやこにのほると聞て贐品を遣す、申ハかり訪
て門おくりす、夜樺山資雄来たり、

廿二日 晴

いつかたにもいてす、

廿三日 晴

けふも昨日におなし、

廿四日 晴

梅千代百ヶ日になりぬ、山田氏母とし・山田宗一郎・大興寺僧来
れり、

廿五日 晴

梅花百首落成、書清めて奉納す、大野・伊地知弟来れり、

廿六日 晴

夕立す、くれて伊地知源次郎に招れて行、

廿七日 陰雨

新納喜之助見え来る、神鏡のうらの神号を書て田中雲岫にあつら
へつけぬ、

廿八日 陰雨 夜大降

外にいてす、地頭横目池田利右衛門来たる、

廿九日 陰雨 午後晴

新納大夫・伊地知壮之丞・田中貢・谷村小吉昌武を訪、夜、丸田彦十
郎入来、

七月一日 晴

山田宗一郎を訪、櫻島噺来たる、

二日 晴 雨

貴島・村山を叩、

三日 朝雨

朝松岡十太夫を訪て新納喜之助願望を頼、伊地知源左衛門・中村
矢之助・鬼塚四郎太等来つとふ、

四日 晴

伊地知源左衛門とゝもに山田氏の書籍を點検す、

五日 晴

櫻島噺来たる、阿多衆中元櫻島中宿吉原騰益来たる、

六日 晴

殿の君けふは靖献靈社にまうて給ふとて、まつりたまひし人々〔はりか〕のうからやからまうつへきよしあふせありて、山田氏、母人と妻なる人ともなひゆかれぬ、よにありかたきことおほかりしとか、さて弔ひにとて 殿の君は川尻にいて給ひて練兵を御らんせ給ひぬ、おのれハふく永氏の二子はしめての御目見得ありけるいはひにもす、母君もてい子も、

七日 晴 夕立

田中・磯永・奈良原を訪、関盛長を訪、くれかたまでかたりてかへる、夜山田うち母とし見え来て昨日のことゝも何くれかたられぬ、

八日 晴 夕立

れいの魂祭ちかつきぬとて御はかの掃除にものす、上山寺のかたへは人ふたり分ちつかハしぬ、

九日 晴

伊地知壮之丞を訪、

十日 晴

招れて磯永弥九郎かもとに行、こよひやとりぬ、

十一日 晴

朝伊地知氏を訪、かへるさ藤井宮内を叩、なきほど也、けふは櫻島神事踊あるよし、地頭の邸下にておとりする事れいなるよしにて、ひる過るころ来たれり、東おもての生垣のうへにかりにさすきをつくりて見る、酒と葛水とをふるまひぬ、

十二日 晴

終日燈爐を張、夜まねかれていちゝうちに行、

十三日 晴 陰

けふも昨日におなし、くれかた、れいの御位牌を床のまにすゑ奉りて 御魂を迎へ奉りぬ、

十四日 雨

山田氏に行、くれかたより山にまうつ、梅千代の靈前にとて人々何くれとおくりぬ、

十五日 雨風

けふも昨日のことし、すこし風こゝち也、

十六日 晴

風こゝちなほおこたらす、うちふしたれと、申下り山田氏書籍のことによりて山田宗一郎を叩、詩客あつまりゐてとゝめられしかと、こゝちあしければかへりぬ、

十七日 晴

朝藤井うちの馬を借て上山寺にまゐり、紀平右衛門を訪、伊地知壮之丞か大阪に行とし聞てゆく、

十八日 晴

ことなし、

十九日 晴

けふなん伊地知氏出立、いとまこひにものす、戎衣一重を調文す、◎遣かへり来たれハ来る人多し、くれより山名半介・中山甚五兵衛・丸田仲左衛門を訪、夜入てかへる、櫻島云々一条の御書付渡ル、

廿日 晴

市来氏に行、人々の願をたのみぬ、

廿一日 晴

くれかた大野氏に行、

廿二日 晴

月次の會を催す、おのれ會頭なれば也、山口利雄・野崎廣夫・梶山資雄・村山時村出席なり、夜午なり引とりぬ、

廿三日 陰雨 (記事ナシ)

廿四日 晴

こよひ貴島幸輔か徳島行の命を蒙りしよしにて、れいの人々と招れて行、けふなん福山清藏人馬奉行にて越後出陣の命を蒙る、

廿五日 晴

福山・大野の二人を川井田平兵衛か棧に餞す、

廿六日 晴

八田翁の文達す、歌もあり、折田寧行を叩、招れて篠原氏に行、

廿七日 晴

朝三島彌兵衛來たる、夜村山時村を訪、

廿八日 晴

諏訪社祭禮によりて戸柱にものす、かへりに山田氏にゆく、

廿九日 雨

大野四郎助出陣のいはひありて行、母君も、

八月朔日 雨風

福山清藏けふなん船にのるとて招にくれはゆく、田畑平九郎もあすなりとてけふ離盃をくむよしなれはとふらひぬ、五代才助よりの文あり、中に藤子かふみ三通あり、

二日 風雨

朝大野を訪しかと、はやいてたちしあとなり、山田うちにもし、伊地知氏に行、てい子昨日よりねつのけにてふせりけれハ、くすし小倉道益にたのミて診察す、

三日 風雨 暮霽

岩元勇助・津留与右衛門・奈良原幸五郎・関東太郎等を訪、暮方兵士乗付の蒸艦拔錨、

四日 陰 (島津珍彦)

重富邸に出、公子に謁す、其方々尋訪、

五日 晴

巳の時ハかりむかひの舟來たりて午の下り乗船す、甥なる曾山巖彦をめしつれたり、学校の師にたのみつる迫田甚七をとみなへり、追手よろしけれハ忽つきぬ、晚景学校にゆく、

六日 晴

迫田を伴ひて武村に散歩す、三役を呼て滞府の故よしを示す、

七日 晴

受持郡奉行木脇啓四郎・櫛方検者高嶋新介・大野彦右衛門訪來、未下剋木脇啓四郎の旅宿を訪、伊地知源次郎來る、夜迫田甚七を招、

八日 晴

伊地知源次郎かへりぬ、

九日 晴

早天篠原二二見え來る、故里の温泉にもものしつるよし也、次郎太をかこしまにかへす、受持郡奉行來りて、噯・郡見廻を呼て廃寺の入相を開く、藤野の源四郎より芋のくろうと柿とおくる、

十日 晴 小雨

次郎太かへり來たりぬ、黒神村松山切の願書さしいてす、ゆるすへきよしを傳へぬ、

十一日 風雨

安次郎をかこしまにかへす、けふより学校の講義をハしむといへは、おのれも出席す、

十二日 雨

休日にてことなし、牛根のものとも見え来ぬ、

十三日 晴

母君御文あり、棣次郎よりもふみあり、

十四日 晴

調練を見る、公役出銭などのたゞしかたの為上原傳平・酒匂五右衛門ふたりに明日より廻勤すへきよしを傳ふ、

十五日 大雨風

村山源兵衛・池田利右衛門より今夜の供余の菓子を贈、夜入いよ／＼風雨晦暝、真ノ無月也、

十六日 朝小雨

昨日の御用船けさ帰りぬとて、母君の御文、はた伊地知源次郎よりのもたつしぬ、岩元勇助よりも講義にいつ、来ル十九日御礼被仰付段申来、俄ニ帰府、

十七日 晴

重富邸江出、田畑江行、山田宗次郎を訪、嫡子助左衛門越後長岡ニ而戦亡之由を聞而也、夜半帰ル、

十八日 晴

習禮あるよしにて奏者衆より申参出殿す、太刀馬代三貫三百文御進物蔵ニ納、目録三通 太仕様江二通、名跡相續之御禮与地頭職之御礼、中將公江地頭職之御禮一通進上也、目録御右筆橋口権九郎殿江染筆相頼、

十九日 晴

六ツ半時出殿す、四過先地頭職の御禮申上、終て直ニ名跡相續之御禮申上、首尾能相済候事、御三紋奏者江礼ニ差越、晩方より親戚を招て祝杯を傾、

廿日 晴

伊地知源左衛門監軍の命を蒙る、重富に出て岩元某か願意を促す、

廿一日 晴

伊集院左中ヲ訪て、夜山田宗一郎のもとにものす、

廿二日 細雨

伊源・三弥・和矢の三士かこたひの出軍を餞して川井田か宅にもものす、

廿三日 晴

田畑鍊之丞・和田矢之助にいとま乞に行、終りに伊地知源左衛門内にとまりて夜半過かへりぬ、

廿四日 晴

従弟新納雄吉初而の御目見ありていはひに行、

廿五日 晩雨

琉人宜野湾朝保より文ありて、細上布一反・島紬一反・官香・扇子などおくり来たる、中嶋・知識・岩元を用ありて訪、磯永吉輔(総)か紹介によりて石河確太郎を訪、こよひ磯永に一泊す、

廿六日 小雨

早天帰れハ五代松陰よりの文、藤子のもあり、寄雪懷旧の巻軸くたりぬ、やかて先考の御影像をかけて御らん(せせせ)奉りぬ、

廿七日 晴

今日渡海にきはまりつれと、船のこと申しおくれしとてとまりぬ、恒吉一山翁山御免あり、佐多休左衛門を尋て境福山ハ恒吉・牛根境論アリ一

条ヲ辨し置ぬ、藤井宮内を訪、母君は曾山氏に御出あり、貞子は折田氏・竹内氏へさけさかな携てつかはしぬ、竹内伊左衛門戦死をいたミとふらひて也けり、

廿八日 晴

迎船辰刻来れり、午後出帆、忽ち着す、れいのことし、

廿九日 晴

五社大明神の祭祀、是迄の邪習を除て正典にかへさん事を令す、午後馬して参詣、終りて洗出し、こたひ割渡し地面見分す、

卅日 晴

高隈坂元玄道奥頭見え来て施條銃求方の手たての願書もて来ぬ、八木七之丞より問合もあり、

九月朔日 晴

武藝見分、

二日 晴

学館試業あり、ことしはしめて設、十六歳より下素讀引あけてよましむ、書ハ前日與頭の前にて席書いたさせ甲乙をしるし、双方共ニ上中下等の等級を分ちて褒美を與へしむ、学ニは書籍・書惜^{（マヤ）}包風呂敷をあたへ、書には筆・紙・墨をあたふ、くれにおよひて終りぬ、夜午時ハかり黒神村失火の報あり、

三日 曇

上原傳平かへり来たる、黒神村の火、昼さるの時ハかりよりもえ出、およそ三十棟・家数六十余焼失せしよし也、やかて三役をよひいたして救助のことを議す、先酒匂倉太・有村岩右衛門をつかはして貧富且焼失の浅深を取調させしむ、其便より米三俵さしあたりて飢に迫候者にあたふへくむね申つけぬ、扱米拾五俵・粟

三拾俵、焼失の究民救助として積出さしめ、拾間五敷の小屋一井八間四敷の小屋一井たてつかはし候事ニ究、俄ニ材木手當等申付、午時ハかり船を命して、与頭上山兵左衛門・萩原佐兵衛、地頭横目横山平内・上原傳平等を具して差越す、船大きくして道はかゆかされハ、瀬戸より丸木船に乗かへて申ハかり黒神村につく、やかて焼跡を見廻るに、きしに増りてあはれる事おほし、先救米をあたへんとて焼失のとりしらへをいそくに、やうくこれかたとゝのひて、各旅宿の庭前によひいたして上中下の三等に分ちて分配す、皆涕泣してよろこふものおほし、こよひすこし心落めて安くふしぬ、奈良原幸五郎入湯に来たりをるよしなれハ、初夜とふらふ、

四日 晴

材木昨日より曉にかけてをりく廻し来たれハ、早天より小屋うちをはしむ、はしめのあらましとたかひて馬のいとおほきところにて、その置ところこうしはて、かねてよりの究民はこの三四年を経たれハとて家を造立せんことかたければ、これらはミなその家あとにとねかひいてたれば、ねかひのまにくゆるしぬ、日くれまてにおよひ、いたく究したるものたけは小屋つくり終ぬ、けふ牛根役々来たりぬ、温泉に浴す、汐濱を見分す、

五日 晴

けふは小屋をすへて落成すへしといへは、四時船をいたし帰りぬ、古里の温泉にしハし浴して未の下りにかへり付ぬ、次郎太かへりきぬ、森田善右衛門来たりぬ、迫田甚七見ゆ、篠原一次より宍肉おくり来ぬ、煮て人々にふるまひぬ、母君より花一枝賜りぬ、

六日 曇

暮方磯永吉輔來たる、五社祭禮百姓馬菟をゆるしぬ、

七日 小雨

磯永をともしひて藤のなる藤崎正右衛門を訪て古系図をみる、橘姓也、谷村正兵衛來たる、夜便船ありて磯永かへりぬ、

八日 晴

次郎太をかこしまにかへしぬ、くれかたかへりぬ、

九日 晴

今日より諸郷に廻勤せんとて巳の下りハかりに邸をいつ、早天爰元臺場・彈葉など見分のため教佐松元喜兵衛・小隊長但馬市藏始見來らんのあらましありけるに、出たゝんとする時船つきたりとて、与方に着のよしなれハしはらく立よる、きのふのくれかた賊船襲來の風説頗也しかと、たしかなることにてもなく、種子島の沖に見えたるよし聞えて、念のため臺場などあらためおくとの事也、けふは武村に用あれば上のかたへこきてぬ、天氣よく風なし、武村にしはしあかりて庄屋横山佐平太并富豪の百姓武村^(マ)等四拾余人を詞の褒美且酒代を遣しぬ、こはこたひ黒神邑の焼失をあへれみ右の者とも粟拾表をおくりける厚情、かねて風俗の敦厚教化の行とゝきたるゆゑなれば也、申計黒神邑につく、やかて大山野見分ニ行、荒地およそ三十丁余に及ふへし、そのうち北のかた六七丁百姓に与へて、余はミな横山の困窮士救助のために取揚たりしよし也、そのうちを撃劔場をこしらへん為いさゝか切くたしき願也、されとこたひおもふむねありて、のこれる地面三分の一を軍備用にのこしおきて、あとはのこらす衆中・百姓にわかちて樹木・地面ともにあたふへきよし令しぬ、

十日 晴

早天ふたゝひ昨日のところに行て、あたふへき地面とのこすへき地面とのしるしをたてぬ、かへるさ永野壯之助宅に立よる、^{こたひ焼失救助にて}出來たる小家住なり、こゝなる老婆^(ママ)なるものは天姓至孝なるものにて、親存在中孝養到らざる所なしとて、上よりも屢褒賞もありしよしな^(れ)は也、何くれとかたりつゝくるさま、いかさま誠實純粹、こたひの救助のことゝもいひいたして、あハれ親ありてなど涕泣しかたるなど、すへて天稟に發す、ことに妹なるものはおやをやしなはんため人にも嫁せざるよし、なほ外に記録すへし今ひとり主に忠勤するものあり、これも微賤の婦人なるか、何かしか家に奉公して、其主人病を得て死なんとする時、その妻ちかつていはく、ひとりの女兒をねんころにそたてあけて人に嫁し、かつおのれけつして外に再嫁の念なしと、夫よるこひて卒りぬ、さるを家まつしく身わけければ、遂に約に背きて外に嫁しぬ、こゝにおひてその下婢いへらく、かくまてちかひおき玉ひぬれば、主公は婦人止事を得ざるゆゑありて嫁し玉ひぬ、このうへはおのれ主にかはりその娘君の^(本ノイ)給はんまてハ力を尽すへしとて、朝夕のいとなみこゝろをつくすこと類なし、さるをそのもの塩屋鹿兒嶋町の産なるか、としころになりぬる故父母ともによひかへして嫁せんことを頻にすゝめおこすよしなれと更にうけかハす、主家娘君のかし給はんまてはこゝをさらしとて、今なほこゝにありといふを聞て、感歎にたへず密に歎息すらく、當今武文盛におこりて人材輩出し、慷慨議論古人に恥さるかことしといへとも、其實行を勤むることいまた三婦人の如きものを堂々たる士太夫のうへに聞す、恥かしきことにあらすや、嗚呼このくろ神村はいかなる所にか、士民わつかに八十余家なる中に忠孝純粹

の人備在す、このものを賞して其至誠をあらさすんは忠孝を勵すの道あらんやと、やかてよひいたして両婆に松木二百本をつかはし、忠婢には松木八拾本をつかはしぬ、切くたし諸雜費は邑中ものまかなふへきよしを令す、午過ハかり牛根につく、桜島初入部の式のことし、暫時飯屋につきて沐浴して當所の宗廟居世大明神にまうつ、役々を〔落字カ〕別紙の書付をわたす、〔或ハにカ〕

一 兩親江孝養拔群のもの

一 主人江忠勤拔群のもの

一 文藝學問拔群のもの

一 筆算に達したるもの無役衆中

一 諸藝道何ニよらず達タルもの

一 是迄咎目申付有之もの

一 山海原野出產の物品

右取しらへ可差出候事、

くれて馳走あり、三役献酬之禮例のことし、

十一日 陰

調練を觀る、終りて稽古所におひて武藝を見る、直心影流・水野流二流なり、さて十五六歳以下のものを呼出して書をよましむ、申過より小舟して戸柱大明神に詣つ、垂水の地也、

十二日 雨

早天恒吉に趣かんのあらましなりけれと、夜中より降出し雨やまねハとまりぬ、午過よりあかりければ、まつ境村までと出たつ、くれかたつきぬ、村のもわかものとも相撲とるを見る、

十三日 晴

早天境村をたつ、福山との牧さかひ論のありし處見分す、こゝま

て役々おくり来、少し原野を行、并松にかゝる、福山の地に入て、つねよしに入境のところは兩人出迎たり、河内山ところにしはいこひぬ領家新左衛門宅、あるし鶏汁のもてなしあり、麓のこなたの原にて調練を觀、かねて申付置つる也、さて申の時ハかり飯屋に着す、武藝を觀、役々盞を遣す、れいのことし、

十四日 晴

朝のほと馬を見る、巳の半はかりこゝの宗廟投谷八幡宮にまうつ、和銅年間の建立なるよいひつたへけるよしなり、〔島津家久〕先君 龍伯君 忠恒君およひ侍士法樂の懷紙當坐短冊あり、こゝに 君公のミをしるす、侍臣ハ名のミをしるす、

詠卯花盛

和歌

法印龍伯

松可枝耳多知真志利〔圖たる〕 卯能花農佐賀理波

千と勢婦邊喜登楚 於も布

詠卯花盛

和歌

少将忠恒

うのはなのさけるさかりも久かたの
月の光やいろをそゆらむ

左衛門尉久高 大炊助久正 紀伊守国貞 沙弥抱節

兵衛尉宗親 左衛門尉忠通 沙弥休心 大膳亮忠俊

左衛門尉友知 左兵衛尉道成 沙弥宗察 右衛門尉豊信

沙弥与進

寄神祇祝

岩清水なかれたえせぬ神慮ゆくゑを守れわか国の人 龍伯

右御短冊裏ニ慶長七年卯月廿六日八幡法樂當坐とあり、首夏風

誰かためになつかへるまで一もとのほなをしかせの吹のこらん

忠恒

右組題御當坐と見えて侍臣の「本のマ」ももミナあり、

齊宣公御詠歌二首御短尺

網代 日を経つゝ風さえぬらしよるなミの紅葉も■るせゝの網木

御名

埋火 雪のよも少し春あるこゝちしてなほかきをこす闇の埋火

御名

あしろの御たにさくのうらに、奉納文化五年閏六月六日

投谷
八幡宮とあり、

こよひ坂むけとて酒肴いたして役々見え来れり、はしめ酒さかな
いたすことは禁しおきつれと、はや手當いたしたるよしにて再三
乞にまかせてゆるし、もとも百姓にかけたるにてハなきよしいく
たひも承ぬ、百引組頭・地頭横目むかひにとて来たれり、

十五日 晴風

池田治右衛門を先番に百引につかハす、けふまた馬を見る、近
わたり逍遙して徳泉寺にあそふ、朝のほど徳泉寺住僧見舞す、茶
二袋・粟一袋・大豆一袋を束脩とす、高隈嘯吉岡権守・組頭東勘
左衛門・地頭横目坂元番太郎見舞に来れり、當所嘯笠茂伊豫頭病
中なから見舞す、郡奉行見習八木七之丞も昨日来れり、吉岡能登
頭・中村市之助に地頭横目寄を申付、

十六日 晴

巳の時ハかり出門、小田能右衛門か飼おける月毛の駒を求得ての

りゆく、さかひを少し離れて市成のうちけしきある野辺にしはし
いこひぬ、こゝまで役々ミなおくり来ぬ、市成よりあなひ二人い
だされぬ、半道ハかりゆきてまたいこふへしとて民家にまちまう
けたり、こゝより少し行けハやかて百引のさかひなり、このとこ
ろにいこひ場とて杉かきあらたにしつらひ役々まち迎へをりけり、
茶ひとつのミてたつ、かねてあらまし置つれはいつミか野といふ
ところにて調練を見る、これより麓まで一里にすこしたらすとい
ふ、役々改服にて先にたち、兵士行軍にて後に随へり、館に入よ
り献酬等の禮いつかたもおなし、松田善左衛門来居、此内よりの
願望一条也、猪四枝をおくるゆゑ母君に奉りぬ、武枝は田畑平之
丞・いちゝ源四郎へおくる、

十七日 雨

暁より降いてゝ終日やます、朝よりこゝちあしくていつかたにも
いてす、夜いちゝ源次郎より文あり、やかて返事す、

十八日 晴

夜中より晴たり、こゝちなほあしけれと強て武藝をみる、天真流
なり、指宿早左衛門に地頭横目行司兼務、江藤西寿郎地頭横目寄
栢楮掛兼務、佐々木伊右衛門地頭横目寄申付ぬ、申下りよりいよ
／＼なやましくてうちふしぬ、

十九日 晴

高隈組頭久保勇徳・地頭横目藺田弥兵衛昨日来たりしよしにて今
朝あひぬ、巳の時はかり百引の館をたつ、いつかたの郷もはしめ
に宗廟にまうてしかと、こゝちのなやましかりける故にけふまう
つ、利大明神といふ、高隈の境にいたれば三役ミな来たりあて迎
ふめり、すこし小高きところにれいの杉かき青やかにゆひまはし

ていこひところしつらひたり、茶ひとつ喫してたつ、兵隊行軍にて前駆す、麓にくたりてやかて訓練に立より練兵をミる、終りて邸にもす、俗式れいのことし、

廿日 雨陰

宗廟中津宮大明神に詣つ、武藝を觀、兎輩の讀書を聴、午計より馬にまたかりて、谷田の瀧といふをミにゆく、飯屋よりほと／＼一里におよひぬへし、瀧のところは川の幅十間ハかりもあらん、すへて巖もてたゞミなせるやうなるに幾千とせ経にけんなかれならん、こゝしき大峻幾すちとなく水にうかたれて、あるは千尋の谷となり、あるハ池をたゞへ糸すちのことく切とほせるあり、ま^{◎と}かにうかてるあり、あなあやしあなめてたといひもてその岩をとひわたりつゝのこるかたなく見めくるに、激湍飛泉、怪巖奇石、千象万態、筆にもことには^{◎も}につくしかたし、川上のかたをミやれば左右の山せまりあひて水ゆるくなかれて石などおもしろくならへたらんやうなり、あたりの^{◎筆}山など名もなき草木のうすく濃いろつきたるいとあはれなり、今はみとせはかりにやならん、前内大臣の君に従ひ奉りてよしのにまかりける宮瀧・大瀧なともものしつれと、ふるき故よしこそあなれまことのけしきは似るへくもあらしかし、心のまゝにあそひくらしてかへりぬ、うたもあんしつれと、けしき奪れてえいてす来ぬ、夜東勘左衛門見え来て、亡父君のかゝせ給ひしよしにて、日新公のいろは御詠歌一とちを見せけり、なつかしく嬉しく、そのおく文化十五年とあるをおよひをりてかそふれば、父君十八歳の御時なるへし、故ありてこゝの法恩寺といふところニ塾居し給ひしことありしよし、幼耳に^{「本々」}ほのゝさらしことありて、こたひこのところの地頭のあふせ

を蒙りし、やかてよりなにくれ尋ねとはまほしくおもひつるか、恒吉にありけるほどこの人にその事かたり出つれば、さることにておはしけりな、さるはかねて愚親何かしなるものしたしみ奉しよしをかたり出奉ることおほし、大迫何かしとやらんハおなじくむつひ奉りて、そか家には御筆を染給しものも侍りとかたるに、そはなつかしきことにもあるかな、高隈にものしたらハむかしかなりも聞、その一とちも見まほしといひ置つるによりてもてきつる也けり、さるを東某はこのほとより病にかゝりてうちふしをり、大迫なるものは鹿屋に在勤してなきほど、なほしたしみまつりし人々もありつれと、ミななき人の数に入しとかたるに、はかなくなつかしく涙そゝくめり、

水上は遠きむかしの水くきのあとにもぬるゝ我袂かななどひとりこちをるに、今一とちおなし御詠歌うつさせ給ひしを長井實次といふ人にあたへ給ひしをもて来たれり、さてこそおもひ出ぬれ、幼き比ほひ常に公の御詠歌をゝしへ給ひて暗吟せしことを、わかき御ころよりいたくこの御歌を尊み給ひし御ころさしのほとも更にあらハれ侍りて、とうとくありかたきまゝに二とちなからしはらくとてとゞめ置ぬ、夜中ハかり伊地知源次郎より百引よりつかハしつる文の返事たつしぬ、

廿一日 晴

早天高隈嶽にのほる、にしおもてにめぐりてのほればけしきよきところおほし、いつも樹木森々としけりたる、もみちむら／＼見ゆる、半腹より上はことさらに薄くこく染いてたるにもみ松なと立ましれり、たとへはふもとは青地のにしきにて、半腹よりハ上のかた赤地のにしきのことし、高根は風いとはけしきと見えて、

千代経たらんとおほゆる木ともの梢までこけむしたるのひたち、かねて木はさきもてつみならしたらんやう也、下にはみすゝすぎ間なく生ひしけりて、猪鹿のあとのミ見ゆるをかきわけて絶頭へのほる、はしめは雲霧よもにたちみちていつこともわかさりしかは、人々いたくくちをしかるに、ほとなくいつこも晴わたりて、手にとるやうにうちわたされたるを望遠鏡もてのそみつゝ、時うつるまであそひふけり、くたるは申の半なるへし、いそきに急ぎて下しかは、いまた暮さるほとに山は下り果ぬ、かへるさむかし父君の蟄居し玉ひしといふ法音寺に立よりてみるに、しのはしきことゝもおほかり、こゝにて茶のミをるほとくれわたりて、松の火をともしてかへりぬ、

廿二日 晴

長井吉之介・大迫喜之進を地頭横目寄になす、地方検者城井七左衛門見え来、巳の半剋高隈をたち、狩二鹿倉してこよひ雀の阿間といふところに泊ぬ、

廿三日 晴

明ぬより出たつ、牛根・百引・高隈三ヶ都城よりあひの大狩なり、牛根ノ内三方崩といふ名たゝる鹿倉なりしかと、風あしきとてことの外少く、猪三疋三歳猪、高隈當歳二・牛根・百引獲物あり、山中にてときわかち、狩地にて百・高の人々にわかれぬ、かへるさ二鹿倉かりしかとりえず、くれかた牛根の館にかへりぬ、

廿四日 晴

早天出たち、未ハかり櫻嶋に付ぬ、やかて船を命してかこしまにかへりぬ、伊地知源次郎けふたちよしにて、使を受けてよる行、

廿五日 晴

終日こもりをり、五代并ふち子の文たつしぬ、

廿六日 晴

馬して奈良原幸五郎・松田要蔵・野崎良八郎を訪、

廿七日 風

けふよりものすへかりしを風あれて船いてす、むなしくとゝまりぬ、

廿八日 陰

天気よけれハ巳時に船出す、母君とはしめてなれ御けしきよし時のまにつきぬ、例なりて役々より酒さかな何くれとさしいたり、おのれハ風こゝちあしくてくるゝよりうちふしぬ、けふ酒匂一郎右衛門・上山清兵衛を相談役とし、萩原筑左衛門を引出す、

廿九日 晴

宗廟五社大明神の御祭なり、巳時ハかり社司より使来たりて献幣使詣させ給へといふ、盛服して出てたらんとする時ニ一献あり、嚙相伴す、終て馬にのる、麓ノ諸士ミな供奉す、改服したり、先々兵士は後に列す、鳥井にいたれハ神樂を奏す、礼拝終りて三献あり、神官幣を捧来ておのれにわたす、しはらくありて神官うけとり寶殿に納め、のりととなへ、終りてやすみ給へといへは、休息所のさしきに入る、頭との参り、内侍舞ありて濱下りあり、随従供奉す、濱の上手に御やしろの方に向て御輿をすゑ奉る、神官まつりの式終りて兵隊調練あり、終りて百姓馬蒐あり、馬数百拾三疋あつまりて、そのにきハひいふ計なし、この調練・馬蒐はおのれふかきむねあり、ことしよりはしめし也、終りて御やしろにかへらせ給ふ、又供奉す、こたひははしめよりさしきに入りて、さまゝの御式あるを拝見し終てかへる、こたひ兵隊を先駆にす、

けふは類家の人々あまた来つとひてにきはし、夜中ハかりミなかへりぬ、のこりとまる山田氏の刀自、本田出羽守老母、子ともふたり也、すへてけふの式旧式の弊を除、時勢に應してあらたに定めものす、

十一月一日 晴

母君はしめけふも五社にまうて給ひぬ、馬して湯村にものす、くれに及ひてかへる、

二日 同

母君はしめのこらす鴉島にあそぶ、

三日 四日 雨

母君・山田氏刀自かへり給ひぬ、琴子いぬる、廿八日出産ありしゆゑ也、こよひ迫田氏見え来ル、

五日 晴

太刀流見分なり、馬して武・藤野あたりにあそぶ、

六日 陰

木佐貫清太を重與頭、永田孝兵衛を横目、池田与兵衛を浦役に申付ぬ、

七日 晴夜雨

赤尾原あたり逍遙す、次郎太をかこしまに遣す、くれ方母君かへり給ひぬ、うた子・さた子をめしつれられたり、

八日 雨

安次郎かこしまより来たる、枕山資雄より碑文添削におこされたり、

九日 晴

朝馬術をこゝろむ、八田翁より文あり、勝飛川(海世)よりおのれと翁に

あてゝおくりけるうた申おこされたり、

よの中にますらたけをハ多けれと行方しられぬ御代のさかな

十日 晴

調練を見る、五代松陰(友厚)・藤子へ文の返事す、夜迫田・加藤来ル、

十一日 晴

講義に出席す、役々をまねく、酒匂老・上山彦・有村傳・萩原筑・横山藤、

十二日 風雨

赤水・燃添辺綱引見ニゆく、風ふきあれていと寒し、

十三日 陰

起出てミレハ御嶽しろく降そめたり、

ひえのねにおもひかへても見へる哉我山のはの降れる初雪

終日さむし、

十四日 晴風

けさもふれり、

十五日 晴

天満宮遷坐の事を議す、けふの亥猪也とてれいの猪日す、會津落城の御通達達しぬ、

十六日 陰

上山与左衛門昨日かへりし由にて来たり、

十七日 晴

けふは用あれはかこしまにかへらんとす、未剋ハかり新納十郎・町田平・四本二十見え来ておのか馬を見んといふ、やかて鞍おいてのらしむ、さていへらく、けふは騎兵隊の師なる佛人ジビレル近日帰去の筈ゆゑ、鴨駈かてら門人中馬ノ餞して来れり、願くは

君もしハしといひてやまねはゆく、しるしらぬこれかれあまたつとひ居て酒酣也、時うつるまてくみ耽りて、かへらんとする時、通弁人をもて佛人いへらく、けふははからす君にたいめしてうれしき事限なし、去ながら乱雑中失敬限なし、平にゆるし給へ、けふ御帰府ならハ明朝十字ニ田浦の旅宿に御出くたされと申し、飢食進上いたし度頻ニ承り、領掌してさりぬ、酩酊かきりなし、島津織衛・菓丸伊兵衛来りて又酒呑、申のさかり母君とゝもに船出す、くれ方着ぬ、

十八日 晴

時刻より田浦佛人旅宿江行、朝飯の饗應あり、蜜柑・蕃苴・鶏ニ羽土産ニもて行しかは、かへり酒三瓶を送りぬ、曾山氏わか子森岡某江明日なん嫁すといふ、帯地を送りぬ、肴も、

十九日 雨

母君・おとく曾山氏江行て森岡氏にもす、おのれはのかれえたり、くれ方より寧行を訪、

廿日よりこのかたしるさす、

廿五日 晴

けふは曾山氏に森岡氏をまねくとて相伴にまねかる、

廿六日 晴

今朝二十三両恒吉永井林左衛門にわたす、馬の料也、巳ノ半剋船にのりて、午過ぎくら嶋につく、加藤啓甫来たれり、

廿七日 晴

江夏蘇介・仁禮平輔古里温泉に来てあるを訪て、亜免利加国躰人情等を具に聞、

廿八日 晴

廿九日 晴

次郎太親病氣申来りて一七日の暇ニ而かへりぬ、明日いなかへはたつよし也、奈良原氏より文あり、

卅日 晴

夜横山惣左衛門・上山源五来たる、

十一月一日 晴

小池崎等の武藝を見る、与四郎廿八日よりわつらひてまた快からねばいし招きぬ、

二日 晴

てい子もともなひてかへる、おのれハ磯永吉輔に用ありて武橋下を船を寄せてとふらひぬ、終日かたりくらして泊りぬ、

三日 晴

早天磯永を辞して奈良原幸五郎を訪、午の下り家に帰れば、伊地知氏鷺子大病にかゝりて、母君も看病のため御いてありしよし也、昼飯をたうへておのれも見舞ぬ、口側チャウてきたるを養生とゝかすしてかくなりぬとて、おもて腫ふくれて更にもの面かけなし、さま／＼手を尽したれと夜中計に息絶ぬ、

四日 雨

朝かへりて又行、今宵葬式なり、おのれ風こゝちあしくて早く帰りぬ、

五日 晴

終日ふせりぬ、山階親王より御文賜りぬ、次郎太帰り来りぬ、

六日 同

折田権蔵ちかきころ下れりとて来たる、後迫本立寺馬場ニ行、

七日 同

けふ忌明なれば市来六左衛門・鬼塚四郎太杯用ありて訪ぬ、

八日 同

てい子とゝもにさくら嶋にかへりぬ、母君すこし御こゝちあしければとてとゝまり給ひぬ、今宵迫田甚七見え来る、

九日 同 十日

けふ各郷の噺・与頭参會す、鶏卵一条也、こよひ加藤平八・中村武吉来りぬ、こよひ泊る、今日 君公御發鑑あり、

十日 晴

各郷参會の役々とひ来て鶏卵一条を議す、遂に議定りて櫻島玉子支配人小林為兵衛、牛根・高隈新穂直左衛門、百引・恒吉江口藤太郎に申付ぬ、

十一日 同

講席に出、

十二日 同

白濱村に遠乗す、

十三日 同 細雨

十四日 晴

沖小嶋にものす、こたひ役所をはしめ諸士邸の柴垣をすへて竹の生垣にあらためんことを令し、すこを根たしに行、

十五日 陰 細雨

福昌寺隱僧應山來たる、未の下りより西の上剋までかたらひて帰りぬ、夜上山与左衛門來ぬ、けふ櫻島地頭談合役井上助右衛門江被仰付たるよし、郡奉行より役々へのあたりあり、

十六日 陰 風

御嶽に雪ふれり、

十七日 雪 風

馬して雪見にいつ、源左衛門・平内従ふ、

十八日 風

母君かへらせ給ぬ、姉君・とく子・富次郎ともなひおハせり、

十九日 風

木脇氏に用ありて白濱にゆく、かへるさ雲龍寺に立よりて應山和尚を訪、夜江口・小林・新穂・有川来れり、

廿日 晴 廿一日 晴

磯永吉輔・村山東作・谷元兵右衛門・遠武橋二見え来てとまりぬ、

廿二日 晴

巳の半ころより人々ともなひて武村にゆく、道すから鴨繩をはへつれととりえず、高崎兵部・曾山潜内、外ニ町人力者などあまた卒ひ来ていとにきはし、くれてかへりぬ、高村をはしめ商人力者もミなかこしまにかへりて、磯・谷・遠の三士とまりぬ、

廿三日 晴

三士・姉君・おのれも用ありて、朝とくかこしまに行、

廿四日 雨

朝山之内賢介を訪、けふは雨の故にや迎の船見え来す、

廿五日 晴

朝とく迎船來たる、巳の下りかへり着ぬ、けふ潮音寺内にいつき祭たりし、天満宮を城山の裾ニ勝地を撰ひてかねてならし置つるところへうつし奉る、社司田生伊豆、おのれ献幣使たり、くれて遷座の式をはりぬ、梅樹二もとを奉りぬ、母君とおのれとかねてめてはやしつる樹也、けふ氏神をもこなたにうつし奉り、いつのとしもこの月の初申に御祭をいとなみしかと、ことしさわるこ

とありけれ、けふかくのことくものしつ、

廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 晴

竹下喜右衛門来たれり、

卅日 晴

十二月朔日 晴

伊地知源左衛門帰陣せしとて文おこしぬ、

二日 晴

明日父君の御忌日にあたれば、けふよりかへりぬ、

三日 晴

亡父君の御墓にまうてぬ、迎船午過に来つれハ、やかて打のりてかへりぬ、

四日 晴

談合役受持郡奉行添役井上助右衛門見え来、

五日 六日

てい子亡兄の一周忌の仏事ありとてかこしまに行、大興寺法印来たれり、

七日 晴 八日 晴

牛根より諸方四名入学のため村山清甫めしつれ来れり、猪二枝四名よりおくりぬ、

九日 晴

篠原一々願望かなひしよし申来りぬ、

十日 晴

和田参助より十二日招請の文来れり、

十一日 晴

かねて霧嶋の歌よみておこすへきよし関盛長かもとより文ありし

かと、ことはさいそかしくて打置つるに、ふとおもひいてゝかい

て遣しぬ、さはこたひ 中将公（鳥羽元光）のあふせよりて高千穂の由来記め

くものかいて奉る、某か図画のうへにものせん為のよし也けり、

高千ほの山のおくまてくまもなし神代にかへる御代の光に

旧詠二首をも書添たり、

はるかにきり嶋を望て、

天降せし神世をかけて見渡せはいよ／＼高し高千ほの峰^{「山」}

五月計榮尾の湯浴にものして、

桜花はるをときはに咲にけりかくれの宮のしめのうちかも

いぬる九日、わか 太守の君都にのほらせ給ひけるを、はる

かに御船拌み奉りてよめる歌を今思ひいてゝ記ス、

万代を雲のうへにやとなふらん鶴丸山のミねの松風

十二日 晴雨

伊地知源左衛門を伴ひて和田矢之助に招て行、夜八時宅にかへり付ぬ、

十三日 雨

未はかりてい子もともなひてかへりぬ、

十四日 晴

馬を乗て川辺にゆくとして、けふより磯永氏ニ行、

十五日 微雨

早天磯永氏を立て川辺にゆく、兵部・吉輔・源左衛門なり、堂尾越道あしくて申の半ハかり川辺につく、宮村なる高良長門守をあるしとす、

十六日 雨

園田彦左衛門・上村休之進等見えきて酒宴也、

十七日 雨

雨を冒してかこしまゝてかへる、こよひつかれ困して磯永氏にやとる、

十八日 晴

朝とく磯永をたちて森川孫太夫を叩て、〔砂トウ（不明）〕桜洲直積■ねかひたる内意也、栴山五郎兵衛もその事頼のため行くかと過てゆへ村山にゆく、これハた家にゐす、

十九日 晴

巳ハかり桜島にかへり付ぬ、牛根・廣田・二川来たりて歳暮の祝儀かつ寒中伺ためれいのことく田舎土産携来たりぬ、

廿日 小雨 廿一日 陰雨

大野四郎助帰陣之左右あり、昨日爰元の兵隊帰陣あり、渡忠秋の文并詠艸あり、

廿二日 晴

大野・伊地知・竹内慶介遊びに来れり、こよひとまる、

廿三日

伏勝より磯永氏妻もらひニ付帰りくるへきよし申おこして一寸かへりぬ、三子母君もかへらせ給ひぬ、早川務を訪、

廿四日 雨

けふ川畑清右衛門に招れて行、大野・高崎・磯永・村山等也、

廿五日 陰微雨

早天田中藤八・山城新右衛門・早川司を訪、山田氏の霧嶋稿を田中ニ遣す、申ハかり船出す、山田氏家内古里温泉ニものせらるゝを伴てこよひとめぬ、

廿六日 雨

風雨にて今日もとめぬ、牛根一山ノ条に誤る、役々を呼出してたゝしぬ、井上助右衛門も来たる、

廿七日 晴微

けふ山田氏家内古里に行かれぬ、己も川村兵十郎を訪へんとて行、こよひとまる、島津伊勢・有村甲蔵なども来れり、

廿八日 晴

朝湯あみして船よりかへりぬ、けふ次郎太をかこしまにかへしぬ、

廿九日 晴

ことおほし、役々学館の名を乞ふ、學思館と号ス、

(中表紙)

「改第『十五』號

日記

櫻洲漁夫」

(中表紙見返)

原本美濃紙」

明治二年 巳正月元日 晴

天氣うらゝかにてこゝちよし、

試筆

みやこにてこひしかりつるふるさとの春の始にあひにける哉

氏神先祖を拝して、れいの芋汁・餅など喰、辰の下り計宗廟五社

大明神 天満宮 稻荷社にまうつ、かへりて三役・地頭横目の賀

を受く、先例によりて祝盞を遣す^{吸物二ツ}、蜜柑一籠を役々より

おこしぬ、夜迫田子を招く、

二日 大雨

母君に文奉りぬ、先例也とて役々より俵子を贈る、

三日 陰晴

学思館師員はしめ讀初なり、始に ^(島津青彬) 照國公の仰出を讀を規則に定

む、申の下り計馬乗初あり、

四日 晴

調練初なり、元日 太守公つかせ給ひしよし、はやくつけさせ給

ひしを、取次のもとにてとゝこほりてけふ告来りぬ、母君の御文あり、

五日 晴

武藝はしめの日なれはかこしまにかへりぬ、されとこのとしころ演武館にて八日の日はしめることゝなれるよし也、これかれ用ありつれと、まつ産土神にまうてゝ興国寺御墓にまうつ、其外所々とふらひぬ、

六日 晴

木脇啓四郎を訪、上山寺御墓にまうつ、照国神社に詣つ、田畑氏を叩、町田内膳子をとふらひければ、立よりてとゝめらるによりて深更までかたらひぬ、五代氏 ^(友厚) 并 ^(高崎正風側室) 藤子の文たつしぬ、

七日 晴

^(島津珍彦) 重富公子を訪ひぬ、午ハかり迎船来たりてかへりぬ、けふより所の軍馬をあつかりぬ、

八日 雪天

九日 晴 十日 雨 十一日 晴

学館開講、おのれにねかひたきよしかねて申出居たれはうけかひ置つれと、用ありて六日にかこしまに行つる故に、けふものすへきよし促すによりて講す、論語為政篇、學而不思則罔の章なり、

十二日 晴

山田うちの人々本郷助七なとけふ古里より帰也とて立よられぬ、磯永氏より三島・有川なとつとふにより来たるへきよし文して申おこせたと、えゆかす、

十三日 晴 十四日 晴

川村与十郎兄弟古里温泉に來たり居て、牛根に狩せんことをしき ^(純義)

りに促しければ、けふよりいてたちぬ、先古里に船をよせて両士を申ハかり牛根につきぬ、

十五日 晴

明はなるより出たつ、四鹿倉狩てくれかた帰館、犬喰にて小猪一疋とりえぬ、櫓木鹿倉にておのかまふしニ大猪いてしかと雷管うつらす、再び放ちしかとあたらず、いとくちをし、こよひ中井弘藏の文達しぬ、

(この間封筒挟込みあり)

十六日 晴

けふは山神の日也とて山口のほることを忌めは、川村兄弟は水鳥を射んとて扁舟に棹さして出ぬ、おのれハ調練をはしめ見分することもありてえゆかす、暁かた井上五介の文たつしぬ、松岡十太夫よりの問合も、

十七日 朝陰 昼より雨雪

早天狩立す、二鹿倉狩るほと雪雨いたく降いて、未過るころかへりぬ、猪ひとつを取得ぬ、そをとかせて酒くみて労を慰す、天氣やたしくなりければ、船を卸してさくら嶋にかへりぬ、川村兄弟は故里におくりぬ、

十八日 晴

五社神社の御祭日にて献幣使をつとむ、花米酒など奉る、

十九日 晴

武村・黒神村武藝見分、

廿日 晴

かこしまにゆく、松岡氏にゆく、いちゝ源次郎けふ大坂手形所書役を蒙りしよしにていはひに行、

廿一日 雨

けふ携帰りし猪肉を人々にすゝめんとおもひしに、村山東作のもとにてひらきけん^(原ノマ)と頗にいはるゝによりて、かしこにてこれかれつとひてひらきぬ、

廿二日 雨

くれかたより柗山資雄・村山時村をまねく、資雄柏木藤七といふ画人をいさなひ来りて画をつくりなと興あり、庭前の桜花咲そめたるをよまむ、雨中待花・初花・糸桜の三題を設けしかと、これもよみてす、画の題のミものしつ、人のはわすれたり、

鶺鴒井杭にとまれるかた

あしのはゝそともいはす庭たゝき尾ふり淋しき秋の夕くれ

庭鳥のうしろより見たるすかたふり、

聲す也かけのたれをの長きよの明たるや嬉^(本ノマ)しかるらん

廿三日 晴

朝上村休介ニゆく、竹内健蔵一条願のため也、昼比乗船、追風にてとく帰り着ぬ、

廿四日 雨

井上九介入来、夕方江夏与兵衛と申もの見え来ル、砂糖願也、

廿五日 晴

馬にのる、天満宮に参詣す、廣田後藤兵衛参事、

廿六日 晴

野村彦五郎・伊木半七外三名見え来て牛根の狩を促す、近日同所調練かたゝ混雑のことながら、たまゝに見えつる事ゆゑふつにもことわりかねてそのよし申つかはしぬ、夕つかた五代東之丞見え来る、こよひやとりぬ、

廿七日 雨風

終日降くらず、五代こよひもふしぬ、

廿八日 晴

今日五ヶ郷調練のため、桜島の兵隊を引つれて牛根に赴ぬ、船数二十七艘、さかん成事いふ計なし、麓より上陸して行軍して境内に一宿す、三ヶ郷の兵士も二川まで迎に來たる、

廿九日 晴

朝とく境村をたち(ママ) 野にのほる、しはしいこひて調練はしまる、

桜島二小隊、牛根一小隊、恒吉・高隈・百引一小隊、進退駆引よく熟練せり、終りて野中に一席を設けて、飯陣之面々・忠死の人々の族類をあつめて勝軍の祝盞を勧む、百引鹿嶋国次の一子ことにあはれにかなし、皆十分飲をつくして、牛根一小隊・桜島一小隊ハ牛根に帰り、桜島一小隊・高隈勢ハ己引つれて窪河間に一泊、恒吉・百引は嶽野に泊す、重一組・酒老樽をいたして饗應す、

晦日 晴

今日三方カ丘の大狩也、まつ卯の下りに窪河間を出たつ、百引・恒吉ハ嶽野より、牛根・桜島一小隊ハ二川村麓より、二手にわかれて山にいる、其壯遊たとふるものなし、されと遠近發砲しけかりし故にや得もの少し、小鹿一疋牛根の某打とめぬ、引續長尾鹿倉を狩しかとこれはた得ものなし、夕方牛根麓にかへり付ぬ、やかて鹿をとかしめて、二枝を井上九介・八木某・野村彦五郎ニおくりぬ、くれて舟にのりて、四ツ前さくら嶋につく、

二月一日 陰

かこしまにかへりぬ、こよひ伊地知源次郎をまねきて馬の餞す、

二日 晴雨

折田氏にゆく、

三日 晴

大野四郎助とゝもに芳野あたりに散歩す、花處々に見えておもしろし、糸桜二もとをもとめぬ、夜篝火を焼て花をみる、

四日 晴

けふ迎の船おこせたと、牛根垂蠟申受のことありて止りぬ、てい子も來たれり、夜火焼て花を見る、

五日 風

けふかへらんのあらまし也しかと、風いたく吹出てむかひの船見えこす、夕方伊地知源左衛門に招れて、大坂なる錢屋定助來たれり、

六日 晴

てい子ともにさくら嶋にかへる、海上穩也、講義に下館、

七日 雨

井上九介訪來れり、

八日 晴

御嶽神社に詣つ、上山清兵衛・有村岩右衛門等従へり、かへるさ赤水なる五社神社の花を觀る、

九日 晴

浦の前といふ所見分す、夜入て帰る、

十日 雨

百引六名役替あり、

十一日 雨

吳茱萸植付かたを命す、高隈の與頭井山口熊次郎牛根の祝筵を謝せん為に來たれり、與頭は御免、杉山一条也、

十二日 晴

休日にて燃崎の臺場ニ行、相良莊市郎訪ひ来ぬ、

十三日

二階彌九郎・岩切彦太夫・北郷宗次郎来りて鉄砲を射、終りて館ニ来りて酒汲、夜中ハかり引取ぬ、

十四日 晴

昨日の人々とともにかこしまに帰りぬ、伊地知源左衛門ニ招かれて行けは高良長門守来り居り、

十五日 晴

磯永ニ行、途ニして柳原家執事土橋對馬守にあふ、こよひ磯永氏ニ一泊す、高良長州も来會す、

十六日 微雨

早天山内賢助・山城新右衛門・三嶋彌兵衛を訪、申下りより福永氏を訪、すきし日の不幸を聞て也けり、母君も御出也、夜中ハかり帰宅、

十七日 雨風

雨天にてむかひ船来たらす、貴嶋宰輔を餞して森永別荘にものす、中将公ありかたき 勅詔を蒙ル、御祝金壹両被下候事、

十八日 晴

御祝開きのため、福山・伊地知・後迫・曾山・前田・鬼塚氏など挙族森永別野に會す、夜中ハかりかへるさ町田内膳を叩、くれかた土橋對馬守見え来たりしよし也、

十九日 晴

高橋某を御使として 勅使柳原右少弁殿より鮮鯛を賜ふ、

廿日 雨天

申の下りはかり、村山東作を誘ひて登城して、昨日御肴賜ハリし

かしこまりを 柳原卿に申上んとて、土橋對州にあひて其よし申入れしかは、久々にたいめたまはるよしなるをかくいなきしかとゆるし給ハす、遂に 御前によひいたし給ひて御ちや・御くわし・御土産の御品とも賜りぬ、
赤銅水入
御扇子等也、

廿一日 晴

午過より土橋對州草庵に見え来ぬ、村山東作を招てくれかたへりぬ、大根六本・蜜橘二籠を 勅使に獻す、伊地知源次郎もこよひ發足とて暇乞ニ行、

廿二日 晴

勅使御出帆、七時分帰桜、牛根役々来居ぬ、

廿三日 雨

呉茱萸植付かた見分す、百引役目町田軍五郎・指宿早左衛門二名来たる、くれ方、伊地知源左衛門生産奉行になりしよし吹聴あり、

廿四日 雨

諸役場を呼出して潜禮を禁す、

藩治職制

執政 無定員

掌體認

朝政輔佐、藩主一藩紀綱政事無不總、

参政 無定員

掌参政事、一藩庶務無不與聞、

公儀人

掌奉承、

朝命代國論備議員

執政・参政ハ藩主ノ所任ト雖モ、從來沿襲之門閥ニ不拘人

材登庸務テ公擧ヲ旨トシ、其人員黜陟等時々大政官ニ達スヘシ、

執政・参政ノ外、兵刑民事及庶務ノ職制、其藩主ノ所定ト雖モ、大凡府縣簡易ノ制ニ准シ、一致ノ理ヲ明ニスヘシ、

但職制一定ノ上ハ之ヲ冊ニシテ大政官ニ達スヘシ、

一藩主ノ側ハラ従来所置用人等ノ職ヲ廢シ、別ニ家知事ヲ置、敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメス、専内家ノ事ヲ掌ラシム可シ、

一公議人ハ執政・参政中ヨリ出スヘシ、

一大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ヘシ、

行政官

天下地方府藩縣之三治ニ帰シ、三治一致ニシテ御國體可相立、然ルニ藩治之儀ハ従前各其家之立ルニ随ヒ職制区々異動有之候ニ付、今後一般同軌之御趣意ヲ以テ藩治制御大凡別紙之通り可相立旨被仰出候事、

十月 行政官

こたひ藩政一新の令発し候事、またくこの 朝命によりての事なるへし、

廿五日 晴

天満宮の御祭献幣使を勤む、午時学館子弟試業を見る、よく讀ものに褒美の品を与ふる、差あり、夜迫田甚七を招、

廿六日 晴

(島津久光)
中将老君御上京、御鑑午ハかり沖を過く、

廿七日 半天

学館の諸生を率ひて燃崎の臺場にゆく、

廿八日 大風

終日外にいてす、

廿九日 晴

村山東作・五代友諒来たる、こよひ一泊、

卅日 半天

五代氏所願ありて、そか為に両士とゝもに帰府す、夜高崎兵部を(五六)訪、

三月一日 晴

枕山すけをとゝもに村山時村を訪、當坐通題、

島帰雁

いつくまで今はしたはん雁かねは沖つしまにもとまらさりけり

音信てかへれ雁かね玉つさの使もそまつ沖つしま守

行雁のつらとひとつに成にけり霞の末の沖つしま山

二日 晴

戸柱・後迫辺ををちこちものす、

三日 晴

類中初雛多し、おのれハ戸柱ニ行、帰路伊地知氏へ行、

四日 細雨

伊地知氏に招かれて行、

五日 大雨

奈良原・いちゝ・新納氏等を訪、有川七之助を訪、風雨故一泊、

六日 晴

母君もともに桜島に帰る、序ニ礮器械所ニ行、

七日 微雨

二階堂彌九郎過し日より来たり居るよし、射場開キあり、おのれ

も射そめす、

八日 晴

二階堂氏帰府、けふも鉄砲を射る、

九日 晴

武藝を見る、大阪五代書面達す、藤子よりもつかハしぬ、大野うちへ藤子よりよたれかけおくりぬ、こよひ浪花への文したゝむ、

十日 晴

藤子・五代氏江の文のかへりことす、木綿縞一反、搔餅一箱、母公より花手のこひおくらせ給ひぬ、五代氏へ牛根海苔少しつかはしぬ、朝受持部より井上九介見え来ぬ、昼飯を出し静ニ閑談す、八ツ前砲を射る、佛人モンフラン・シビレルのふたり妓ヲ携来たりぬ、知識新左衛門（不明） 高崎喜七郎・田中見龍見え来ぬ、初夜まで飲續けかへる、

十一日 晴

受持掛井上九介ニ入来、鉄砲を射ル、母君船より遊に出給ひぬ、

十二日 晴

母君・てい子、上原傳平にまねかれてものし給ひぬ、鉄砲を射ル、

十三日 雨風

川村与十郎より文来たる、鞍宿元までもたせつかハされしよし也、

十四日 晴

昨日六郎兵衛鞍取にかへしたれと、大風にてこの暁かへり来りぬ、鞍もちかへりぬ、川村氏江禮詞申つかはしぬ、

十五日 晴

母君とゝもに神瀬にあそぶ、

十六日 晴 十七日 晴

鉄砲ヲ射ル、

十八日 雨天

牛根隈元権左衛門・長濱次郎兵衛入来、紫貝二重持参、権蔵世話ニ相成候禮として、

十九日 晴

てい子鹿兒島にかへる、昨日別紙之通被仰付候由、山口一次名代に出候由、

櫻嶋 牛根 恒吉 百引 地頭

高崎左京

右之通被仰付候条、櫻嶋江可罷在候、

三月 知政所

廿日 晴

折田傳之丞・村山源之丞嚴禁を犯、魚賣に行、下輩と争鬭におよひしよしとり／＼いひふらしけるを、与頭糺明しけれと、さま／＼いひかさりて実を告す、その方さまの人噂相談役のところにおいて非を覆のかたちなれば、自分噂所も朝四ツ時より徹夜して正すに、鶏鳴におよひてつはらにあやまりぬ、やかて教訓役をよひてそのよし達して伴ひてかへらしむ、夫より罰を議して各書附を出さしむ、

廿一日 晴

あさ五時事かたつきて帰り、鉄砲二十筒を射、

廿二日 雨風

かこしまに帰る、伊源・福清を訪、

廿三日 晴

蘭田四郎助を訪、市来兵左衛門に行て、神瀬御瀬引かへ薄荷御買

入のことをいふ、横山正太郎より文あり、中ニ、

臣等建言之筋、格別言上可仕儀茂無御坐候得共、乍恐衆議公論ヲ被為盡、大公至誠を以御採擇為成ハ、御政令益一途ニ出、近少多端ニ渉られ、差落拾収之目的相立候処ニ而御論決被為在、人心之方向相定候儀、專一御基礎之御楷梯ニ可有御坐候、一箇之新奇を主張し、各功業を専とし、其成否ヲ不問様相成候而ハ、所謂可論而不可行之譯ニ相成、随而御政令不被相行、尤其源由する所、其人を被得与否与に可有之候ニ付、御人撰厚御廟議を被為遂候上、緩急順序ヲ不為失、諸事御施行被為成候御儀、最御急務与勘考仕候、願クハ臣等を御寵遇之朝意天下列藩推及し、一視同仁之歡慮貫徹仕候様伏而奉懇願候、以上

三月

長州

御連名

廿四日 晴

午過かへりぬ、

廿五日 晴陰

五社・天満宮に詣つ、昨夜亥刻、御裏君御座後の御煩ニて俄ニ逝去あらせ給ひしよし告来ぬ、もろ／＼の慎やうのことゝ末々に申達しぬ、

廿六日 晴

母君とゝもにかへりぬ、午刻登城して、両君公御機嫌伺、傳候事ニつき聞え奉りぬ、地頭江之御達書あり、
地頭之儀、一方之重寄^{◎荷}にして軍國之事を提督シ、不容易職任候付、此節分而被仰達候趣有之、部下之事務專御委任被仰付

候、右ニ付地頭副役之儀、民事奉行副役及ヒ見習を以被仰付候筋制書ニ被載置候得共、別段御人撰を以被仰付候筋被仰達候条、地頭并地頭副役民事奉行江申渡、向々江も可申渡候、

三月 知政所

一 地頭之職は古之郡領ニ而士民を撫育し、所部を肅清し、一方之重寄ニ任し、所謂分憂之官として古今殊ニ其撰を重せり、我藩四封之内ニ外城を列置し軍政を寓し、地頭をして其治教を提督せしめ、因て骨鯁の先哲を任用し、親ク其地に莅ミ、士民を愛養し、以て國家を維持す、実ニ深遠不拔之美政^{制力}たり、爾後治平之久キ、終ニ遙任兼帶之職となり、空名を存する而已ニ成行候処、近年居地頭之古制雖被復、動もすれハ散官閑職之様成立、部下之庶務却而決を佗人に仰に至る、今般領國返上之御獻言被為有、随而藩治職制御变革之段申達し置候通ニ付而は、地方官之儀專一王土を主管する要職、仮令藩國の属下たりと雖モ府縣之事體と大小之區別有之而已、況軍國多事之時ニ當り、方寄之譯而重大之事候故、一方之事務專御委任被仰付候条、篤と御趣意を體認し、御先代之美制ニ基キ、職制御規定之件ニ実効相俾候様處分可有之、尤初段副役をも被召付置候付、毎事申談し、所管之地内は両役時々致點檢、士氣興起せしめ、軍威相輝き、勸農諸事行届候様可取計、左候而、重大之事件は直ニ政府江申稟し、商議之上親しく上裁を受け可致施行被仰付候、此節 天朝ニ於而監察使被差立、諸府各縣を御巡察之御定御布告相成候得は、朝制ニ依法し時々檢使被差廻、所部之治否を察し、地官之能不を考へ、褒貶黜陟被為有度思召候条、一行奉承知、猶又勉勵職掌を竭し候様被仰達候、此旨地頭并地頭副役江申渡し、向々江茂可申渡候、

三月廿四日 知政所

廿六日 晴

母君とゝもにかこしまにかへりて、やかて傳手江つき(島津久光忠義)兩君御機嫌うかゝひ申上ぬ、こたひ被仰出候ニより民事方ニ暫時出席す、

廿七日 晴

處々を訪、児玉毅齋に止りて雅事を談す、

廿八日 晴

稚櫻豐暉姫命を常安峰に葬る、我門前を通らせ給ひて拝み奉るも心くるし、五代友諒か喪を訪ふ、

廿九日 晴 夜雨

母君とゝもに桜島にかへりぬ、磯永氏より字典一箱を借る、

卅日 雨

四月朔日 晴 二日 晴

母茶摘にとてかへらせ給ひて、初夜過かへり給ひぬ、

三日 晴

茶製なり、夜入新納喜之助見え来、

四日 晴

巡勤せむとて已ハかり船出す、風なミ静にて、未の下りに牛根二川に着帆、二川八十多か亭にしはしいこひて境村に宿をとる、

五日 晴 晴時微雨

朝境村をたつ、昼過恒吉ニつく、直ニ三役をよひてこたひ復旧のことをたつす、

六日 雨

雨霽、觀駒慰客情、篠原正九郎の墓に詣、帰るさ同人亭に立よりて、父母妻子を顧て懇に慰愉す、夜副役蘭田四郎助・厩役廻宗助

を招く、夜半退散、

七日 晴

馬改ありておのれも見に行、柳原といふところに育したる月毛の四尺壱寸はかりなるを選擇して率帰りぬ、己天資力を好み馬を好むくせあり、されと衣食のいとなみ心にまかせず、すへなく思ひとゝまりしを、劔は都にありし程思かけなき 陽明殿下 賀陽親王の恩賜を得て本意を遂つれと、馬はなほ心にまかせさりつるを、こそこの春このところの地頭職を蒙り、こたひこそと思ひよろこひしかと、あらための後なれば、すへなく父馬にのこりみつるをえたり、されといさゝか心になかハす、ことしハと思ひまうけるに、八十余匹の中にたゝひとつ逸物のまされるも、としころのこゝろさしとほり天より賜ふならんとさへおもひひかめて嬉しきこと限なし、

春霞引いつるよりあこかれぬ人こそなけれ朧月毛に

八日 雨

母君御文達す、御かへしす、終日鬱悒、常備兵編制かため篠原(國詮)冬一郎・種子田左門・西日廻助の問合達す、

九日 晴

おとつ日購得し馬を率入、養田教學院ニ糶七斗(マ) 仁助六斗、金助(ママ) ニ五斗為褒美遣ス、

十日 朝微雨 夕又雨

百引(◎)など出たつ、こそ秋越後の国にて陣歿せし鹿島嘉一郎か家唐鎌といふところなるよしなれハ、立よりて墓にまうて、ハた宅に入て老父妻子に對めしてなくさめさとしぬ、茶一椀喫してたつ、昼過ハかり百引の館につく、

十一日 雨

母君御文たつしぬ、ミてつから釣得給ひし魚二尾をほしておくらせ給ひぬ、こは老後の御たのしみにとすゝめ奉りしか、こたひ釣のでうととゝのひてはしめてものし給ひしよし也、やかて拝味す、つりなわのいたらぬ海の底よりも深きは親のこゝろ也けり

十二日 雨且晴

堀切原に駒子をあつめて見る、

十三日 晴

おもふむねありて村々を巡覧す、坂之下、宮之元、竹下、町田彦八郎の亭に立より休息、かねてのねかひにて蕎麦をいたしぬ、未とおほしき比下平房にうつりてしはしいこひ、中平房を経て出水ヶ野にいつ、過し月建置し学館にのそみて児輩讀書・習書を觀る、日暮帰館、己も相したかふ輩もミな馬也、牛根地頭横目・高隈與頭東勘左衛門来れり、こはおのれ巡郷のよし昨日きゝしよしにて来れる也けり、方今人情浮薄、いはゆる時奉行にのミ出入する世中に、前職の人にかくまで禮をつくすは厚しといふへし、

十四日 雨

町人森田善左衛門来りて今朝かへるよしなれハ、母君に文奉る、

十五日 晴

早天出水野にいてゝ恒・百二郷の調練を觀る、昼後終るをまちて恒吉宮か原に早馬見にゆく、興あり、夜入かへりぬ、子剋はかり村々の衆中五拾余人来たりて面会を乞ふ、よひ入て其故を聞、横山龍一郎・町田四郎次・町田彦八郎に不服のよしより事起候よしなれハ、様々人の人たる道のことゝもこまかに説聞するに、よく聞分てかへりぬ、

十六日 晴

早天役々を呼て夜前の形行を申聞、町田・横山を深く戒置ぬ、巳剋ハかりたつ、かねてのあらましにてうしねと出會、狩をもよふしつゝゆく、されと不獵なり、申下り牛根二川につく、

十七日 微雨

藤崎喜之進をかへす、終日こゝちあしくてふせりぬ、朝副役見え来ぬ、

十八日 雨

けふもひねもすおきす、調練・武藝あれと、副役藺田を名代にて觀る、

十九日 陰雨

けふは病を犯してかへらんとせしかと、波風あらくて船いてす、

廿日 晴

早天船出してさくら嶋にかへる、こゝちいまた平らかならず、

廿一日

けふも終日うちふす、けふは吉野馬追のよし也、

廿二日

いさゝかおこたりて副役を訪、

廿三日

けふは名残なくおこたりて役所にいつ、

廿四日 晴後雨

川原にいてゝ調練を閱す、

廿五日 雨

天満宮にまうつ、

廿六日 大雨

厩普請、

廿七日 雨

講義にいつ、

廿八日 晴

母君を伴ひ奉りてかこしまにかへる、夜後迫に行、

廿九日 晴微雨

二階堂蓴子を訪、本田源右衛門より芥子園画譜を借、蘭竹部四冊
帙入、

五月朔日 晴

友人五六輩来りて遊歩を促す、来人ありてえゆかす、夕方むら山
時村を訪、筑前人平野某来り居て、深更ニおよひてかへりぬ、平
野次郎^(国臣)の弟也、

二日 晴 夕雨

川邊にたのみ置つる馬を昨日引につかハしつか、夕方にかへり
来て、やかて船にのせてさくら嶋にかへりぬ、

三日 雨

ことなし、

四日 曇

調練後砲術を試む、

五日 晴

てい子をかこしまにかへす、後迫いはひにおのれかへり来よとの
ことたひく申おこしたれと、あやにくけふは武藝見分の日なれ
は、おのかかはりにつかはしぬ、未の下りより武むらに遠馬して、
上原傳平の宅に暫時いこひぬ、

六日 晴

近わたり散歩す、雲龍寺の隠僧を訪、てい子かへる、大坂より藤
子の文・結城筑前の文なと達す、柳原前大納言の君^(忠一)り弁殿御婚
儀めてたくとのはせ給ひし御札にとて、酒肴・晒布代金を以賜
りぬ、^(◎在)東京のほと尽力せし故をもてなるへし、

七日 雨

馬をこゝろむ、

八日 晴

武藝を觀、調練衆溜に溜地を堀ルを觀に行、

九日 風 十日 晴

池堀を觀にゆく、八ツ後磯永吉輔・高崎兵部・川畑清右衛門・福
永吉之介・新納雄吉・藤井宮見^(内脱力)え来る、こよひとまりぬ、

十一日 晴

客人に誘れて神瀬にあそふ、藤井宮内・村山東作もミえ来ぬ、初
夜過客人かへりぬ、

十二日 晴

水道を見、役所にいつ、すこし風こゝちにてかへりてうちふす、

十三日 晴

けふもかしらあからす、加藤平八・迫田甚七等見舞、知識源之丞
も同断、

十四日 晴

病すこしおこたりさまになりぬ、されといてす、馬指の太郎来ル、

十五日 晴

太郎に馬をさらせて見る、

十六日 晴

けふも馬指を觀、

十七日 晴

けふもおなし、

十八日 雲天

中郷・平郷砲術あり、己も加はりて射ル、
五社神社御祭にて参詣す、馬指を見る、

十九日 曇

母君かへらせ給ひぬ、馬指疔癰にてうちふす、

廿日 雨

昨日よひ雨ふる、此ころ蕃苴をうゝる中にて、人々いたくうれへ
なきて、百姓とも雨乞せさせむとてあまねくふれ置つるに、か
くふりいてゝ上なかしもよろこぶ事限なし、雨にて馬指なし、

廿一日 雨

雨歇間馬指を見ル、

廿二日 雨

けふも霽間に馬を指す、迫田氏の病を訪、公用にて出府す、

廿三日 晴

午時船出して桜島にかへる、二階堂蒨・坂元新介を伴へり、馬指
を観る、

廿五日 雨

二階堂氏等かへる、天満宮に詣つ、

廿六日 雨

霽間馬をさゝしむ、

廿七日 雨

山田氏のことによりて帰府、事終りて暮比かへりぬ、

廿八日 大雨

終日ふりくらしぬ、

廿九日 雨

六月朔日 雲天

未の下り月毛に跨りて野尻むらのこなたまで乗試む、上山彦兵衛
始五名、邸あたへたる禮にとて魚五尾を贈る、

二日 晴

小池・方崎の撃劔を観る、役々射砲ありしかと、いさゝかこゝち
なやましくて、己はえいてす、

三日 微雨

大砲局より五六輩相見得、城山上下の砲を射さしむ、終りて飯屋
につとひてこれかれ議論し、酒飯ともいたして慰勞す、申の下り
帰帆、木脇・田原・松元・村田・蓑田等也、

四日 曇

七時分より有村岩右衛門を伴ひて武村まで乗廻しす、

五日 半天

中郷・西道の撃劔を見る、例のなやましくてうちふしぬ、大野義
方より文たつしぬ、邸直し相済よし申来りぬ、

六日 晴 雨

貞子かこしまにかへる、

七日より廿六日まで日記をしるさす、このうちかこしまに

ゆく、嶋を廻りて士民にさとす事あり、湯持木村娘姉妹、
白濱村娘姉妹、同村娘一人孝行者ありて、粟を与ふる事、
差あり、

廿七日 晴

小池・方崎・赤生原衆中百姓を呼てれいの達す、

廿八日 微雨

遠乗して武村にあそふ、武善大夫をあるしとす、従ふ者ハ横山惣左衛門・有村岩右衛門也、

廿九日 晴 微雨

西道村鉄砲村射場築造の願ありて見分にもものす、随従横山源左衛門・上山彦兵衛・萩原佐兵衛・有村岩右衛門ノ四名也、

卅日 晴

迫田甚七氏を誘ひて馬上野尻にゆく、薄荷製作所にいこひて茶をのむ、

七月朔日 半天

大砲局・陸軍局の人々二十三名臺場見分のため見得来ぬ、見分了て、官宅に招きて酒肴をすゝめて労を慰す、夜二階堂弥九郎氏訪問あり、

二日 晴

大野義方より文通あり、その趣、君公此節御官位御昇進且十万石御加封、西郷始我か輩にいたるまで夫々米金忝賜りしかとも、君公始辞して受給す、ゆゑにその外のも皆辞し給ふよし傳事上村休(介カ)中よりたつせしよし也、其趣意ハ、臣下の君に忠を尽すは當然の事ニ而、朝廷費用御多端の折から、拝受ニ忍ひずして返上すとの事也、清廉の所置いとうれし、朝より銃を試む、始めて十六といふ失を射たり、申過はかり岩切彦太夫見え来ぬ、こよひ我館に招きぬ、酒匂一郎右衛門をも相伴せしむ、

三日 晴

けふも砲術を試、二十四筒に「本ノマ」廻れなし、一寸小角の星ニ當る、

四日 雨

早天館を出て廻島す、随行酒匂一郎右衛門・上山与左衛門・横山源左衛門・上山彦兵衛・藤崎清一の五名也、先武村にいたりて武術・讀書・習字等を觀、又士民の窮乏者を取しらべて救助の粟を与ふる、差あり、野を経て西道村にとまる、毎郷始のことし、

五日 晴

早天文武館にて武藝・讀書・習字を閱す、松浦・二俣の二村を過て白濱村にいたる、松浦・二俣二村の壮者こゝにつとへて文武の藝あり、こよひ黒神までと志しつれと、日くれ道遠けれハ新島までゆく、あみを引せて旅情を慰す、八田翁の書あり、

六日 晴

田中藤八氏よりの文あり、朝夙く船出してくろ神邑につく、衆中とも云付を背きし事ありて文武を觀す、農民の貧きものに粟を与へて立、瀬戸に一泊す、

七日 雨

早朝瀬戸をたちて脇村、有村を経て故里村に到ル處、救助を受けるほとんどの貧民なくといと嬉し、瀬・脇・有の三村と野尻・持木二村をこゝに呼寄せて文武をミ、終りて帰路に上る、館につきしハ初夜計也、

八日

巡察内山四郎右衛門氏来りて調練等を望む、四過より赤水村に入て文武を觀、窮民を救助す、終りて小池村、赤生原村にいたり前のことし、小池村に孝女あり、名を亀といふ、粟三俵を与へて旌表す、

九日 晴

六月・七月の二月は兵士の休月と定め置つれと、内山氏望により

て訓練を催さしむ、終りて学思館に入りて生徒の讀書を聞く、八時より銃撃を試みる、

十日 晴

下馬場・中馬場・平馬場、文武を各館に入て観る、貧士^(窮)究民を役所に集めて救助をおこなふ、

十一日 晴

母君に従ひてくろ神村の温泉にゆく、小婢一人・六郎兵衛・仙介をめしつれたり、申剋ハかり着船す、農民某の家にやとる、

十二日 同

發熱してこゝちなやましくてうちふす、

十三日 同

けふも昨日のことし、鍼科醫東条賀鳳・永井定恕兩人を招て療せしむ、大ニこゝちよし、母君釣にいてませり、今夜月よし、

十四日 同

病やゝおこたりて床を拂ひぬ、こよひまた月清光、

十五日 雨 晴

湯壺を浚へしむ、

十六日 雨

寫 料紙引合、上包同、

寫津宰相

鹿児島藩知事被仰付候事、

明治己巳六月

太政官 朱印

寫 料紙大奉書切紙

島津宰相

今般版籍奉還之儀ニ付深ク時勢被力察、廣ク公議被為採、政令

歸一之思召ヲ以言上之通被 聞食候事、

六月 行政官

十七日 雨

瀬戸村新射的場ニおひて桜島・牛根・恒吉・市来四ヶ郷競争の砲術をなす、櫻島大勝利を得たり、こよひこゝにやとる、

十八日 雨

けふも昨日のことく朝より射的をはしむ、雨いミしく降出たれハ七時分つと退散す、桜島又勝利、

十九日より廿九日までとめす、そのうち

三島弥兵衛・高崎五六・喜入嘉次郎・樺山仲左衛門・西郷庄八郎の五氏来桜、屢往来す、一日は新島にものし、一日は牛根にあそふ、赤水村百姓仁助はしめ四人、大砲破裂のため死傷ありて大ニ心配せり、其為にかこしまに赴きて夫々談する事ありたり、此あひたの天気雨勝なりき、

八月一日 晴

けふ迎の船来たりてかへりぬ、

二日 晴

用ありてかこしまにかへりぬ、

七日 晴

磯永吉輔浪花にものするを贖せんとて、野尻村なる有川七之介別荘に會す、藤井宮内・有川七之介・三島弥兵衛等也、

八日 同

(頭注)「本立寺馬場山田氏」テ出生

五六家内つれ温泉かへりかてら来り居る央に、昨夜ハかり男子生れしよし曾山潜内よりの消息ありて、俄にふねを命してかへる、こたひいとたやすき産にて、ことにあれ出しをのこまことにすこ

やかて、母君はしめ奉りうからやからのよろこひたとふるにもの
なし、七日ほど何かたにもいてす、

十二日 晴

いはゆる桑弧蓬矢四方天地を射ルの古禮にない、伊地知彦次郎
をしていさしむ、呼名を元彦と号けぬ、祝酒をくむ、

十四日 晴

七夜にあたりて祝酒を汲、

廿日

さくら嶋にかへる、西道村居住菌田傳兵衛、嫂に密通して兄をこ
ろしたるよし聞えて役々出張す、

廿一日 晴

ミつからものして糺明す、こまかに糺得てかへりぬ、

垂水 華岡 新城 市成

地頭

高崎左京

右之通被 仰付候、左候而、當分之地頭所是迄之通被仰付候条、
垂水江可罷在候、

八月 知政所

昨日被仰付しよしにて、大野義方よりの文あり、

廿二日 晴

歸府、

廿三日 雨

桂家にて、新郷管轄を辞す、用られず、

廿四日 晴

けふも出殿して再三固辞す、されとさま／＼の説ありて終にたゝ

す、奉承す、建言書は桂氏受取て来ぬ、

廿五日 晴

廿六日 晴

伊地知季達・大野義方等をせんして川井田亭に會す、深更におよ
ひてかへる、

廿七日 晴

郷事変革等の事によりて陸軍局に會す、

暮方母君とゝもに櫻島にかへる、

廿八日 晴

天満宮に詣つ、

廿九日 雨

大隊長相良治部・教頭村田平右衛門・筆者西田次右衛門廻勤今日
着、今晚入来也、副役も、

九月一日 晴

今日於役所無役・有役士族役場入札アリ、此度所役変革ニ依て也、
今夜茂皆入来也、

二日 晴

今日廻勤之人々垂水江渡海、おのれも上方江廻務、郷々文武を觀
て、今宵白濱ニ泊、

三日 晴

早天出船、黒神ノ文武を見て、午過牛根ニ着、

四日 晴

二川にもものして武藝見分、帰り邊田村字館地所等を見分す、百
引・恒吉ノ噺・与頭来宿、達スルコトアリ、

五日 同

麓武藝を視分ヲ取ル、八ツ過船をいたして申下剋櫻島にかへり付ぬ、迫田・酒匂等来、過し日ねかひ置し改名相濟候事、

口上覚

願名

豊麻呂

右者、私事先年 常陸宮江被召附置候節、左京与拝領名被下置候得共、御一新之今日ニ到り、官名相唱候義不相當之様奉存候間、何卒願之通改名被仰付度奉存候、此旨被仰上可被下候儀奉願候、以上、

九月 高崎左京

御張紙ニ而可為願之通事、取次得能良介

藤子の文たつしぬ、

六日 晴

調練を河原原ニ觀ル、未後帰府、

七日 同

民事方江出、

八日 同

今日桜丸裝飾出来す、

九日 快晴

元彦初而宮参す、諏訪・若宮二杜江詣、伊地知氏に立よりて午後帰宅、賀客上下百人余あり、

うふすなの神のめくミのつゆなからかさすもうれし白菊のはな

十日 大風

暮過より折田寧行を訪、

十一日 朝風後晴 十二日 晴

新納^(マ) 高崎喜七郎を訪、山田氏母儀新納家伯母君など見え来て一献すゝむ、

十三日 晴

午時拳家乗船、桜島にかへる、こよひ役々を招きて、元彦はしめて渡海の祝酒を勧む、

十四日 晴

垂水にはしめて入部す、あすハ郷よりの調練を垂水にてもよふし置つれば、桜島の兵二小隊を引つれてゆく、中侯といふ所ニあかりて行軍して垂水の麓につく、こよひれの献酬の禮あり、

十五日 晴

辰ノ剋揃にて塩濱に出張す、はしめて大砲隊うちはしめ、小銃隊次々にくりいたす、ところせまくして禮式散兵四組に分ちぬ、一番牛根・恒吉・百引二小隊、二番桜島二小隊、三番垂水二小隊、四番華岡・新城・市成四十人、小隊ニして三小隊也、未の時ハかり終りぬ、

十六日 晴

武藝見分す、天流師家伊地知左源次なり、小刀・大刀・長刀・鎗ノ形あり、人員百十五人、巳ノ剋にはしまり申の下りニ終ル、永田壯之丞見え来て高帳證印を乞ふ、

十七日 晴

諸士学問を觀、素讀ノ輩凡四拾四人、四書二十八人、五經以上のもの十六人、申剋より砲を試、人員十四人、

十八日 曇

朝馬術を觀、申後下之宮後射場にして砲を試む、

十九日 晴

民くさのうへやいかにと白露のおかぬまもなき我こゝろ哉

上之宮の祭禮にて直参す、巳の剋出門、濱殿に詣、還幸ありて社に詣て、幣をさゝけ、神酒を賜て退下、祭とこほりなりし祝にとて酒さかな・てうしいてゝ汲かはす、

廿日 晴

下之宮祭祀、献幣使を勤む、其式上之宮のことし、終りて馬乗あり、祝酒昨夜のことし、

廿一日 曇

早天垂水を立て新城に轉す、郷境まで兵隊むかひに出たり、訓練をミテ館につく、れいの献酬の禮あり、

廿二日 晴

武術を觀、学問を聴、昨日檢者緒方仙太郎見ゆ、

廿三日 晴

新城を立て船より古江につく、兵隊こゝまで迎に出たる、陸地半道程行は花岡麓也、先宗庵に詣て館につく、例の献酬あり、武藝を觀、旧領主の墓所を見分す、

廿四日 晴

素讀を聞、日高ければ新城までかへりぬ、

廿五日 晴

早天新城を立て垂水に立より、公用果て船にのり、暮方かへり付ぬ、恒吉旧嘸遠^(矢)天金兵衛見え来ぬ、

廿六日 晴

あすの試業の事これかれ下知する事多し、酒匂一郎右衛門民事奉行、其佗小隊長・半隊長・分隊長・小頭調役助あふせ付られぬ、

廿七日 晴

試業ありて上等の書生褒美の品を与ふる、差あり、くれかた公用有て帰府、山田氏かゝさまこの便船より渡海也、

廿八日 晴

出殿、退出後所々用ありてゆく、

廿九日 晴

申過船にのる、うからやから方祭にゆく人おほし、船中處せきまて乗こむ、くれかた着船、およそ上下、

晦日 晴

五社神社の大祭にて、れいの剋限小隊長来りて三献の式ありて、献幣使として詣、馬上狩衣を服す、社参一拝して棧敷にいこふ、濱殿下り供奉してゆく、濱にて一拝かしはてうちて、れいの場所に轉して訓練・馬駈を神覽に備へぬ、終りて還宮、やかて頭殿ノ輩、しはらくして献幣使まゐりて幣をさゝく、退て復坐すれば倭舞・春日舞ありて、終りて神酒頂戴してかへりぬ、れいの役々来て、めてたく祭とゝのひし祝酒をすゝむ、曾山潜内・高崎善希^(マ)・上野良節等来る、

十月一日 晴

新納二郎左衛門父子・田畑成之丞父子来りて野尻昨日有川氏別野にゆく、姪すま子かしつきてより始ての出入也、

二日 晴

西道村讀書の師とたのミし田中氏を訪ひてよろつ頼みきこえぬ、有村岩右衛門を伴ふ、武藝を觀、

三日 曇

武藝を觀、

四日 五日 六日

副役藺田四郎助、民事方筆者等と争論の事ありて、その裁判してよと申おこしけるによりて帰府、まつ園田の宅にゆきてことの始末をこまかに聞とりて、山城右衛門・相良清兵衛を訪しかと、なきほとなれば三島弥兵衛を尋ねて一泊す、

七日 晴

朝とく起出て、相良にゆきてゆる／＼談判ニおよひ、藺田にゆきてそ事を通し、同伴して出勤、はしめのほとさま／＼いひしろひしかと、終に承服しぬ、

八日 晴

けふも出席、支配地の事ニつきて議せし事おほし、中井弘藏昨日帰着のよしを聞てゆきしかと逢す、奈良原幸五郎を訪しかハ行逢ぬ、こよひ中井所ニ泊す、

九日 晴

早天中井とゝもに田浦深見亭を見ニ行、かへるさ伊地知氏により、我庵にもしいこひ、里村幸内にたのむ事ありてゆく、夫より出殿す、八時退出、くさ／＼の用を仕舞て船にのる、夕方桜島にかへる、

十日 晴

役場の変革にとりかゝりぬ、

十一日 晴

今日都而諸役人々廃して更に申付ぬ、横目・普請見廻・竹木見廻の三役を廃止す、

十二日 晴

午後船有りて申計牛根につく、

十三日 晴

早天狩に出たつ、犬喰猪壱丸とりえしのミて得ものなし、上櫓木・深山・要ヶ尾ノ三鹿倉也、夜荒田直左衛門役々等呼寄せ穴を料理して振舞ぬ、

十四日 晴

昨日の穴二枝を母君に奉りぬ、けふも磯山狩に行、三疋ほど出しかと誰も射とめす口をし、暮方大隊長相良幸介・教頭河野四郎左衛門・筆者壱人來り、きのふの穴を料理してふるまひぬ、

十五日 晴

朝とく出たちて市成に行、はしめてなれば兵隊長郷境まで出迎へたり、はしめてなれと何事も事そくへきよいひおきつれと、盞をといひてかたのことくさしいしぬ、

十六日 風

調練を見る、武藝・学問を聞、

十七日 晴

士族一統をよひて復古の大道を細かにのふ、午後辞して百引に轉す、

十八日 晴

麓うつすへきところともをちこち見めぐりぬ、かへりてのち髪ゆふことはつらはしくなりて、拂すてゝ乱髪になりぬ、さてかゝみにむかひて、

みたれ髪かゝりけりやとたちねのなてし昔そこひしかりける

十九日 晴

大隊長等けふ百引につく、調練あり、麓うつすへき所々見分す、昨日の高隈の狩得ものなかりしかくちをしかりしなといはるれは、狩をもよふしぬ、たくれよりいてたちて嶽野に一泊す、河野・

西田のふたりはのこりとまりぬ、

廿日 晴

朝ほらけ出たつ、こゝちよし、三鹿倉かゝる、大皿・小皿といふくらにて猪三丸・鹿一丸をとり得ぬ、かへりくるミちにて、

わたつミの見るかりをもせしものを山の幸のミ人のいふらん

こはおのかたちけるまふしより南の海つら一めにうちわたされてえもいはぬけしきわすれかたくてありしに、人々得ものゝ事のミほこりいふを聞きて、みそかに獨こちける也けり、こよひ哥丸にやとる、

廿一日 晴

早天恒吉にゆく、調練を觀、軍局の人々ハ市成ニ行、

廿二日 晴

軍局の人々つねよしに來りぬ、又調練を觀、館に來つとひて、例の用終りて飯をふるまひてかへられぬ、駒を見る、

廿三日 晴

夙に起てつねよしをたつ、午後境村につく、しはらくいこひて麓につきけるは、日にし山に傾ける比ほひ也、

廿四日 晴

早天船にのりて、垂水に着しは巳時也、やかて仮に設し学館に入、篠原某も招かれて來たりとれり、

廿五日 晴

調練を觀る、未後犬山にのほる、こよひ段村にとまる、

廿六日 風

未明より夜たちす、小猪・大鹿得ものあり、夜役々を招、

廿七日 晴

早天さくら嶋にかへる、馬にのる、

廿八日

馬にのる、

廿九日

「(以下余白)」

(中表紙)

「改第『十六』號」

(張紙)

八

(角印)紫苑會印

學則

全

中楷ヲ用ヘシ

(中表紙見返し)

付箋

學則

此二字隸書ヲ用ヘシ

(中表紙見返し)

垂水學校藏

付箋

中楷ナルヘシ

學則序

上之待士子。其意最厚者。莫若學校也。而士子入學者。殊不知上待己之意。是以怠而不勉。苟知之矣。豈有不惕然戒懼而自勉者邪。今夫上設學校。給廩祿。以養坐侍衣食之人者。果何爲也。將以陶鎔造就之。又隨而爵命尊寵之。以共治國家之事也。父之於子

也。生之而或不能教之。師之於弟子也。教之而不能尊之。惟學校之於士子。養之教之尊之。厚莫重焉。然而士子不思卓然立志。遠大自期。以副上之意。大抵粗諳文理。習講說。足以應攷試則止。其間雖有英才美質。亦皆狃於見聞。溺於陋習。不能自奮勵。而其最下者。則舍業離次。群居終日。言不及義。或苦督課。畏罰責。則視學校。如牢獄。不肯入其門。上之舉賢求才。常出於所養之外。學校名存。而實廢矣。吁斯後世之通弊也。曩當 王室中興之時。我 公承 朝廷之意。首修學政。養人才。至諸縣邑。率無不立學校。士有奇才異能者。則擢用之。不拘以資格。國中靡然向風。高崎豐麻呂君。受命宰垂水等八邑。乃立學校。以身表率諸生。於是著學則一篇。凡入學者。各授以一篇。使先誦習之。以定爲學之方向。君以學則。徧質諸朋友。盡衆論求至當而無弊。其課程書目。首列以和書者。則使學者知本末内外之辨。猶春秋詳內而略外之義。是亦仲尼意也邪。君請予書一言其首。若夫爲學之方。斯篇本末該備。余特言學校待士子之意。及後世之弊。以警切諸生。俾之自戒而不怠於所務。庶賢才輩出。而稱立學校之意矣。

明治三年春壬正月元日

今藤惟宏撰

學則

一童子ノ始テ學校ニ入ル者ハ、先ツ授ルニ、古語拾遺・孝經等ノ、素讀ヲ以テス、西土學校ノ設ケ、灑掃應對進退ヨリ、禮樂射御書數ノ、順序ヲ以テ教導セリ、然レトモ、和漢古今ノ異アルヲ以テ。方今ノ入學ハ、偏ニ授讀之師ニ從事シテ聖賢ノ遺書ヲ、講明スルニ在リ、故ニ入學ノ子弟、一二師命ヲ奉シテ、動作進退、敢テ輕

忽ニス可ラス、嬉戲遊惰ノ念ヲ起ス可ラス、饗舍出入ノ期限ヲ誤ツ可ラス、授受ノ書ハ毎ニ復讀シテ、更ニ再問ヲ煩ス可ラス、是入門ノ第一箴ナリ、

一讀書ノ法ハ、定ムル所ノ課程ニ基キ、敢テ私見ヲ加ヘテ、等級ヲ超過ス可ラス、疑案ノ條々ハ幾回モ問尋シテ、融釋貫通スルヲ要ス、

一後世ノ學問ハ、典籍ヲ以テ、標準トセサルヲ得ス、然レトモ其要領ハ記誦詞章ヲ以テ、第一義トセス、必躬行實踐シテ、德性ヲ培養スルニ非レハ、博文多識モ、徒ニ文具トナルニ過ス、故ニ一字一句ノ異同ニ拘泥シ、名物度數ノ末ニ汲々タルハ、有用正大ノ學ニ非ルナリ、書生進達ノ後ハ、此ニ識見ヲ開テ、支離固陋ノ弊ニ陥ルコト勿レ、

一仲尼曰、物有本末事有終始、是レ必上ニ就テ、言ヲ立ルト雖モ、萬事皆此ノ理アリ、苟モ我ニ生レシ者ハ、本朝ハ始メナリ本ナリ、外國ハ末ナリ終リナリ、體ヲ我ニ居ヘ、彼ノ長ヲ取ツテ、我ノ短ヲ補フヘシ、謹ンテ内外ヲ混シ、本末ヲ誤ル可ラス、是學者須ラク、分辨スヘキ要領ナリ、

一學問ハ必ス、虚心ニシテ求ムヘシ、平氣ニシテ受用スヘシ、私意ヲ挾ンテ、人ノ善ニ從ハス、下問ヲ耻テ、問フコトヲ好マサルハ、學者ノ大患ナリ、虞舜ノ聖ヲ以テ、猶好問好察邇言、況ヤ凡庸ノ人ヲヤ、是レ深ク注意戒慎スヘキコトニアラスヤ、

一書生ノ輩、天資聰敏ニシテ、蚤ク文墨ノ枝ニ通達スレハ、忽チ傲慢ノ意ヲ生シ、動モスレハ衆人ヲ睥睨シ、長者ヲ凌侮シ、稠人廣坐ノ中ニ於テ、口舌ヲ簸弄シ、他人ヲ排斥ス、是尋常才子ノ通病ニシテ、其ノ揚々自負ノ貌、惡ムヘシ賤シムヘシ、入學ノ徒互ヒ

ニ親切シテ、是等ノ醜態ヲ養ヒ成ス可ラス、

一凡ソ賢不肖ノ相去ルコト、徒ニ天淵ノミナラス、然リト雖モ、人各々得失アリ、一短一長取捨スル所ヲ知レハ、天下豈弃材アラシヤ、聖人ノ天下ニ於ル、一視同仁ナリ、況ヤ方今、海外ノ國ト雖モ、交際ノ義ヲ盡シテ、敢テ攘斥セサルノ時ニ於テヤヤ、同學ノ徒謹テ、己ニ如サル者ヲ、凌辱ス可ラス、己ニ超ル者ヲ猜忌ス可ラス、先覺ヲシテ後覺ヲ諭シ、誘掖激勵シテ、勉テ人ノ徳ヲ成スヘシ、

一凡ソ學校ハ、上古ノ遺制ニシテ、聖人此民ヲシテ、各々德性ヲ成就シテ、身ヲ修メ家ヲ齊ヘ、治國平天下ノ、基ヲ建ル所以ノ設ケナリ、故ニ學校ニ入ルノ輩、小成ニ安セス、浮靡ニ流レス、務メテ遠大ノ器識ヲ涵養スヘシ、然レトモ、人各賦命ノ厚薄アリテ、窮達貧富壽夭禍福ノ、均カラサレハ、其ノ遭遇スル處ニ隨ツテ、之ニ處スルノ道、如何ト思フニアルノミ、或ハ相將宰輔ノ職ニ居リ、或ハ攻城野戰ノ任ニ當リ、或ハ時ノ不祥ニ遇テ、流離顛沛、和氣卿ノ大隅ニ竄セラレ、菅公ノ筑紫ニ貶セラル、カ如キ、或ハ衰亂革命ノ運ニ當リテ、恬退自適、管寧力遼東ニ隱レ、陶潛力柴桑ニ老ルカ如キ、皆其遇所ニ隨ツテ、善ク其身ヲ處シ、志操ヲ失ハス、無窮ノ世變ニ應シテ、死生榮辱義理ノ當然ニ從ヒ、敢テ一毫ノ私意ヲ接ヘサル、是レ吾力自得ノ實學ナリ、故ニ學ニ志スノ子弟、偏ヘニ己カ德性ヲ培養シテ、外物ノ爲ニ、心ヲ動スコト勿レ、其職ニ在ラスシテ、政事典型ノ得失ヲ論スルコト勿レ、小吏卑職ニ在テ、官長ノ能否ヲ議スルコト勿レ、況ヤ富貴利達ノ心ヲ生シテ、同輩ヲ煽動シ、沸騰ヲ醸出スル如キ、是レ豈ニ學者ノ所爲ナランヤ、之ヲ愼ムコト其始ニアリ、

一詩歌文章、天文豎卜、諸般ノ技藝、皆學問ノ丁端ナリ、道ヲ修テ餘力アレハ、他ノ技藝ニ遊フモ、亦妨ケス、内省克己ノ工夫、日夜ニ懈ルコト無レハ、今日ノ事業、皆學ニ非サルハナシ、古人曰ク、薪ヲ採リ水ヲ汲ムモ亦學也、況ヤ文字ノ業ニ於テヤ、只浮華ニ流レ、彫蟲ニ誇ルヲ戒ルノミ、

一學問ノ目的ハ、聖經ノ外ニ出スト雖モ、世邈カニ道微ニシテ、輓近諸家ノ註疏ニ依ラサルヲ得ス、然レトモ根本ヲ忘レ、枝葉ヲ逐フノ弊ハ、戒サル可ラス、畢竟註脚ハ、文字ノ艱奥ヲ解釋シテ、後生ノ徑路ヲ開クノミ、敢テ聖人ノ髓腦ヲ捉ヘ得テ、學者ノ方寸ニ置ニ非ス、故ニ一聖經ト雖モ、之ヲ讀シテ、眞實自得スルハ、其人ニ在リ、彼ノ七十子ノ如キ、仲尼ニ親炙シテ、猶其一端ヲ得ルニ過ス、況ヤ後世ノ諸賢ニ於テ、其註疏豈啻金科玉條ノミナラシヤ、性命理氣ノ論ニ至テハ、二程晦菴ノ說ニ、依ラサル可ラストイヘトモ、漢唐諸儒ノ說モ、亦一偏ニ廢ス可ラス、宋明以來、諸說一定ナラス、毫髮ノ差謬ヲ論シテ、多少ノ辨駁ヲ費シ、一字一句ノ註解、動モスレハ、數十百言ヲ贅ス、決シテ聖人ノ意ニ非ス、生徒宜ク、本文ノ微旨ヲ默契シテ、後儒ノ蛇足ニ惑フコト勿ルヘシ、

一氣運一變、日新ノ形勢ニ至ツテハ、西洋各國ノ政度典型、治亂興敗ノ蹟ヲ講明シテ、廣ク知見ヲ開カサル可ラス、然リト雖モ、余淺見寡聞、未タ西洋ノ學術ヲ了解セス、且ツ彼ノ學ノ我ニ入ル日淺ク、學校ノ制全ク備ハラス、此ニ於テ姑ラク、和漢ニ基キ、學制ヲ定メ、後進ノ識者ニ就テ、訂シコトヲ要ス、

課程

〇四等 受讀

古語拾遺 孝經
大學 中庸
論語 孟子
詩經 書經
易經 春秋

〇三等 自讀

古事記 日本紀
續日本紀 祝詞式
左氏傳 國語
戰國策 史記
前漢書 後漢書

〇二等 講義

古事記 祝詞式
孝經 大學
中庸 論語

孟子

兼課 自讀

日本後紀 續日本後紀
文德實錄 三代實錄
大日本史 資治通鑑

〇一等 論策

論策

經義ニ依リ古今ニ援據シ世道人心ニ裨益アルヲ主トス、

兼課 講義

日本紀

令義解

詩經

書經

易經

春秋

左氏傳

今此ニ、課程ヲ四等ニ定ム、而シテ其學業既ニ一等ニ至レハ、其長スル所、其好ム所ニ從ヒ、和漢經史子集、及ヒ西洋諸科ノ學ヲ、専門ニ學フコトヲ許ス、

正風謏劣迂疎、時事ニ曉通セス、謬ツテ垂水・櫻島、牛根・恒吉、市成・百引、花岡・新城ノ地頭職ニ補セラレ、恐懼戰慄、固ヨリ其任ニ堪スト雖モ、既ニ其命ヲ奉ス、敢テ愚力ヲ盡サ、ル可ラス、夫王政一新、藩政亦隨テ變更シ、地頭ノ職務モ舊ニ復シテ、名實相副ハシム、抑々地頭ノ管轄、固ヨリ衆多トイヘトモ、其要領士氣振興、風俗淳美ニ至ラシムルニアリ、此ニ學校ヲ垂水ニ設ケ、教導『敷』員ヲ置キ、諸生ヲ督責シ、人才輩出、國家教化ノ萬一ヲ補ハント欲ス、近來學風衰頹、或ハ文華ニ流レ、或ハ固陋ニ陥リ、或ハ空論ニ馳セ、或ハ門戸朋黨ノ禍ヲ醸ス、故ニ學校ヲ設ケ、法則ヲ建ル、其始ヲ慎マサレハ、其弊害終ニ救フ可ラサルニ至ル、是ヲ以テ、古今ヲ斟酌シ、名分ヲ正シ、實用ニ基キ、謹ンテ學範課程ヲ定ムルコト斯ノ如シ、

明治二年己巳臘月

高崎正風謹記、

鹿兒島県史料集刊行一覽

No.	刊行年	史 料 名	担 当 委 員
1	昭和34	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫
2	35	丁丑日誌(下)	芳 即正
2	36	丁丑日誌(上)	村野守次
3	37	薩摩国新田神社文書	五味克夫
4	38	一向宗禁制関係史料	桃園恵真
5	39	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光
6	40	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園恵真
7	41	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光
8	42	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄
9	43	明治元年戊辰戦役関係史料	村野守次
10	44	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説	増村 宏
11	45	管窺愚考・雲遊雑記傳	五味克夫
12	46	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興
13	47	本藩人物誌	桃園恵真
14	48	薩陽過去帳	宮下満郎
15	49	備忘抄・家久公御養子御願一件	五味克夫
16	50	鹿兒島縣地誌(上)	桐野利彦
17	51	鹿兒島縣地誌(下)	桐野利彦
18	52	薩藩舊土文章	五味克夫・桑波田興
19	53	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興
20	54	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興
21	55	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正
22	56	小松帯刀日記	芳 即正
23	57	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄
24	58	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄
25	59	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興
26	60	桂久武日記	村野守次
27	61	明赫記	宮下満郎
28	62	要用集(上)	芳 即正
29	63	要用集(下)	芳 即正
30	64	平元 桂久武書翰	村野守次
31	65	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
32	66	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
No.	刊行年	史 料 名	担 当 委 員
33	5	江夏十郎関係文書	山田尚二
34	6	示現流関係史料	宮下満郎
35	7	樺山玄佐自記並雑丁未隨筆・樺山紹劍自記	晋 哲哉
36	8	島津世祿記	山田尚二
37	9	島津世家	島中 彬
38	10	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
39	11	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
40	12	薩摩藩事一・鹿兒島師範学校史料	宮下満郎
41	13	薩摩藩事二・薩藩学事三	島中 彬
42	14	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
43	15	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
44	16	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
45	17	鹿兒島県布達(上)	宮下満郎
46	18	鹿兒島県布達(下)	宮下満郎
47	19	先君掖官遺抄・伊地知権左エ門日記	堂満幸子・林 匡
48	20	加治不古老物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集(上・下)	安藤 保・徳永和喜
49	21	西藩烈士干城録(一)	徳永和喜
50	22	西藩烈士干城録(二)	徳永和喜
51	23	西藩烈士干城録(三)	徳永和喜
52	24	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
53	25	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
54	26	通昭録(三)	丹羽謙治
55	27	通昭録(四)	中山右尚
56	28	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
57	29	通昭録(六)	丹羽謙治
58	30	通昭録(七)	塩満郁夫・堂満幸子・丹羽謙治
59	31	通昭録(八)	徳永和喜・中野 翠・日隈正守
60	32	通昭録(九)	林 匡・佐藤宏之・三木 靖
61	33	通昭録(十)	尾口義男・丹羽謙治
62	34	通昭録(十一)	中野 翠・安藤 保
63	35	東山道出軍小荷駄方日記(上)	徳永和喜・塩満郁夫
64	36	東山道出軍小荷駄方日記(下)	塩満郁夫・徳永和喜
65	37	高崎正風関係資料一(高崎先生伝記資料(維新時代)・桜島地頭時代二)	林 匡・崎山健文

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十音順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 元始良市歴史民俗資料館長

金井 静香 鹿児島大学教授

亀井 森 鹿児島大学准教授

栗林 文夫 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
調査史料室長

崎山 健文 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
主任学芸専門員

佐藤 宏之 鹿児島大学教授

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿児島大学教授

林 匡 錦江湾高等学校教諭

原口 泉 志学館大学教授

高崎正風関係資料¹

「高崎先生伝記資料（維新時代／桜島地頭時代）」

（鹿児島県史料集第六十五集）

令和八年三月

発行

鹿児島市城山町七一
鹿児島県立図書館

電話 ○九九―三二四―九五一一
FAX ○九九―三二四―五八二四

印刷

鹿児島市南栄三丁目三〇―七
株式会社イースト朝日
電話 ○九九―二六六―五五二二